平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	1	03_医療・福祉	村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業（特に農家）の子どもの認定に際しての全国（特に農家等の自営業者が多い地域）の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業（農家）の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	2	05_教育・文化	村	新篠津村	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	教育職員免許法施行規則	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化	幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。（分権一括法により令和6年まで延長予定） 特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものと考える。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう読めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む。」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村では、へき地保育所が地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。今後の村の運営体制も考えると、幼保連携型認定こども園への移行も検討の視野に上がっている。しかし、現状では保育教諭となるべき人材は限られており、資格の取得にあたっての特例は必要不可欠な状況である。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際の、実務経験にへき地保育所を含めることができるか明確でなく、移行したとしても人材をそのまま活用することが困難な状況となることが予想される。また、幼稚園教諭の免許保有者が保育士の資格を取得する際には、へき地保育所での勤務が経験として認められているため、事業者への説明にも苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	3	12_その他	中核市	徳島市	総務省、法務省	B　地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条、第23条、第24条、第25条、第30条の46、第30条の47、第30条の48、第52第2項	住民基本台帳法第52条2項の過料に処する届出項目の変更	住民基本台帳法第52条2項の過料に処する届出項目の第24条転出に（転出先が国外の場合）という文言を加える。	住民基本台帳法第52条2項「正当な理由がなくて第22条から第24条まで（以下略）の届出をしない者は、5万円以下の過料に処する」とある。各条の届について変更のあった日から14日以内に市町村長へ届け出なければならない。対象となる届出のうち、市町村を跨いだ住所変更をする場合は、「第24条転出届」、「第22条転入届」の双方を要し、新旧の各市町村に届出をしなければならない。その場合に異動日を14日以上遡及していると、双方で重複して過料の対象となっている。しかしながら、同一市町村内で届出が完結する「第23条転居届、第25条世帯変更届」については、過料が重複することはない。住民にとってはいずれも、一度の引越し（変更）であるにも関わらず、一方は過料に重複して処せられ、他方は重複しないという不公平な取り扱いとなっている。また転出届は郵送による届出がみとめられているため郵送の届出が増加傾向にあり、経過申述書の提出の取り扱いに苦慮している。そこで、過料に処する届出の項目「第24条（転出）」に（転出先が国外の場合）の文言を加えることにより、重複が解消されるため、加えていただきたい。転出先が国外の場合は、転入届を行う必要がなく、一度の転出届出で手続きが完了する。過料に処せられる項目に文言を加えることにより、国内間の転出が対象から除かれるため、現在発生している転出と転入の双方での過料の重複がなくなり不公平な取り扱いが解消される。	—
R1	4	10_運輸・交通	一般市	玉緒市	国土交通省	A　権限移譲	道路運送法第20条、道路運送法施行規則第5条	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。 ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の営業区域（当該市町村の区域が含まれる部分に限る。）の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。 ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。	本市は平成17年に一市二村（玉緒市、西吉野村、大塔村）が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。 旧五條市地域は金剛交通圏（2社が営業）に、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏（1社が営業）に属することとなった。 その後急激な人口減少の影響等もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。 そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保に支障が生じている。（道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏（旧西吉野村地域）での運行はできない。） 現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びデマンド型乗合タクシーで対応しているが、いずれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドア・ツー・ドアで担えるタクシーの運行が強く求められている。 現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専権事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	5	03_医療・福祉	中核市	船橋市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、生活保護法、生活保護法施行令	生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託	生活保護費返還金等（①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金）について、コンビニ収納を可能とするべく、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。	【支障事例】 生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られているが、入院中、身体等が不自由で違出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で手数料のかからない一部金融機関での納付書払いが困難な債務者が一定数いる。現金書留は手数料がかかり、福祉事務所等での窓口納付も交通費がかかるため、適正な代替手段が存在せず、債務者にとっての利便性が低い。 上記理由により納付困難であるということで、債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。（現に、債権回収の折衝を行う際には債務者からのコンビニ収納の要望が多々ある。） また、福祉事務所等での窓口納付については、亡失等の事故のリスクが存在しているため件数を減少させる必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	6	10_運輸・交通	一般市	湯沢市、大館市、男鹿市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、羽後町	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要領	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和	持続可能な地域公共交通を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規性要件を緩和する。	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用に当たっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件がある。（新規性要件：既存系統と運行区間が重複していない新たな区間のキロ程が当該系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合） しかしながら、山間部等においては、点在する集落を網羅する形で運行しているケースが多く、新たな経路を運行する方が非効率になる場合があり、現行のキロ要件を満たすことが困難である。 湯沢市では、これまで利用実態や利用者の要望等に応じ、運行経路等の見直しを進めてきたが、当該補助金の活用に当たっては、一定の路線再編が必須となっており、新たに運行する区間に対してのキロ要件があるため、これまで先行して効率的な路線の再編に取り組んだ地域においては、要件を満たすような今後の再編が見込めない。 また、当市の乗合タクシーは、地域の山間部等を中心に、点在する集落を網羅する形で運行しているため、現行のキロ要件を満たすほどの再編が困難であるほか、新たな経路を運行する方が非効率になる場合もあることから、当該補助金を十分に活用できない状況にある。 大館市では、地域間幹線系統確保維持費補助金の輸送量要件を満たすことができず、補助対象外路線となった路線について、幹線バスとして機能し一定の需要はあるのにも関わらず、現行要件では、たとえ運行区間を短縮し効率化を図ったとしても地域内フィーダー系統に組み入れることができない状況にある。	—
R1	7	03_医療・福祉	一般市	三原市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医師法第8条、医師法施行令第6条等 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護師等の免許等の申請について（昭和35年4月14日医発第293号）（最終改正平成30年12月10日医政発1210第4号）各都道府県知事宛厚生省医務局長通知	医療従事者の籍（名簿）登録まっ消（削除）申請に係る手続の柔軟化	医療従事者（※）の籍（名簿）登録まっ消（削除）申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し（原本照合なし）で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士 薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し（原本照合なし）で可能	【支障事例】 本市では、県から事務移譲を受け、医籍まっ消手続に係る事務を行っている。 手続に必要な書類は法令に「申請書」と規定されている以外は、国が県に示す事務処理要領等に規定されており、死亡の理由による登録のまっ消（削除）申請の場合は、死亡診断書等の原本（写しの場合は原本照合が必要）、あるいは戸籍抄（謄）本等のいずれかが必要となっている。 そのため、本市では、過去に遺族が医籍まっ消手続きに来られた際、死亡診断書の写しを持参していたため、原本照合が必要である旨伝えた。 しかし、既に原本は戸籍届出（死亡届）で提出済であり、原本が手元にないと苦情を言われたもの。 【制度改正の必要性】 現在は、死亡診断書等の原本（写しの場合は原本照合が必要）、あるいは戸籍抄（謄）本等のいずれかが必要となっているが、死亡診断書または死体検案書は、戸籍届出で提出するため手元には残らず、写しについても原本照合が必要であり、同様である。そのため、戸籍抄（謄）本等が必要になるが、故人（まっ消対象者）の本籍地が住所地と異なる場合など、戸籍抄（謄）本または除籍抄（謄）本の取得及び故人（対象者）の住所地へ訪問しなければならず、申請者の負担が大きい。 また、戸籍抄（謄）本の場合、編製に時間が必要なため、取得にも時間がかかる。 【懸念の解消策】 薬剤師と同じく写しで可能となるよう取扱を同様にする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	8	03_医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。 当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。 医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ⅱ)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]	—	保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者による証明の在職年数に最低在職年数が含まれることを関係機関に改めて通知し、新たに免許状を取得しようとする者に周知した。	【文部科学省】児童福祉法施行規則の改正に伴う幼保特例対象施設について(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_2	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ⅱ)地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位(施行規則5条)の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化するため、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議における関係者の意見も踏まえながら地方運輸局が営業区域を見直した事例と併せて、令和元年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。	—	「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平18国土交通省自動車局長)を改正し、地域公共交通会議において、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直しを協議事項とすることができることを明確化した。	【国土交通省】地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(令和2年3月31日付け自動車局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_4	国土交通省自動車局旅客課
5【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ⅱ)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(78条)等に基づき生じる債権の収納の事務については、私人に委託することを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日)。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_5	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (10)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(消除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書及び死体検案書は写しの使用が可能となるよう、「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」(昭35厚生省医務局長)を令和元年度中に改正する。	—	医療従事者の死亡による籍(名簿)登録の抹消(消去)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を附さずとも死亡診断書等の写しの使用が可能であることを通知した。	【厚生労働省】「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」の一部改正について(令和元年12月18日付け医政発1218第7号厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】(別紙)新旧対照表(令和元年9月30日厚生労働省令第57号) 【厚生労働省】医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免除等の申請について(令和元年12月18日付け厚生労働省医務局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_7	厚生労働省医政局医事課
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)への支援については、保育所等や学校における受入体制整備を促進するため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 [措置済み(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号))] ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善費用を追加する。 [措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)] ・学校については、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。 [措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)]	医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施	【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_8	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	9	09_土木・建築	一般市	佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第11項供書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害ボランティアの車両に係る有料道路の無料化措置に係る運用の明確化	災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会や災害ボランティアセンターが発行するボランティア証明書類を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。	【現状】 災害ボランティアのため使用するものとして料金を徴収しない車両は、告示において、地方公共団体等が要請したボランティア活動のために使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴収することが著しく不適当であると認めたものが対象とされている。 現状では、社会福祉協議会やボランティアセンターからのボランティア証明書類に加えて、全国の地方自治体が被災都道府県からの協力依頼に基づき発行する災害派遣等従事車両証明書が別途必要な取り扱いとなっている。 【具体的な支障】 ・申請者は、最寄りの市役所の窓口にボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。 ・車両証明書は、精算する料金所（出口IC）ごとに1枚の提出が必要であり、証明書に記載したICでしか利用することができないため、被災地が運距離となれば、証明書を往復分で何枚も発行する必要がある。 ・申請者がIC名や経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認している。 ・被災地との往復間で急な経路変更等が発生した場合には、申請者は再度窓口に出向き、新たに発行した証明書を料金所に郵送しなければならない。 ・なお、被災自治体においても同様の事務が発生するため、復旧業務を行う上でも負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	10	05_教育・文化	都道府県	岩手県、盛岡市、一戸町、秋田県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成28年2月16日付け事務連絡（文部科学省初等中等教育局高校修学支援室）	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用	マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの運用に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みを見直し、都道府県の実状に応じて各学校においても処理できる仕組みとすること。	就学支援金制度に係る認定関係事務は、教育委員会としての認定権限を公立学校長に委任していることにより認定関係事務が公立学校で完結している。 しかし、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室からマイナンバー利用による就学支援金支給手続きの方針（平成28年2月16日付け事務連絡）が示され、認定権限を公立学校に委任している場合も含め、いかなる場合も公立学校で保護者等のマイナンバー情報のシステム入力が行えず、都道府県のみが行えることとされていることから、本県の実情と大きな隔たりが生じている。 なお、特別支援就学奨励費の事務では、各学校でマイナンバー制度を利用した事務処理が可能であり、専用端末も配備されている。類似制度でありながら、取扱いが異なっている。	—
R1	11	07_産業振興	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、陸前高田市、西和賀町、洋野町、一戸町、秋田県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	仮設施設有効活用等事業に係る助成金交付規程第4条第4項	仮設施設有効活用等事業の助成対象要件	完成5年経過後の仮設施設について、客観的に仮設施設としての役割を終えたことを理由とする撤去等を助成対象とするよう要件の見直しを求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設施設は、東日本大震災津波で被災した事業者が仮設復旧するために措置されたものであり、非常に有意な事業である。 当該仮設施設を市町村が撤去等した場合は中小機構から助成金を受けることができる。また今般、令和2年度末まで助成期間が延長された。 本助成事業は、客観的に仮設施設としての利用を終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮設施設の継続利用の意思」及び「土地所有者等の意思等により利用継続ができないこと」が必要とされているところ。一方、県内において、例えば、多くの仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用していた仮設施設が空になる等、その後の活用方法が見込めない仮設施設も増加しており、県内市町村からは、まちづくりの観点から仮設施設の撤去助成を望む声が多くある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	12	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一第1章第2部通則5 医療法の一部を改正する法律の施行について（平成一〇年五月一九日健政発第六三九号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知）第二の三（一）	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し（地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院日を起算日として取り扱うこと） ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定	広大な県土を有し、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となって26県立病院等（20病院及び6地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築している。 現行の診療報酬の算定方法において、患者が転院した場合、通常は入院期間がリセットされるが、同一の開設者など「特別の関係」の場合は、入院期間が通算される取扱となっている。このため、基幹の県立病院から入院患者を受け入れた後方支援の県立病院は、実質的には新規患者であるにも関わらず、基幹病院分も含めた入院期間となり、入院基本料への下記加算が低額又は算定不可になる。 ・14日以内の期間…1日あたり450点（1点＝10円で4,500円） ・15日以上30日以内の期間…1日あたり192点 また、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率について、同一開設者間での紹介を含めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	13	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」 平成28年4月28日付事務連絡「「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉（介護を含む。）」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉（介護を含む。）」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉（介護）関係者（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が災害救助の基本施策の一つであることを明確化	【課題】 災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ（熊本地震については旅費のみが対象）。	—
R1	14	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成31年2月7日付厚生労働事務次官通知「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱）	「災害派遣福祉チーム」の制度化及び派遣・調整システムの構築	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う「災害派遣福祉チーム」（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成）を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築	【課題】 災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。 【現状】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ（熊本地震については旅費のみが対象）。	—
R1	15	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）交付要綱 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	自殺対策費補助金の早期の交付決定	自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定	本県の事業「自殺対策事業費」の財源となっている国の自殺対策費補助金については、例年12～1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。 地域自殺対策推進センター（県精神保健福祉センターに設置）の運営費については、同補助金を財源としているが、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 （参考）平成30年度の交付決定日　平成31年1月8日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	16	12_その他	町	北栄町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」（平成20年3月31日総行市第75号ほか総務省） 「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」（平成20年9月9日事務連絡総務省） 「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室） 「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（通知）」（平成25年3月28日民一第317号法務省） 「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」（平成27年3月31日事務連絡法務省）	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置（職員が休暇を取得できるための職員数の配置）する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	【国土交通省】災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて（令和元年7月1日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_9	国土交通省道路局高速道路課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (32)自殺対策基本法（平18法85） 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。	—	自殺対策費補助金の交付決定について、令和2年度は10月29日に行った（なお、令和元年度は11月22日に交付決定を行った）。	—	—	厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	17	12_その他	町	北栄町	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法（第34条の2）	地方公営企業の出納事務等を会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、管理者が行う事務となっている。（法第9条） 法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないことにした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できるよう要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】 （財務規定等が適用される場合の管理者の権限） 第34条の2　地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。 【制度改正要求の内容】 財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に習熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考慮されていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少人数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】 本町では、特別会計（職員2名）で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。 出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適化に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。 そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発し出納業務を行わせることとした。 しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者（会計管理者）が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	—
R1	18	05_教育・文化	都道府県	東京都	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第6条及び別表第8	小学校専科教員に対する小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	【現状】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性】 学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状（外国語（英語））を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。 また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申（※1）において、「学校における働き方改革」の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問（※2）においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。 ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」 ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	19	03_医療・福祉	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け厚生労働省通知）、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日付け厚生労働省通知）	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けたものであっても実施することができるよう、保育所等と同様の特例を認める。	近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、全国的に放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にある。 本市においても、年々利用ニーズが増加しており、それに伴い、待機児童も増加傾向にある。待機児童の解消は喫緊の課題であり、市が設置する施設だけでは増加する利用ニーズに対応することが困難な状況であることから、社会福祉法人等による事業参入の促進を図っている。 一方で、社会福祉法人の認可に関する基準では、社会福祉法人が通所施設を設置する場合、保育所等については、設置に必要な不動産を国または地方公共団体以外の者から貸与を受けて行うことができるよう要件緩和がされているが、放課後児童クラブは、この要件緩和の対象施設に含まれていない。 そのため、本市では、市内の社会福祉法人から放課後児童クラブを新設したいとの相談を受けたが、民有地を借り受けて整備を行う計画であったことから、事業実施を断念せざるを得ない事案が生じたところである。 今後さらに増加する利用ニーズの対応に必要な施設の量的整備を進めるに当たって支障が生じている状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	20	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知	犬の登録情報の取扱いの変更	狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとすること。 （例） 登録頭数に含まないもの：年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を消除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来たしている状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を消除をするためには、所有者に直接確認する必要があり、時間を要する。 ＜参考＞ 年齢が20歳を超える犬で直近5年間注射済票の交付がない頭数 217頭（令和元年5月27日現在） （1）当該犬に係る経費　85千円 【内訳】 郵送費：12千円 電算処理費：6千円 臨時職員雇用費：67千円 ※死亡犬確認作業 （2）接種率 69.7%（平成30年度末時点） 71.5%（登録頭数に含まない場合）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	21	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項	犬の登録情報の職権消除等ができる権限の付与	一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権消除等ができる権限を付与すること。 （例） 職権消除できるもの：年齢が25歳を超えるもの	所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を消除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来たしている状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を消除をするためには、所有者に直接確認する必要があり、時間を要する。 ＜参考＞ 年齢が25歳を超える犬の頭数　75頭（令和元年5月27日現在） （1）当該犬に係る経費　34千円 【内訳】 郵送費：5千円 電算処理費：2千円 臨時職員雇用費：27千円 ※死亡犬確認作業	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	22	06_環境・衛生	一般市	出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法 平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。	現行法では変更届は新所在地を所轄する市町村長へ届け出ることとなっているため、国外の場合、飼い主は変更届を提出することはない。 このことから、市外に転出しているにも関わらず、法に届出が明記されていないため、原簿の適切な管理が行えない現状がある。 また、平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知の中でも、犬の登録原簿の管理について、変更届が適正に行われていない場合にあっては、届出書の提出を求める等登録原簿の適切な整理を行うこととしているが、提出を求める届出書が規定されていないため、犬の所在を正確に把握できず、所在不明犬として管理することになる。 ＜参考＞ 当市には外国籍住民が4,986人（平成31年4月30日現在）在住しており、外国籍の住民から、自国に戻る際の犬の手続きについて問い合わせがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	23	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条・43条、子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について、子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	特定教育・保育施設の確認と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。	本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。 現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所に、本市以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している入が複数入いた場合、当該事業者がその従業員が居住している全ての自治体に確認申請を行う。それを受け各自治体が当該事業者が所在する市町村から確認について同意を得て、当該事業者を確認する必要がある。これら事務は、事業者にとっても自治体職員にとっても大きな負担となっている。 また、事業所内保育事業については事務負担を考慮され通知により簡便な方法も示されているが、他自治体とのやり取りなどの事務が煩雑である。通知による簡便な方法を実施したとしても、各市町村と調整の上、同意を不要とする旨の協定書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務（協定書の内容についての確認、修正等）が大きな事務負担となっている。 あわせて、事業所内保育事業だけでなく、利用調整により本市の児童が他市の小規模保育事業を利用する事例もあり、同様の事象が発生している。また、本市の児童が他市の施設を利用する際、その他市の施設が地域型保育事業に該当する施設なのか、その市と同意を不要とする旨の協定書を作成しているかをその都度確認する必要があり大きな事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	24	09_土木・建築	一般市	東松島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法43条、都市計画法施行令第36条第1項第1号イ・第3号ホ、都市計画法施行規則第34条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化	空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合などにおいては、許可申請に係る添付書類等、申請手続の簡素化を行うことを可能としていただきたい。	市街化調整区域に立地している空家となった農林漁業住宅に一般世帯が入居し、活用するためには、農林漁業住宅から一般住宅への用途変更許可が必要となるが、その許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第34条の規定に基づき、許可申請書、付近見取図（方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示）、敷地現況図（敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示）を提出しなければならない。 当該書類を作成するに当たっては、専門的見地を有する事業者（土地家屋調査士等）に作成を依頼し、現地調査測量などを行ってもらう必要があるため、貸し手である当該空家の所有者にとって大きな負担となり、当該空家を空き家バンクに登録する意欲を削ぐ要因になっている。 用途変更の前後で、当該建築物が住宅であることに変わりはなく、かつ改築を伴うものでもないため、排水能力は変わらないものと考えられる。 市町村において、周辺の土地利用への影響や地域づくりへの支障がなく、地域活性化につながることが確認できれば、都市計画法施行令第36条第1号の技術基準を適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが地方創生につながることから行政のメリットは大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	25	12_その他	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省自治行政局選挙部管理課長通知（平成29年10月6日付け総行管第333号）	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか（法改正、OSサポート期間終了など）であって、やむを得ない事情がある場合（システム改修に期間を要す）には、監督官庁（総務省）と協議した上で、事案の事前着手を認めることとする。（次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。）	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費（以下「執行経費」という。）は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」（昭和25年法律第179号）において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに発出される国（総務省自治行政局選挙部管理課）からの通知に基づき実施している。 【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投開票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。（履行期間約数ケ月）当案務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ⅳ)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (ⅰ)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表8)については、小学校における専科教員としての在職年数を算定することとする。	令和4年5月11日に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」が成立した。 同改正法は令和4年7月1日に施行され、中学校教諭免許状所有者が小学校専科教員として勤務した年数についても、小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数として算入することが可能となった。	【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_18	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (ⅱ)社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。	—	既設の社会福祉法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととした。	【厚生労働省】「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_19	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (ⅰ)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ⅱ)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から、犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_20	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (ⅰ)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ⅱ)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から、犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_21	厚生労働省健康局結核感染症課
5【厚生労働省】 (18)狂犬病予防法(昭25法247) 市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (23)狂犬病予防法(昭25法247) (ⅰ)市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)が行う犬の登録(4条2項)については、その適正化を図るため、令和3年度中に政令を改正し、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除を可能とするとともに、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における事務の円滑な実施に資するよう、当該要件を整理した上で、市町村に令和3年度中に通知する。 (ⅱ)犬の所在地が国内外に変更される場合については、出入国の際に国から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に情報提供が可能となる仕組みを構築し、その運用方法について市町村に令和3年度中に通知する。	狂犬病予防法施行令及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正し、令和4年4月1日から、犬の所在が不明である場合等に市町村長が職権により犬の登録を消除できることとした。 (令和3年政令第338号・令和4年厚生労働省令第24号・令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知)	【厚生労働省】狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令等の施行に係る取扱いについて(令和4年3月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 【厚生労働省】狂犬病予防法施行規則新旧対照表(令和4年2月24日公布)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_22	厚生労働省健康局結核感染症課
5【内閣府(11)(ⅱ)】【厚生労働省(33)(ⅲ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	26	12_その他	中核市	下関市	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項 行政不服審査法第43条	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審理員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。 改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。 したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	27	12_その他	指定都市	京都市	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。 当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。 このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	28	09_土木・建築	都道府県	奈良県	総務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」（奈良県営住宅条例第30条2項第38条第3項及び第4項）と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」（奈良県県営住宅条例施行規則第19条）と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例（案）について」（平成8年10月14日住総発第153号）を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求（賃貸借契約を解除）することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。 当県においては、県営住宅の過去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。 退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	29	02_農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。	畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事故繰越しとなった事例も存在する。 国としても、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや例当内示前の入札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまうなどの懸念がある。 要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の暑熱被害への対応策として、本事業を活用して暑熱対策用の機械整備を行おうとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることが分かり、タイムリーな機械導入ができないために補助の申請を諦める事例も出てきている。 要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	30	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いとしたいているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前の事由（地元との協議等）による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	31	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B　地方に対する規制緩和	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」（平成24年6月4日付総行住第47号）	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。	【例：住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」（平成24年6月4日付総行住第47号）で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえると、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性（性自認）」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	32	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間満了による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間満了による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。 しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。 この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	33	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B　地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱第4条	個人番号カード交付事業費補助金の交付対象の明確化	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱において、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等に「有効期間到来による再交付」が対象に含まれることを明確化すること。	マイナンバーカードの交付手数料は条例で定めているが、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱により補助金の対象となる場合は、手数料の対象外（無料）としており、補助金の対象とならない場合は、手数料として規定している。 そのため、申請者の責によらない場合の再交付であっても国庫補助の対象とならない場合は、自治体としては手数料を徴収せざるを得ない。今後、有効期間到来によるマイナンバーカード更新の際に手数料が生じることは、更新意欲の妨げとなり、カード普及率の低下につながることが懸念される。ひいては、今後、マイナンバーカードの利活用を推進していく上で、支障になると思料される。	—
R1	34	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要項、企業主導型保育事業助成要領	企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	平成28年3月31日以前に設置された院内保育施設に対する、企業主導型保育事業による助成の対象の拡大	出産や育児は、医師や看護師など、病院に勤める女性の離職理由として大部分を占めている。 各病院では、離職防止のため、他の産業に先駆けて院内保育施設の整備を進め、女性の働きやすい職場づくりに努めてきている。 一方で、企業主導型保育事業は、新たな保育の受け皿を基本としていることから、制度創設前に設置された施設への補助は認められていない。 保育所の必要性が特に高いため制度創設前から設置されている保育所が、制度創設前に設置されたという理由で制度を活用できず、制度後に設置された保育施設との格差が生じている。 病院からも「近年設置された院内保育施設は国から手厚い支援があるのに、設置時期が古いことを理由に、国の支援対象外となるのはおかしいのでは？」と意見を受けている。 認可外保育施設は、認可保育所と比べて公的な補助が乏しいが、医療従事者確保のためには、病院は保育施設の運営を続けていかなければならない。 医療従事者の確保は行政課題であるため、そのための支援策はあらゆる角度から検討していく必要がある。	—
R1	35	12_その他	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	・住民基本台帳制度における DV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について（平成29年7月13日事務連絡） (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について（平成29年7月14日事務連絡） (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について（平成29年8月9日事務連絡） (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について（平成29年11月8日事務連絡）	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体（市町村間及び都道府県間）で情報共有できるようにすること。	【現状】 マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み（マイナポータル）が設けられている この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同居世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある 国はDV等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を秘匿する対応を求めている。（不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定） 【問題】 市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの秘匿対応を実施している。（市町村間での情報共有はなされていない） 一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	36	08_消防・防災・安全	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条、第6条の3	災害復旧事業における事務の簡素化	災害復旧事業における国庫負担金の申請の際に提出する資料について、事務費（工事雑費）の記載を省略し、国庫負担対象経費のみを記載するよう取扱いの見直し	災害復旧事業における国庫負担申請において、申請から災害査定（朱入れ）まで、工事雑費を含めた額で、国土交通省へ申請することとなっている 現在、事務費に対する国庫負担は廃止されているが、手続き上は国庫負担がなされていた際の取り扱いのままとなっている 工事雑費を含めて申請すると端数調整が必要となる場合があり、申請額の誤りにも繋がるため取り扱いを改める 平成30年に農林水産省所管の農地等災害復旧事業においては、事務費の取り扱いを改正されたところであり、国土交通省所管の公共土木施設等の災害復旧事業においても、同様に事務費の取り扱いの見直しをお願いするもの	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(10)】【総務省(11)】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭55法87) 市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]	—	市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用(6条5項)の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還と引換えに、撤去等に要した費用を徴収等する場合は、その事務の私人委託が可能である旨を通知した。	【内閣府】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和元年12月5日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_27	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当) 総務省自治行政局行政課
5【総務省(7)】【国土交通省(11)】 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を整理した旨通知した。	【国土交通省】公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金の徴収事務の委託について(令和2年3月24日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_28	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【農林水産省】 (14)畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業については、事業計画等の策定手続の迅速化に資するよう、講習会の開催や計画の策定に係る留意事項の周知等必要な支援を令和2年中に実施する。	—	①講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。 ②基金管理団体の他、新たに公募で選定した1団体を事業実施主体に加え、機械導入事業の実施体制の強化を図った。 ③事業計画の策定や事務手続きにおける留意事項を纏めたQ&Aを公表し周知を図った。・講習会を開催し、行政、事業実施団体の実務者に対し、事業の改正点等の説明及び手続に関する留意事項の周知を図った。	【農林水産省】畜産クラスター関連事業Q&A(令和2年3月24日版　農林水産省生産局畜産部 畜産企画課・畜産振興課　公益社団法人中央畜産会)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_29	農林水産省生産局畜産部畜産企画課
5【内閣府(15)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(39)】 (15)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(13)】【文部科学省(14)】【厚生労働省(43)】 (13)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	引き続き、年に複数回の内示を行うとともに、前年度に内示スケジュールの事務連絡を発出し、各市区町村の整備計画に対応できることとした。	【厚生労働省】令和2年度子算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について(令和2年1月20日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係、保育課予算係事務連絡) 【文部科学省】令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等について(令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_30	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]	—	個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。	【総務省】「個人番号カードまたは電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)」の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1_01_個人番号カードまたは電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1_02_個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務概要及びスケジュールについて1.1版 【総務省】別添2_01_個人番号カードまたは電子証明書有効期限通知書の送付物に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2_02_有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2_03_パンフレット_有効期限通知書の説明 【総務省】別添2_04_パンフレット_マイキーID設定方法	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_32	総務省自治行政局住民制度課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	37	03_医療・福祉	都道府県	島根県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	・管理者の常勤しない診療所の開設について（昭和29年10月19日医収第403号厚生労働省通知） ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化	中山間地域や離島においては、開業医の高齢化が進み、後継者もいない状況で閉院の危機がある。 その診療所を維持するためには、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができず（常勤性）、管理者になれない＝診療所が存続できない という認識である。 平成29年の地方分権改革に関する提案募集において厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。（中略）管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	38	12_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー（CIR・ALT）の配置要望調査について（照会）」（一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長） ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について（通知）」（総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長）	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会（クレア）との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査（①）について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁（総務省、外務省、文科省）からJETプログラムの概略や活用を促す通知（②）が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	39	12_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省、外務省、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー（CIR・ALT）の配置要望調査について（照会）」（一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長） ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について（通知）」（総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長） ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について（照会）」（一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長）	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月（新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期）までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け（①）及び9月12日付け（③）で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け（②）で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。 なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会（ALT）のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	40	12_その他	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	総務省	B　地方に対する規制緩和	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総行国第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について（通知）」（総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長）	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行に係る事務の簡略化	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその度毎の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様に2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとされているため、3月31日で一度任期を区切らなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ・ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない（平成30年8月24日付け総行国第140号・三省通知）が、クレアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用」（新たな職への採用）手続きをしなければならないと考え方が示されている。 ・つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	—
R1	41	12_その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村	法務省	B　地方に対する規制緩和	平成31年2月13日「外国人受入環境整備交付金（整備）交付要綱」、 「外国人受入環境整備交付金（整備）公募要領」	外国人受入環境整備交付金の運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別 に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	42	12_その他	都道府県	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町	総務省	B　地方に対する規制緩和	①平成30年6月7日付け事務連絡「平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査について（依頼）」（総務省自治行政局地域情報政策室）及び同調査要領 ②平成30年8月14日付け事務連絡「平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査について（依頼）」（総務省自治行政局地域情報政策室）及び同記入要領 ③平成31年2月4日付け総行情第113号「改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査について（照会）」及び同記入要領	総務省から市町村に対する調査・照会業務に係る県経由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の経由事務を廃止すること。 （平成30年度に実施した調査の例） ①平成28年度決算における自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。 取りまとめにあたっては、調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。 回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめて総務省へ報告するよう定められている調査もある。 このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	—
R1	43	02_農業・農地	都道府県	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	養蜂振興法第4条（転飼養蜂の規制）及び同法第8条第1項（蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等） 平成24年11月1日付け24生畜第1518号「養蜂振興業法の施行について」（農林水産省生産局長通知） 平成29年8月24日付け29生畜第581号「養蜂振興法の適切な運用について」（農林水産省生産局畜産振興課長）	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。 また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見（適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等）の提供を行うこと。	【現行制度】 養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。 本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めてきたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一的見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。 【支障事例】 平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴された。裁判途中で取り下げとなったため判決に至らなかったが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘された。 当該基準が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に敗訴する可能性があり、許可事務や転飼調整に支障が出ている。敗訴した場合には県の措置の実効性が失われる事態が想定される。 県内の転飼許可申請件数は例年250件程度で、平成30年度の不許可件数は4件だった。県内での配置調整についても合わせるとトラブルは毎年10件程度ある。養蜂業者からもトラブル防止のためには基準が必要だという声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 （12）医療法（昭23法205） （ｉ）診療所の管理者（10条）については、原則として、当該診療所で定めた医師の勤務時間の全てにおいて勤務する者とすることとしているが、医師が不足している地域等でそのような医師を確保することが困難な診療所においては、そのような医師でなくとも、連絡体制の確保等による管理者責務の確実な履行を前提に、例外的に都道府県等が管理者と認めることができる旨を都道府県に通知する。 ［措置済み（令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知）］	—	医師が不足している地域等で管理者（10条）を確保することが困難な診療所については、診療所で定めた勤務時間の全てにおいて勤務する医師でなくとも、診療所の管理者と認めることができる旨を通知した。	【厚生労働省】診療所の管理者の常勤について（令和元年9月19日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_37	厚生労働省医政局総務課
5【総務省（22）】【外務省（1）】【文部科学省（13）】 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び（一財）自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書（JETプログラムの一層の活用について（通知）（令和2年9月16日付け事務連絡））を（一財）自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について（通知）（令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_38	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室
5【総務省（22）】【外務省（1）】【文部科学省（13）】 （22）語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。	—	関係省庁及び（一財）自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書（JETプログラムの一層の活用について（通知）（令和2年9月16日付け事務連絡））を（一財）自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出した。	【総務省】【外務省】【文部科学省】JETプログラムの一層の活用について（通知）（令和2年9月16日付け総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_39	総務省自治行政局国際室 外務省大臣官房人物交流室 文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室
—	—	—	—	—	—
5【法務省】 （5）外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、令和2年度交付分から、前年度の12月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。 ［措置済み（令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡）］	—	外国人受入環境整備交付金の交付対象となる経費、スケジュール等については、対象年度の前年度の12月までに通知することとした。	【法務省】令和2年度の外国人受入環境整備交付金の概要について（令和元年11月29日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_41	出入国在留管理庁在留支援課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 （6）養蜂振興法（昭30法180） 転飼の許可（4条1項）及び蜂群配置の適正等を図るための措置（8条1項）については、都道府県における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、有識者、関係団体及び都道府県の参加を得て調査等を行い、転飼の許可及び措置の実施に当たって参考となる科学的知見等を令和3年度中を目途に都道府県に情報提供する。	—	令和3年度当初予算において、蜂群配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用等を支援するため、養蜂等振興強化推進事業の予算額を大幅に拡充。 当該事業の活用により、全国段階では蜜源関連データの収集や地図情報データの作成に向けた調査が行われ、地域段階では蜜源植物の植栽や実態把握に向けた植栽状況調査が行われた。 令和3年度の事業により得られた科学的知見等について、令和4年3月24日に「養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会」を開催し、都道府県に情報提供を行った。	【農林水産省】養蜂関連データの蓄積・活用に関する情報交換会資料（令和4年3月24日）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_43	農林水産省畜産局畜産振興課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	44	10_運輸・交通	都道府県	秋田県、小坂町	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	空港法第9条第1項、第10条第1項・第3項 空港法施行令第4条 空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱第2条第1項	国土交通省空港施設災害復旧事業費（補助）について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	国土交通省空港施設災害復旧事業費（補助）について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。	平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館能代空港内の法面（滑走路外周の管理用道路の法面）が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。 法令上、本事業の対象となるのは「滑走路等又は空港用地」や「排水施設等」の災害復旧工事とされている。今回のケースでは、直接「滑走路」や「排水施設」が崩れたのではなく、また、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まったことから、更なる被害拡大も懸念される状態であった。 その後、急を要する案件であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることを証明できるよう、日常点検のなかで法面を捲り上げて地面がどのような状態となっているのか確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるかといった厳しい補助採択条件が提示された。 当県では国土交通省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づく点検以上のことは実施していなかったため、結果的に別事業（県単災害復旧事業）として執行せざるを得ない状況となった。 補助要綱等にも明記されていない厳しい採択条件ではなく、通常の点検によって柔軟に採択することが可能となるよう、採択要件を明確化していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	45	12_その他	都道府県	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	内閣府	B　地方に対する規制緩和	2018年12月21日付け事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」（内閣府地方創生推進事務局） 平成30年12月21日付け事務連絡「2019年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ）に係る実施計画等の作成及び提出について」（内閣府地方創生推進事務局） 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第1章1－2	地域再生計画に係る申請受付時期（期限）の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。（参考：交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出（鑑は知事印を押印の上、郵送提出が必要）） また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況（内示後）により修正や取り下げ処理が発生している。 取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	—
R1	46	08_消防・防災・安全	中核市	倉敷市	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法	「借上型仮設住宅」借り換えの柔軟な運用	引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設住宅」の借り換え（特に被災地域である真備町内）を可能とできるよう運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった（3,000世帯超）ため、不動産業者は物件の内覧等にとても応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。 生活がある程度落ち着いてから、通勤・通学や買い物の利便性を求め転居したいという声が上がっている。また、被災から1年近く経過し、被災地域である真備町内のアパートも復旧してきており、より自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上がっている。 現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者の小中学生をスクールバスで真備町内の小中学校に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	47	03_医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法、同施行規則	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること	都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為（特定行為）はたんの吸引と経管栄養に限定されている。 そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受入れについて、相談の段階で断る例が生じている。 本来であれば看護師を雇用し対応するのが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会性の発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	48	03_医療・福祉	中核市	福井市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	健康保険法第63条、第88条	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけでの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	49	01_土地利用（農地除く）	中核市	福井市	総務省、農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について（平成23年4月22日付け23林整計第26号）、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について（平成24年3月26日付け23林整計第342号）	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】 森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産税台帳により確認を行おうとしても、上記のような制限がかゝるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。 また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	50	07_産業振興	都道府県	福井県	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（第2条）、同法施行令（第3条）	農村産業法における人口要件の緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に定める農村地域につき、人口20万人以上の市であっても人口流出が著しい地方都市については農村地域の対象とするなど、人口要件を緩和すること	人口26万人の福井市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、農工団地の整備ができず、結果的に企業進出が進まない。	—
R1	51	12_その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	平成30年12月21日付　内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 2019年度地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に関するQ&A	地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し	国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。	地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町とではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。（なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人（世帯）に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	52	12_その他	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、高知県	環境省	B　地方に対する規制緩和	地域環境保全基金質疑応答集No.12	地域環境保全基金事業にかかる経費（旅費）の認定及び通知等による明確化	地域環境保全基金を活用した事業（例：県民向けの普及啓発事業）を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に要する職員旅費については、基金の県独自上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、来年度からは、上乗せ分がなくなるため、対応に苦慮している。 本県では過去に「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。 また、地域環境保全基金の財源については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (16) 空港法(昭31法80) 空港施設災害復旧事業費補助金については、「空港内の施設の維持管理指針」(平26国土交通省航空局)に基づき地方公共団体が策定した維持管理計画に沿って空港施設の維持管理を適切に実施している場合には、災害復旧工事の対象外である「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの(施行令4条5号)」に該当しないことを含め、採択要件等を明確化し、地方公共団体に令和2年中に周知する。	—	空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱の補足として、別添「空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～」を、関係地方公共団体あて、令和2年4月9日に配布した。	【国土交通省】空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について～補助事業採択要件の補足等～(令和2年4月9日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_44	国土交通省航空局空港計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ⅲ) 保育士等が行うことができる喀痰吸引等の特定行為(施行規則1条)の対象に在宅酸素療法の管理を追加することについては、専門的見地や現場の実情、必要性等を踏まえた保育所における医療的ケア児の受入れに係る調査を行った上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(1)】 健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)への支援については、保育所等や学校における受入体制整備を促進するため、以下の措置を講ずる。 ・訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供については、訪問看護情報提供療養費の算定対象や回数を拡充する。 [措置済み(訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号))] ・保育所等については、医療的ケア児保育支援事業について補助対象自治体の拡充を行うとともに、補助基準額に喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善費用を追加する。 [措置済み(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知、令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)] ・学校については、医療的ケアを実施する看護師の配置に係る経費を拡充するとともに、学校における医療的ケア実施体制充実事業において、新たに地域の小・中学校等における医療的ケア児支援体制の在り方に関する調査研究を実施する。 [措置済み(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)]	医療的ケア児の受入体制整備促進について、 ・訪問看護ステーションからの情報提供について、医療保険における算定対象・回数を拡充 ・医療的ケア児保育支援事業について、補助対象自治体を拡充 ・医療的ケアを実施する看護師の学校への配置に係る経費を拡充するとともに学校における支援体制の在り方について調査研究を実施	【厚生労働省】訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第62号) 【厚生労働省】「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について(令和3年4月1日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知) 【文部科学省】学校における医療的ケア実施体制充実事業(小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)の公募について(周知)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_48	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 厚生労働省保険局医療課、子ども家庭局保育課
5【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることとされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。	【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_49	総務省自治税務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (14) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]	—	地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合を地域の実情等に応じて変更可能である旨を通知した。	【内閣府】地方創生移住支援事業の地方分の財政負担割合について(周知)(令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_51	内閣府地方創生推進事務局
5【環境省】 (4) 地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。	—	地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に通知した。	【環境省】地域環境保全基金事業における対象経費について(令和元年12月23日付け環境省大臣官房環境計画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_52	環境省大臣官房環境計画課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	53	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」（平成23年3月厚生労働省）	ビッグデータを活用した生活習慣病対策推進のためのデータ提供体制の構築	同一市区町村内においても、都市部、農村部、島嶼部、山間部等生活習慣の相違により健康課題も異なることが想定されるため、個人が特定されない上で十分に配慮した上で、詳細な地区分析を踏まえた健康課題を住民へ公表・周知し、注意喚起が可能となるよう「レセプト情報・特定検診等情報の提供に関するガイドライン」の地域区分の集計単位の制限を緩和し、地域の健康課題に応じた施策を展開するためのデータ提供体制を構築すること	保健医療分野のビッグデータ活用については、国において、平成29年7月に示された「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する改革推進計画」に基づき、2020年度に健康・医療・介護の総合的な保健医療データプラットフォームを本格稼働すべく準備が進められているところである。そうした中、平成30年度から、国民健康保険の保険者に都道府県が加わったことにより、国民健康保険の被保険者については、国保データベースシステム等の活用により市区町村内の小地区での詳細な分析が可能となったが、他保険者を含む地域の健康課題の全体像を把握し、効果的な生活習慣病対策を展開するためには、都道府県・市区町村において、医療保険者の区別なく分析を進め、地域別の生活習慣と健康課題等を把握する必要がある。しかしながら、左記ガイドラインにおいて、「特定健診等情報に係る受診者の住所地については、原則として公表される研究成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。」と規定されていることから、他保険者から提供される匿名加工データについては、地域区分が平成大合併後の現行市区町村単位となっており、詳細な地区分析に必要なデータを入手することが困難となっている。	—
R1	54	12_その他	都道府県	山梨県	警察庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回（9月、3月）都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。 平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為助支出決定決議書」に時間を要している。 【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日（金）　交付決定 平成31年3月26日（火）　県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日（水）　会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日（木）　市町村口座への振り込み	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	55	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	総務省	B　地方に対する規制緩和	公害紛争処理法第18条1項	公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	56	12_その他	指定都市	広島市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第157条の2	地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる公金収納の取扱いの明確化	地方自治体の施設利用料及び手数料等の公金収納において、地方自治体が独自に設けているポイント制度のポイントによる収納が、電子マネーと同様、指定代理納付者制度の活用により可能となるよう、法制度上の取扱いを明確化するよう求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード、電子マネー等によることとされている。 近年、民間企業では、1取引当たりの金額に応じて独自のポイントを付与し、次回以降の取引でポイントによる値引きや商品交換を実施するという決済手段が急速に普及している。 こうした中、本市では、地域経済及び地域住民の活動の活性化を図るため、ICカードを活用した「広島広域都市圏ポイント」を導入しており、電子マネーと同様の指定代理納付者制度を活用し、ポイントによる公金（公共施設利用料及び地方自治体における証明書発行手数料等）の収納を行うよう準備を進めている。 ポイントによる公金収納が可能となれば、本市独自のポイント制度の効用が高まり、圏域市町への更なる普及も期待できると考えられるが、現状では、法令や国の通知等において明確な規定がされておらず、実現への妨げとなっている。	—
R1	57	05_教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校給食法第9条 学校給食衛生管理基準－第3-(4)-①	学校給食における前日調理の規制の緩和	学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠（リスク）を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。	本市では、平成29年度に最大1万2千食／日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。 こうした中、食材として多くの根菜類を使用する献立の場合、その下処理（泥落としや皮むき）に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。 本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組（冷凍保存等）を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多彩な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	58	05_教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。 こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされていない民設民営の学校給食センターやデリバリーの受配校に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育の指導等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用して食に関する実践的な指導を行うことを定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数　550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数　1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	59	05_教育・文化	指定都市	広島市、広島県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数　550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数　1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	—
R1	60	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知） 有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年7月30日付日本道路公団等策定）	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口に送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長，各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知）」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年7月30日付日本道路公団等策定）」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損い大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口に送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	—
R1	61	03_医療・福祉	指定都市	広島市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。 特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 （申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【警察庁(1)】【総務省(9)】 (1)道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	—	交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実績)令和元年度交付決定　:3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定　:3月22日(金)	—	—	警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付税課
5【総務省】 (10)公害紛争処理法(昭45法108) 公害審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。	—	公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者について、1年を超え3年以下の期間で、都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することができるようになり、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となった。 (公害紛争処理法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和2年法律第41号)が第201回国会において令和2年6月3日に成立。同月10日に公布・施行。なお、上述の施行に関係する規定の整備のため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第59号)が令和2年6月10日に公布・施行。)	【総務省】公害紛争処理法等の一部改正について(令和2年6月10日付け公害等調整委員会事務局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_55	総務省公害等調整委員会事務局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (ⅰ)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)]	—	学校給食における前日調理については、学校設置者の責任において、安全性を確保した上で行うことを一律に排除するものではない旨を通知した。	【文部科学省】学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_57	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_61	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	62	03_医療・福祉	一般市	伊佐市、鹿児島県市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていないセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされたい。	福祉型発達支援センターに通所する乳幼児は、身体の虚弱や病気を抱えている子も多く、医療機関や保護者等との日頃の連携・相談や、体調急変時などに適切な対応を行うためには、医療・保健に精通した看護師等有資格者の存在が不可欠で、必要性が極めて高い。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けなければ、求められる従業員数に看護師を含めることができないため、小規模自治体で重症心身障害児の数が少ない当市のセンターは、独自に看護師2人を配置している。 また、看護師を配置している当市のセンターの需要は高く、他市町在住の保護者から受け入れ相談が寄せられるが、定員を満たす状態にあるためお断りしている。このことは、全国的にセンター設置を進め障害児支援が推進される中、医療的ケアの対応が出来ないことを理由に居住する地域でのセンター受け入れを断られ、児童発達支援を希望するにも関わらずサービスを受けられない乳幼児が存在することを示唆しており、看過できない問題である。 障害を持つ子ども及びその保護者であっても、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を構築する上で児童発達支援は重要なサービスであり、その中核的施設である児童発達支援センターにおける看護師配置は必須条件である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	63	12_その他	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	環境省	B　地方に対する規制緩和	鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	狩猟免状及び狩猟者登録証の統一化	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免状と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。	現行制度においては、狩猟免状と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行う必要がある。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。 そのため複数の免許や登録を受けている者にとっては、それぞれ複数の狩猟免状や狩猟者登録証ごとにかかる申請はもちろん、交付された狩猟免状や狩猟者登録証も複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免状、1つの狩猟登録証にまとめることができないか要望を受けることがある。また本県の事務においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付けし、それぞれ免状等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。 求める内容のとおり、属人でそれぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免状の発行枚数を約40％削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20％削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免状や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	64	01_土地利用（農地除く）	都道府県	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梼原町	総務省、農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について（平成23年4月22日付け23林整計第26号）、固定資産税課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について（平成24年3月26日付け23林整計第342号）	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月１日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。 【支障事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。 また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業（森林環境保全整備事業等）で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地（林道用地、残土処理場等）は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	65	12_その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	環境省	B　地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設（海岸、港湾、漁港）の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—
R1	66	12_その他	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	農林水産省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）	海ごみに対する財政支援制度の要件緩和	豪雨等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対する財政支援に関して、対象要件を地域の実情に応じて緩和する。	豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設（海岸、港湾、漁港）の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。 そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。 本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10～数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。 漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	—
R1	67	02_農業・農地	都道府県	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 （平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）	農業次世代人材投資事業（経営開始型）における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業（経営開始型）では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就農状況確認や訪問指導については、それぞれ年2回ずつ直接訪問により実施するよう指導されている。 これを、地域の実情に応じ効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等で対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。	本事業は交付対象者が多く（平成30実績576人）、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。 また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者（平成30年実績161人）に対して、チームが中心となって就農状況確認を行うほかに訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じている。さらに、メンバーは担当者制で代理業務ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。 例えば、県内で最も交付対象者の多い市では、平成30年度の就農状況確認対象者が116人、訪問指導交付対象者が37人のため、1回の直接訪問に1～2か月を要し、年4回で最大8か月分の業務量となる。 平成31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目修了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなっており、更に業務量の増加が見込まれる。 一方、交付対象者にとっても、農作業が忙しい時期に農作業を一時中断して対応する負担や、複数人対応によって萎縮して気軽に質問がしにくくなる等の支障が生じているケースもある。 この点、年4回の直接訪問の一部をまとめて実施してよいか国に確認したところ、別々に行うよう指導があった。また、積雪により現地確認ができない冬期間は文書でのやり取りで対応してよいか国に確認したところ、面談で実施するよう指導があったところ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	68	04_雇用・労働	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法、職業能力開発促進法施行規則 委託訓練実施要領	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和	都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」を、大学又は短大の課程にも認めること。 これにより、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等だけでなく大学等においても受講可能とすること。	【制度概要】 長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、「資格の取得」がその修了要件とされている。 そのため、原則として、入校から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えざるを得ない場合（例：自動車整備士等）は、委託訓練の対象外となる。 しかしながら、委託訓練実施要領第4章第7（1）において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件とすること」が例外として認められており、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。 他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同等のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することができない。 結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格等が限られている。 県としては、委託訓練実施要領の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会」を確保したいと考えているが、上記が支障となり、阻害されている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ⅵ)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<今3> 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」という。)の員数に含めることを可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号))] ・看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。)。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]	児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で基本的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることを可能とした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号) 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_62	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免状(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免状及び同登録証(以下この事項において「免状等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免状等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<今3> 5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ⅲ)狩猟免状(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免状及び同登録証(以下この事項において「免状等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。また、免状等を発行するための捕獲情報収集システムについて、統合した免状等を発行することが可能となるよう、都道府県の意見を踏まえつつ、令和3年度中に改修を行う。	免状等の統合を可能とするための改正省令を令和4年3月31日に公布した。狩猟免状等を発行するためのシステム改修についても令和3年度に完了。	【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け環境省令第12号) 【環境省】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について(令和4年3月31日付け環自野発第2203313号環境省自然環境局野生生物課長通知) 【環境省】鳥獣法施行規則の改正による狩猟免状及び狩猟者登録証の様式の変更について(令和4年3月31日付け環境省自然環境局鳥獣保護管理室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_63	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
5【総務省(8)】【農林水産省(5)】 森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により森林法(昭和26年法律第249号)が改正され(令和2年6月10日施行)、第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることとされた。 本改正を受けて、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用が可能となった。	【総務省】「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について」(平成23年4月22日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地台帳制度の運用上の留意事項について」(平成29年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長通知) 【農林水産省】「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」(平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_64	総務省自治税務局固定資産税課 林野庁森林整備部計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (ⅱ)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る就農状況の現地確認及びサポートチームの訪問については、現状のサポート体制に関する実態調査を行った上で、適切な指導等が確保されることを前提に、現地確認及び訪問の回数や方法の見直しを含め、効率的かつ効果的なサポート体制の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<今3> 5【農林水産省】 (19)農業人材力強化総合支援事業 農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業で求められている就農状況の現地確認等については、資金の交付を受けた者の状況に応じた効果的な方法で就農状況を確認することを可能とするとともに、サポートチームの訪問活動を必須のものとしないこととする。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)]	令和3年3月30日付けで「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)を改正し、年2回市町村により現地確認が必要とされていた就農状況の確認について交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施することを可能とするとともに、年2回実施していたサポートチームの訪問活動を不要とした。	【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和3年3月30日付け農林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_67	農林水産省経営局就農・女性課
5【厚生労働省】 (25)職業能力開発促進法(昭44法64) 委託訓練(15条の7第3項)のうち、長期高度人材育成コースについては、訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、合格発表を含めて訓練期間内に行われるようにするための調整に要する一定期間に限り、令和3年度から訓練を設定可能とし、令和元年度中に地方公共団体に周知する。	—	訓練期間内に資格試験は実施されているが合格発表は行われないものであっても、求職者が国家資格等の取得により安定した就職に結びつくものは、一定期間に限り、訓練を設定可能とすること、具体的には、国交省で自動車整備士資格の見直しが進められており、新たな養成課程においては合格発表日も含めて2年間の間に収まるスケジュールに変更となるよう調整中であり、当該調整のため令和3年度に限っては訓練を設定可能とする予定とすること、の周知をした。	—	—	厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	69	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	労働者派遣法第4条、労働者派遣法施行令第2条	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポットの医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	へき地の病院においては、医師だけでなく、深刻な看護職員をはじめとする医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。 具体的には、ある町立病院では、365日24時間救急患者の受入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が退職予定となり、看護職員の補充確保の目途が立たず、4月から、平日の日勤帯以外の救急受入れを全面中止せざるを得ない状況となった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護師確保を支援し、日曜日の日勤帯の看護師の確保ができたことから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受入れが可能となったところであるが、週4日の夜間の救急受入は中止のままとなっている。 本県では、地域の公的医療機関が一体となった医療提供体制「海部・那賀モデル」を構築し、地域全体で医療従事者をフォローする体制づくりに取り組んでいるが、「労働者派遣法」上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師など必要不可欠な専門職員が不足するへき地医療機関への十分な支援ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	70	01_土地利用（農地除く）	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	国土調査法第2条 地籍調査作業規程準則第23条、第30条 地籍調査作業規程準則運用基準第15条の2	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」・「不在村化」などにより、筆界確認に時間を要している。 時間を要すだけでなく、最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。 （例①登記簿に氏名の記載のみで，所在地不明により本人確定ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	71	03_医療・福祉	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた様式第2号－②の削除	放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に定められた様式第2号－②の削除	保育士証や教員免許状には携帯用形式がないにもかかわらず、放課後児童支援員に修了証の携帯を求めるのは不自然である。また、なにより、様式第2号-①(賞状形式)と合わせて2種類の修了証を交付しなければならないことが、都道府県等の業務を増大させている。	—
R1	72	12_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B　地方に対する規制緩和	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629案件ID11054」	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続が必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。 再交付手続を行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 再交付手続は、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。 再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	73	12_その他	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。	通知カード及びマイナンバーカードに関する事務については、これまで事務処理要領などの各種通知や、質疑応答集の追加の中で補足的に示されているが、事務処理（例：市区町村が窓口で受付する手続き「券面記載事項変更」に関する必要手順など）についての、個別具体的な内容について一体的に示されたものがなく、対応に苦慮している。 事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一的な事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	—
R1	74	12_その他	中核市	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（厚生省社会局長通知　昭和29年5月8日　社発第382号）、「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」（厚生労働省社会・援護局保護課長通知　平成27年9月16日社援保発0916第1号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	生活保護法において外国人生活保護を法定化し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する生活保護関係情報に、外国人生活保護情報（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」）を含めることを求める。	国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を策定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される度に、当該条例を改正する必要がある。 外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定情報が外国人の情報も含むことから、情報連携ができず支障が生じている。 外国人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	—
R1	75	01_土地利用（農地除く）	一般市	舞鶴市	国土交通省	A　権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号の規定する区域区分の設定を行う権限を都道府県から市町村へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 ①主体的なまちづくりと市民への説明責任 区域区分の設定に関するまちづくりについて、意見を持った市民がいるとしても、区域区分の決定は京都府が行うため、市としてはそうした意見に限定的な回答しかできない場合もある。 ②時間短縮による事務の簡素化と効率化 京都府に決定権限があるため、公聴会を経て市民意見を取り入れた原案を府の都市計画審議会に付議する前に、府の関係所管との事前協議や調整に多くの時間が必要とされる。 ③地形的特性 舞鶴市の様に、一市一都計であり、隣接市町村と市街化区域が接していない場合、広域的な見地から区域区分の決定は必要ないと考える。 【現在の舞鶴市における区域区分見直しの取組】 平成29年6月に、区域区分の見直し基準を策定した上で、市街化区域から市街化調整区域への編入を検討すべき候補地を公表し、同年7月から編入の要望を受け付け、地域と協議を進めている。	—
R1	76	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、同法施行規則	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定することとされているが、発達障害等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。 また、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主な目的ではない利用希望への対応が増えており、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている。そのほか、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (28)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (44)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、政令を改正し、へき地の医療機関への派遣を可能とする。 [措置済み(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第40号))]	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を令和3年2月25日に公布、令和3年4月1日より施行し、へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能とした。	【厚生労働省】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令(新旧対照表)(令和3年政令第40号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_69	厚生労働省医政局医事課、看護課、医薬・生活衛生局総務課、職業安定局需給調整事業課
5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ⅱ)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う方向で検討し、令和2年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【国土交通省】 (5)国土調査法(昭26法180) (ⅰ)地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、筆界案の郵送等を含めた土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し等を行う。	「土地基本法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第12号)により、国土調査法等を改正し、地籍調査の円滑化・迅速化のための調査手続の見直し等を行った。 また、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第62号)を令和2年6月30日付けで公布・施行し、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるよう、筆界案の作成及び公告による調査手続を導入する等、改正を行った。	【国土交通省】「地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令の施行に当たっての留意事項について」(令和2年7月1日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_70	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令5＞ 5【総務省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅰ)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平26総務省令85)29条1項)については、令和5年度中に、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、その旨を市町村(特別区を含む。)に通知する。	市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において、交付申請者の本人確認や交付決定以外の事務について外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。	【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付け総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_72	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	77	08_消防・防災・安全	一般市	苫小牧市	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害に係る住家の被害認定基準運用指針	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、”木造”と”非木造”(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの”混構造”については定義されていない。 平成30年北海道胆振東部地震において苫小牧市が行った住家被害認定調査では、”混構造”の住家が6件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。”混構造”の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。”混構造”の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとで判定方法が異なることが予想される。これにより、半壊か半壊に至らないか等の判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが出ることが想定できる。公平かつ迅速に罹災証明書を発行するため、”混構造”の住家における判定方法を明確化することが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	78	03_医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	厚生労働省通知（障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（平成30年4月1日））	放課後等デイサービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目（5領域11項目の調査）のうち、「③行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等デイサービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標として用いること。	平成30年度の報酬改定により、放課後等デイサービスの基本報酬については、厚生労働省が示す指標に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等デイサービス利用児童の状態（障害の程度）に基づくものであるため、放課後等デイサービスの利用希望があった場合には、指標に基づいた調査を行っている。 一方、従来より、障害児通所事業所の利用を希望する児童には、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなっており、当該調査項目も厚生労働省により定められている。 上記2点の調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	79	03_医療・福祉	一般市	米子市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる場合以外）事業所における、従業者の人員基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	当市における児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えている（当市にある医学部付属病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因）。このような事業所においては、サービスを維持する上で看護師の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員（児童指導員、保育士等）の員数に含めることができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員等の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	80	03_医療・福祉	一般市	米子市	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	81	08_消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第232条の5	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取り合えない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、バンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払による支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払についての項目については記載がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	82	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法（以下「法」という。）による医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置。	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないとき」は、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考（千葉市）】 ・平成30年度の指定等件数：243件（内訳）指定：48件、更新：195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率：90.1% （内訳）市内保険医療機関数1,718　うち指定医療機関数1,549	—
R1	83	12_その他	都道府県	三重県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	老朽管更新事業及び水道管緊急改善事業の採択基準の変更	老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業の採択基準である平均水道料金は、直近に行われた水道統計を基にしているため、例年11月頃に見直しされているが、前年度に行われた水道統計を基とするよう運用を見直し、予算編成時期前である8月等できるだけ早い時期に公表すること。	老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業の採択基準である平均水道料金（平均水道料金）が見直され、A市は採択基準を満たせず、平成31年度は老朽管更新事業を実施することができなくなり、次年度の事業予定を急きょ見直す必要に迫られた。	—
R1	84	12_その他	都道府県	石川県	総務省	B　地方に対する規制緩和	行政不服審査法第85条 「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」（平成28年1月29日付総管管第6号通知）	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすること	【現行制度】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり（行政不服審査法）、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している（総務省通知）。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体（PDFファイル）は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていなければ、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	85	12_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及行旅死亡人取扱法	墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）における調査権限の創定	市町村が支出した費用の充当に必要となる事項（遺留金銭や相続人調査）に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 墓埋法第9条第1項では、火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行う旨規定されており、この場合は、同条第2項により行旅法の規定を準用して、その費用を充当することとされている。 行旅法では費用の充当に関しては規定があるものの、死亡人についてどの程度遺留金銭があるか等の調査権限が規定されておらず、そもそも充当すべき金銭等について、法の担保を受けた調査ができない。 具体的には、調査権限の規定がないために、死亡人の住居等に立ち入って遺留金銭等があるか調査することが困難な状況にある。また、行旅法の規定に基づき、相続人に対して未充当分の費用弁償を求める際、埋葬後を行った市町村内で相続人調査を完結させることができれば何も問題はないが、「相続人が自市町村外に転出等している場合」や「（被相続人又は相続人の）本籍が自市町村以外にあり、戸籍謄本を他市町村へ取り寄せる必要がある場合」は、その権限が法定されていないと、それ以上調査が進まないということになる（相続人に限らず扶養義務者に関しても同一）。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述埋火葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	86	12_その他	都道府県	宮城県	金融庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及行旅死亡人取扱法	埋火葬費用に充当するため、市町村担当者による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化	行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）において、市町村が繰り替えた埋火葬費用について死亡人の遺留金銭を充当できることと定めてあることから、銀行貯金や有価証券等について、相続財産管理人を選任せずに充当が可能であることを明確にすること。	【問題の所在】 墓地、埋葬等に関する法律第9条に該当する死亡人の遺留金銭として銀行貯金がある場合、行旅法の規定に基づき遺留金銭、有価証券を当該埋火葬費用に充当することとなるが、一般の銀行の場合、死亡人の相続財産管理人でなければ払い戻しができない。しかし、相続財産管理人の選任については1件、数十万円から数百万円と多額の費用がかかる。このため、貯金の額と比較して相続財産管理人の選任費用が多額である場合は相続財産管理人の選任を行えないことから、当該埋火葬費用を回収できず不納欠損をしている市町村が存在する。 なお、ゆうちょ銀行においては、市町村担当者が死亡人の預金を払い戻すことを可能としている。	—
R1	87	12_その他	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項、第2項 行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者にまで費用弁償を求める旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊な事情がある場合だと、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが妥当とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先が順を付して規定されており、上記のような事例においても請求をしないと、次の請求先に対して費用弁償を求めることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府】 (8)災害対策基本法(昭36法223) 木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査(90条の2)については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。	—	木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、地方公共団体に通知し、住家の被害認定調査業務に関する説明会において周知した。	【内閣府】災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和2年3月内閣府(防災担当)) 【内閣府】災害に係る住家の被認定及び罹災証明書の交付について(令和2年6月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_77	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	障害児通所給付費等の支給決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に活用可能であることを地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】障害児通所給付決定に係る調査項目(5領域11 項目)と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて(令和2年2月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_78	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ⅵ)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的ケア児に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定において、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合であって、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員の数を、人員基準上必要となる児童指導員及び保育士(以下この事項において「児童指導員等」という。)の員数に含めることを可能とする。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号))] ・看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設する(看護職員を人員基準上必要となる児童指導員等の員数に含める場合を除く。)。 [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号)、令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]	児童の発達支援の質を担保する上で、児童指導員や保育士を確保することは重要であり、児童福祉事業に従事した経験が2年に満たず、児童の発達に精通していない看護職員まで児童指導員等と同じ扱いにすることは、児童の発達支援の質を担保する上で基本的に課題があると考えられるため、医療的ケア児には該当しない児童に対し、看護等を行うための看護職員を配置基準上必要となる従業員及び員数に含めるという提案内容自体の対応は困難である。 一方で、閣議決定に基づき、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論を踏まえ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員については、配置基準上必要な従業員として員数に含めることを可能とした。 また、基本報酬において、看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れた場合の基本報酬を創設した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号) 【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号) 【厚生労働省】児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_79	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(2)】【総務省(1)】 地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総行行第84号各都道府県総務部長・各都道府県議会事務局長・各指定都市総務局長・各指定都市議会事務局長あて総務省自治行政局行政課長通知)を発出した。	「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_81	総務省自治行政局行政課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ 行政不服審査裁決・答申検索データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体における運用実態及び支障等の把握に努めるとともに、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告等を踏まえ、所要の機能改修を行い、その旨を地方公共団体に通知する。	令和3年5月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、検討を行い、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。最終報告等を踏まえ、フリーワード検索の対象範囲にPDFファイル中のテキストの追加や表示項目の見直し等の機能改修を行い、令和4年4月1日に「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け事務連絡)により周知を行った。	【総務省】行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について(協力依頼)(令和2年3月26日付け総務省行政管理局行政手続室事務連絡) 【総務省】「行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について」(令和4年4月1日付け総務省行政管理局調査法制課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_84	総務省行政管理局調査法制課
5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ⅰ)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。	【厚生労働省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_85	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (2)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ⅰ)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務について、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、令和3年3月31日付け事務連絡において、地方公共団体に対して周知した。	【厚生労働省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_87	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	88	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）附則第3条	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。 一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までにこれらに該当しない管理者の事業所が廃業に追い込まれる可能性がある。（当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	89	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	平成21年改正前の農地法（旧農地法）第78条	都道府県が管理する国有地に関する通行認可	都道府県が旧農地法第78条の規定により管理する国有農地等のうち、道路状になっている筆について、住民の通行を法的に可能とする制度の創設。	旧農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道路であると誤認して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般住民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分に当たっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の手続きを行うという制度となっているが、財務省においても、引き受け後の処分先の目処がつかない財産については引継を受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。 よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならなくなるが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	—
R1	90	02_農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B　地方に対する規制緩和	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)（平成12年6月1日12構改B第404号）、農地法関係事務処理要領の制定について4－(3)－ア	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	【現状】 旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支障事例】 国（農林水産省）へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。 また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。 当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることによって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続の簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	91	02_農業・農地	都道府県	宮城県	財務省、農林水産省	B　地方に対する規制緩和	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	旧農地法第80条第1項の規定により、都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」（同法同条第1項）に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。 なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直していただきたい。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」（同法同条第1項）に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。 なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	92	05_教育・文化	都道府県	愛知県	財務省、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。 しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。 このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない惧、効率的に事務を進める事が困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	93	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。 看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	94	12_その他	都道府県	愛知県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	地域女性活躍推進交付金交付要綱第3、第17	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。 しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中に国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅰ)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅱ)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 [措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))]	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_88	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (1)国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) (ⅱ)市町村等が国から譲与を受けた道路等(農地法等の一部を改正する法律1条による改正前の農地法74条の2第1項)について、公共的性格があると認められる道路等の設置は、農業用以外であっても、農業者も利用できるものである場合は、代替道路等の設置に該当し、国への返還を要さずに用途廃止が可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月29日付け農林水産省経営局長通知)]	—	市町村等が国から譲与を受けた道路等については、農業用以外の代替道路を設置する場合であっても、国への返還を要さずに用途廃止可能であることを周知した。	【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(令和元年11月29日付け元経営第1835号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_90	農林水産省経営局農地政策課
5【財務省(1)】【農林水産省(1)(ⅰ)】 国有財産法(昭23法73)及び農地法(昭27法229) 都道府県が一部の管理事務を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたとき(同法1条による改正前の農地法80条1項)は、財務大臣への引継ぎ(国有財産法8条)が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・引継ぎに当たって、処分先の目処がついているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。 ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、地方農政局が主体的に行うことを原則とする。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときから、地方農政局における都道府県からの引継調書の受理までの期間(都道府県が行う事務に要する期間を除く。)について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。 ・地方農政局における都道府県からの引継調書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。 ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長通知、令和元年11月29日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]	—	都道府県が管理する国有農地については、不要地認定後、財務大臣への引継ぎが迅速かつ円滑に行われるよう、処分先の目処にかかわらず財産の引継ぎを受けることや都道府県が行う事務を明確化するなど、必要な措置を講じ、通知した。	【財務省】「国有農地等」の引継ぎについて(令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長・国有財産業務課長事務連絡) 【農林水産省】国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて(令和元年11月29日付け元経営第1833号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_91	財務省理財局国有財産調整課、国有財産業務課 農林水産省経営局農地政策課
5【財務省(2)】【文部科学省(6)】 宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。	—	令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。	—	—	国税庁課税部資産課税課 文部科学省文化庁宗務課
5【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【文部科学省(4)】【厚生労働省(11)】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概況を文部科学省からメール等により周知する。	【厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_93	厚生労働省医政局医事課 文部科学省高等教育局医学教育課
5【内閣府】 (13)地域女性活躍推進交付金 地域女性活躍推進交付金の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和2年度に実施する同事業から可能とする。	—	令和2年3月27日に交付要綱等を改正し、同日に委任に伴う関係事務手続を完了した。	【内閣府】地域女性活躍推進交付金交付要綱(令和2年3月27日付け内閣府事務次官通知) 【内閣府】地域女性活躍推進交付金実施要領(令和2年3月27日付け男女共同参画局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_94	内閣府男女共同参画局

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	95	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	経済産業省、国土交通省、環境省	B　地方に対する規制緩和	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第14条第4項、土壌汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項 温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第35条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項 【参考】環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。 このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	96	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	クリーニング業法施行規則第3条	クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさで提出できるようにする。	クリーニング業法施行規則において、クリーニング師試験の受験願書に添える写真については、「手札形」（約11×8センチ）とするよう規定されている。 手札形は一般に流通する写真規格より大きいために証明写真機等でも対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。 受験願書に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許（3.0×2.4センチ）や建築士試験（4.5×3.5センチ）と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない趣旨を受験者に説明するのが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	97	01_土地利用（農地除く）	都道府県	愛知県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除（以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。）について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止。 居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上（令和6年3月31日）延長してもらいたい。	不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出事務を行っている。 都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行い、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。 当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡単な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。 （受付状況：年間40件前後で、郵送が8割、持込が2割。受付から地方整備局へ提出までに約1週間を要している。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	98	03_医療・福祉	その他	沖縄県介護保険広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域の経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上（令和6年3月31日）延長してもらいたい。	沖縄県は、本土から遠隔にあり、東西約1,000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。このような地域特性により介護保険事業においては、小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。 沖縄県介護保険広域連合は29市町村で構成しているが、組織内に離島地域10町村、過疎地域4町村を含んでおり、これらの離島・過疎地域の介護サービスの利用の困難な地域における介護サービスの提供確保について市町村と連携して必要な介護サービスの確保に努めているところである。 平成30年4月の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更になったことについて、当広域連合内にある居宅介護支援事業所にその対策や影響を確認するためにアンケート調査を行った結果、管理者が経過措置期間である平成33年（令和3年）3月31日までに実務経験年数を満たせないことや、介護支援専門員が1人のみの事業所のために研修を受講できる体制をとることが困難であることで、廃業せざるを得ない状況になりかねないことが判明した。これらの既存事業所が廃業すると離島・過疎地域においては参入する事業所も容易でないことから利用者に多大な影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	99	05_教育・文化	都道府県	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第3条、歯学技工士法施行令第10条、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	保健師助産師看護師法施行令等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県経由事務の廃止。	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止。	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公私立大学（国立を除く）である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。 しかし、審査内容の実質的な指導は国が大学と直接行っており、県経由後の補正や許認可後の最終書類は国から県に提供されることはなく、経由事務は形骸化している。 なお、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県の経由が不要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	100	09_土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	道路整備特別措置法第24条第1項但書、同法施行令第11条、料金を徴収しない車両を定める告示第3号	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置に係る被災都道府県の事務簡素化	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあたり、被災直後の都道府県に高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。 具体的には、被災都道府県と高速道路会社等との調整を待たずとも、災害救助法適用期間中など被災直後の一定期間内の災害の救助のための車両であれば、自動的に無料化措置がなされるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正等を行うこと。	【現行制度】 大規模災害が発生し、他機関等による災害救助等に係る応援を要する場合、被災都道府県が、対象の区間・期間・車両等を高速道路会社等と協議し、了解を得た上で、全国の自治体に「災害派遣等従事車両証明書」の発行を依頼することで、自治体の長からその証明を受けた車両は無料で高速道路等を通行できるようになる。 「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号によれば、「災害救助（中略）のために使用する車両（中略）で緊急自動車以外のもの」は料金を徴収しないものとされているが、実態はたとえ災害救助のために派遣された公的機関の車両であっても、無料通行の可否は被災都道府県と高速道路会社等との調整に委ねられている。 【支障事例】 2018年7月に本県で豪雨災害が発生した直後、日赤や地方公共団体等から、有料道路の無料化措置を講じるよう要請が多数あった。 高速道路会社等との調整にあたっては、各社に対する個別の依頼文送付などに時間を要したため、事務処理が未完了の発災直後において、即応いただいた支援機関の車両が無料措置を受けられない事態が生じた。 その後も、受援体制の確立時など、災害対応の進捗に応じて随時各社に連絡する必要が生じるなど、事務が発生した。 また、都道府県庁舎等に甚大な被害が発生し機能不全に陥った場合などは、被災都道府県による応援要請などを必要とする同制度が活用できない事態の発生が予見される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	101	07_産業振興	都道府県	岡山県、中国地方知事会	経済産業省	B　地方に対する規制緩和	計量法第122条、計量法施行令第32条、第42条、計量法施行規則第54条、様式第66	計量士登録申請書の「別紙様式」に使用する用紙の見直し	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとされているが、ホームページからダウンロードした様式を印刷した用紙等で対応可能とするよう求める。	計量士登録申請書の「別紙様式」（計量法施行規則様式第66）は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとなっているため、計量管理センターまで執務時間内に取りに来てもらっている状況にあり、申請者にとって負担になっている。また、「別紙様式」は経済産業省が印刷しているため、在庫不足になるたびに送付を依頼する必要があり、県にとっても負担になっている。なお、計量法施行規則様式第66に別紙様式の記載事項が定められているが、カーボン紙を使用しなければならないとの規定はない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	102	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4 同法施行令第1条の3 同法施行規則第2条の2	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる基準の緩和	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	【現状】 市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数や飼養密度（当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者の総数をその区域内において耕作又は養畜の事業を行う者の総数で除して得た数が○・○一以上であること）等の基準に適合する場合に、作成することができる。 【課題】 近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域内の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるA市の3倍の頭数を飼養しかつ養畜戸数も上回っているC市が計画を策定できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。 計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成してゆくのに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51) 各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【経済産業省】【国土交通省】【環境省】 (1)温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51【R1FL-95】) 各法令で定められている立入検査等に係る身分を示す証明書(以下この事項において「証明書」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、省令を定め、複数の法令に基づく証明書の統合を可能とするとともに、条例に基づく証明書についても、条例等において特段の制約が定められていない限り、各法令に基づく証明書との統合を可能とする。 [措置済み(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)等)]	「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」(令和3年環境省令第2号)等を制定し、環境省所管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全ての統合及び地方公共団体が条例で独自に定める証明書の統合を可能とした。	【環境省】環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について(令和3年3月16日付け環境省大臣官房総務課長、総合政策課企画評価・政策プロモーション室長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_95	環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室
5【厚生労働省】 (17)クリーニング業法(昭25法207) クリーニング師試験の受験願書に添付する写真(施行規則3条2号)については、省令を改正し、写真の大きさを本人確認が可能でかつ簡易に撮影ができるサイズに変更する。 [措置済み(クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第75号))]	—	クリーニング師試験の受験願書に添付する写真については、サイズを「手札形」から「縦4.5cm×横3.5cm」に変更した。	【厚生労働省】クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和元年11月27日付け生食発1127第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_96	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
5【国土交通省】 (17)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務については、廃止する。	—	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(令和2年法律第41号)」が令和2年6月10日に公布され、不動産鑑定士等の登録申請等に係る都道府県経由事務が廃止された(令和2年9月10日より施行)。	【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止について(通知)(令和2年8月18日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_97	国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅰ)指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅱ)指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 [措置済み(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号))]	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年6月5日厚生労働省令第113号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_98	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【文部科学省(4)】【厚生労働省(9)】 あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【文部科学省(4)】【厚生労働省(11)】 あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 なお、都道府県に対しては、学校等による指定概況を文部科学省からメール等により周知する。	【厚生労働省】診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_99	厚生労働省医政局医事課 文部科学省高等教育局医学教育課
5【国土交通省】 (15)道路整備特別措置法(昭31法7) 料金を徴収しない車両を定める告示(平17国土交通省告示1065)3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整については、被災直後における円滑な無料措置の実施に資するよう、その運用実態等を検証し、適切な取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に令和元年度中に周知する。	—	料金を徴収しない車両を定める告示3号に基づき、災害救助等のために使用する車両に係る高速道路の無料措置を実施するに当たって、被災都道府県が行う高速道路会社等との調整について円滑に無料措置を実施できるよう、取組事例等を都道府県及び高速道路会社等に周知した。	【国土交通省】災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置について(周知)(令和2年3月27日付け国土交通省道路局高速道路課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_100	国土交通省道路局高速道路課
5【経済産業省】 (5)計量法(平4法51) 計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式については、申請者の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に省令を改正し、所定の用紙以外の使用を可能とする。	—	計量法施行規則(平成5年通商産業省令第六十九号)を改正し、計量士登録申請書(施行規則54条1項)の別紙様式について、所定の用紙以外を使用する事を可能とした。	【経済産業省】計量士登録申請書別紙様式の運用について(令和2年3月30日経済産業省計量行政室通知) 【経済産業省】計量法施行規則の一部を改正する省令(令和2年経済産業省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_101	経済産業省計量行政室
5【農林水産省】 (15)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる市町村の基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村においても、当該事業の活用により畜産振興が図られるよう、市町村計画の作成を必須とする実施要件を見直す方向で検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【農林水産省】 (14)草地畜産基盤整備事業 草地畜産基盤整備事業については、令和2年度中に農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)に基づく市町村計画を作成することができる基準(同法施行規則2条の2)を満たさない市町村も、令和3年度事業から中山間地域の特例の対象とする。	草地畜産基盤整備事業について、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平30農林水産省農村振興局長、生産局長)を改正し、通知を発出した。	【農林水産省】農業競争力強化農地整備事業実施要領(令和3年4月1日付け農林水産省農村振興局長、生産局長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teiandosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_102	農林水産省畜産局飼料課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	103	12_その他	都道府県	岡山県	総務省	B　地方に対する規制緩和	平成30年12月25日総財務第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(照会)」	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求める。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	1月ヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員)　※さらに全部局に調査を依頼している。 【超勤増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正見込額である。 本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはなく、また今後補正見込額も執行見込みの確度の高まりによる減補正の増である。特別な動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	104	05_教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づく、スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2	スクールカウンセラー等活用事業の補助事業者の見直し	「スクールカウンセラー等活用事業」について、事業主体は都道府県・政令市のみとなっており、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えること	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配置している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を兼務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。 県としても、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけているが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支障が生じている。	—
R1	105	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	法務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができるところ、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うものか基準を明確にしてほしい。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それぞれ、市町村長が、65歳以上の者等の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。 市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合、に市町村長の申立権を認めたものと解される。 このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入所中の方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審判の申立てに関わることになると考えられ、この場合、対象者の状況を把握できる立場である措置権者、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関となっている市町村が、申立てを行うことが妥当との考え方もあり得るところである。 一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる援護元の市町村が、対象者をよく知らない、事例がない、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村間において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	106	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	特別障害者手当等所得状況届処理事務の簡素化	特別障害者手当及び障害児福祉手当において、受給者及び実施機関の負担軽減の観点から、個々に所得状況届を提出させるのではなく、実施機関による定時所得状況届関係連名簿の作成による事務処理を原則とするよう、省令を改正すべきである。	障害児福祉手当受給者は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があり、受給者にとって負担となっている。また、提出された所得状況届を処理する実施機関にとっても負担となっている。なお、特別障害者手当についても同様である。	—
R1	107	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準の明確化	特別障害者手当及び障害児福祉手当認定基準について、『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照する運用をやめ、厚生労働省の通知を詳述するか、省令等で規定すべきである。	特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定に当たっては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)及び『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して行うこととされているが、『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』は発行されてから久しく改訂が行われていないばかりか出版もされておらず、入手困難な状況である。昭和60年12月28日付厚生社会局長通知には『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』を参照して事務を進めるようにとは明記されていないが、『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』には事務を行う上で必要な実務上の疑義解釈が掲載されており、それを参照しなければ、実質的には実務を行うことは困難であるため、仮に『改訂　特別障害者手当等支給事務の手引き』を用いないのであれば、事務処理は困難なものになると考える。	—
R1	108	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)	自立支援医療費支給認定申請の簡略化	自立支援医療について、治療期間が長期に渡り、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については医師意見書の提出頻度を現行よりも少なくさせるなど、申請手続きを簡略化すべきである。	自立支援医療の支給認定については「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)に記載があり、例えば腎臓機能障害における人工透析療法に係る更生医療や、精神通院医療については最長1年以内とされているが、人工透析療法や精神通院医療については、治療期間が数年間に及ぶことがほとんどであり、1年ごとに更新申請を行うことが受給者にとっても行政機関にとっても負担となっている。なお、平成28年提案管理番号76「自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長」において、有効期間を現行の1年を延長する方針についての検討が示されているが、例えば人工透析療法など、治療期間が数年間に及びかつ治療内容に大幅な変更がないと思われる内容については、2年以上の長期の有効期間を設定することを検討しても良いのではないかと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	109	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	移動支援事業について国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において地域生活支援事業とされている移動支援事業について、国が支給基準を定めた上で介護給付費に含めるよう法改正を行うべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、移動支援事業は市町村が行うべき事業である地域生活支援事業とされているが、生活保護法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」に余暇活動が含まれるというのが通説であり、厚生労働大臣が定める保護基準においても余暇活動に必要な費用も含めて算定されており、移動支援事業を市町村の裁量に委ねる現行制度では、外出困難な障害者等が最低限の余暇活動の外出支援を受けられない可能性があり矛盾を感じざるを得ない。	—
R1	110	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第18号)	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正を行うべきである。	【法令改正の必要性】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、支給決定障害者等が現に受けている支給決定の内容を変更する申請をするに当たり、同法第24条第3項で同法第22条(第1項を除く)を準用することとされている。この場合、支給量の一時的な変更を行う場合でも第22条第4項に基づきサービス等利用計画案を求めることとなり、市町村・指定特定相談支援事業者双方に大きな事務的負担となっている。 【支障の具体例】 日中に生活介護を利用している障害者等が体調不良のため通所を休んだ際、一時的に居宅介護を利用したケース(居宅介護の支給決定を受けている場合)や、月2日短期入所を利用している障害者等が保護者の体調不良によりその月だけ4日短期入所を利用するケース、毎週火曜日に障害福祉サービスを利用しているケースで、当該月に火曜日が5日ある場合等が考えられる。このような場合、法令が求める支給決定に関する勘案事項のうち、置かれている環境が軽微に変更しているだけである。しかし、サービス等利用計画案を作成するには、計画相談を利用している場合、相談支援専門員が支援者会議を開催してアセスメントを行い、当該利用者が抱える生活全般の課題等を全て見直した上でサービス等利用計画案を作成することになるので、相談支援専門員から事務負担が重過ぎるとの意見を受けている。軽微な修正の場合、支援者会議を省略したり、従前のサービス等利用計画案の部分修正ができれば良いが、法令上、規定がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	111	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医療的ケア児保育支援モデル事業に係る国庫補助の協議について(厚生労働省　子ども家庭局保育課長通知)	医療的ケア児保育支援モデル事業の事前協議様式の簡素化	様式の重複する設問をどちらかの設問に統一する等、様式の全般的な簡素化を求める。	事前協議時の提出書類のうち実施計画書について、記載事項が多く、担当課や受入れ施設の事務負担が大きい。モデル事業選定の際に、医療的ケア児受入れ時の安全確保・緊急時対応体制の確認が必要なことは十分理解できるが、実施計画書の中で重複する箇所も多い。例えば以下に示す重複項目については、どちらかへの統一をしたとしても影響はないと思われるので、どちらかの設問に統一する等の検討の上、様式の全般的な簡素化を求める。 ＜重複による見直し箇所例＞ 別紙2　医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書 【1点目】1. 基本情報4の③保育士加配に係る費用補助及び5医療的ケアを行う職員は、3－2具体的な事業の実施の2保育所等配置職員、3受け入れる医療的ケア児、4具体的な手法と一部重複している。 【2点目】3－1具体的な事業の実施の5緊急時対応の取り決めを行っているかは、3－2具体的な事業の実施の4具体的な手法と一部重複している。 ※上述、3－2具体的な事業の実施は、受入れ施設ごとに記載している。 なお、医療的ケア児の受入れに係る、各施設の人材配置(看護師等の配置)や安全確保・緊急時対応体制の適否については、モデル事業の申請や実施に際し、各自治体が確認を行っているため、様式を簡素化したとしても、国が同事業の選定にあたって確認したい内容は担保されているものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	112	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示　文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	113	12_その他	都道府県	岐阜県	総務省、財務省	B　地方に対する規制緩和	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総税企第72号　総務省自治税務局企画課長通知)	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムのデータ連携の対象とすることを求める	地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供いただいているところ。 現在はe－Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供いただいている。) 一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。 　たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。 確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税事務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	114	12_その他	都道府県	岐阜県	警察庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMSⅡ)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。 各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMSⅡ」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。	—	財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、調査項目を一部削減し、提出資料を一部簡素化した。	—	—	総務省自治財政局財務調査課
—	—	—	—	—	—
5【法務省(2)】【厚生労働省(15)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【法務省(2)、厚生労働省(18)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、知的障害者福祉法(昭35法37)及び老人福祉法(昭38法133) 市町村長(特別区の長を含む。)が、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始及び補助開始等の審判の請求(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2、知的障害者福祉法28条及び老人福祉法32条)については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)間の調整を円滑にするため、申立の基準に関する基本的な考え方等を明確化し、市町村に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)]	令和3年11月26日に通知及び事務連絡(Q&A)を発出し、精神障害者、知的障害者及び65歳以上の者の後見開始、保佐開始及び補助開始等の審判請求に複数の市町村が関わる場合の申立の考え方等について明確化した。	【厚生労働省】市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知) 【厚生労働省】「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_105	法務省民事局 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅳ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅲ)自立支援医療に係る支給認定等(54 条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54 条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14 法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく 情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る 事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_108	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (42)保育対策総合支援事業費補助金 保育対策総合支援事業費補助金の交付対象事業のうち、医療的ケア児保育支援モデル事業については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、令和2年度から事前協議に係る実施計画書の記載内容の簡素化等を図る。	—	事前協議様式を変更し、 ・実施計画書全体における配置職員等に関する記載事項についての重複箇所の解消 ・緊急対応の取り決め(自治体作成)と事業実施の具体的手法(受入れ施設作成)における重複箇所の解消 による簡素化を行った。	【厚生労働省】令和2年度医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書様式	—	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_112	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
5【警察庁(1)】【総務省(9)】 道路交通法(昭35法105) 交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。	—	交通安全対策特別交付金の交付決定について、令和元年度の交付分(令和2年3月)から前倒しした。 (実績)令和元年度交付決定　:3月12日(木) (参考)平成30年度交付決定　:3月22日(金)	—	—	警察庁長官官房会計課 総務省自治財政局交付税課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	115	06_環境・衛生	都道府県	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省	B　地方に対する規制緩和	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（特別措置法）第17条及び同法施行規則第26条第1項　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第21条の3第1項　塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について（平成31年2月26日付け環境省環境再生・支援循環局廃棄物規制課長通知）	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	高濃度PCB廃棄物の処分期限（西日本：令和2年度末）が迫る中、本年9月末を期限として、国により橋梁等の道路構造物その他の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。 国による当該調査の結果、橋梁等の公共施設の塗料に当該廃棄物が使用されていることが判明し、かつ、全国で多量に発見されれば、処理期限も迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められることになる。 現行、特別措置法施行規則第26条第1項で定める当該廃棄物の譲渡等が認められる例外に、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定はなく、廃掃法第21条の3は適用されないため、PCB含有塗膜の除去工事において、廃棄物の処理ができる業者であっても直接委託することはできない。そのため、①除去工事業者、②特別管理産業廃棄物収集運搬業者、③唯一の処理施設であるJESCOの3者と各々契約を行う必要があり、事務手続きは煩雑となり、余計なコストも発生する。 以上を踏まえ、平成31年2月26日付け環境省通知において、「PCB廃棄物の排出事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課せない」旨の記載があるものの、業者選定に当たって保管場所や実績などを審査、及び契約における廃棄かつ適正な保管・処理を約定することを前提に、除去工事業者にPCB廃棄物を譲渡できるようにしていただきたい。または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等を提示いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	116	10_運輸・交通	都道府県	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	旅行業法第4条第2項、第6条第1項 旅行業法施行規則第1条の4、第1条の5 旅行業法施行要領　第二－3－4、第二－2－6 旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について（観光庁発行　旅行業法事務担当者研修資料　3－④）	旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。 しかし、大企業では役員数が数十人にのぼる場合があり、更新期限内での提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから事務の負担となっている。（登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務に要する時間は1件当たり10分程度。） なお、他の登録業においても、役員が不適格事由に該当していないことの証明を、代表者のみの宣誓で行い、代表者の責任において担保させている例もみられるため、それらと同様の方法での証明が可能となるよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	117	03_医療・福祉	指定都市	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条、43条	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など）を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認（法第43条）を行う必要がある。 しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認について事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	118	12_その他	都道府県	埼玉県	総務省、法務省	B　地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11、第382条第1項	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。 ついては、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。	【現行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。 このように、人的労力が多大となっている。　※平成29年度収集実績：約11万5,000件（＋回数の見直し）、登記所への出張回数：約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。 また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	119	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県、茨城県、群馬県、川越市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	社会福祉法第15条、第19条第1項 社会福祉法施行規則第1条の2など	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	【現行制度】 生活保護業務に従事するケースワーカーは、社会福祉主事でなければならない。 社会福祉主事に任用するには、大学等で「厚生労働大臣の指定する科目」を3科目以上修める必要がある。 この指定科目名と大学等の科目名は原則一言一句同じでなければならないとされている。 指定科目と読替えの範囲に該当する科目についても指定されているが、これについても一言一句同じであることが求められている。 【支障事例】 指定科目の認定があまりに厳格である。 例えば、指定科目「法学」については、「法学」以外でもその読替えの範囲として「法律学」「基礎法学」「法律入門」が認められるが、実質的に講義内容が同等の「法学（憲法を含む）」や「法学の基礎」は認められない。 そのため、実質的には任用に必要とされる知識を有しているにもかかわらず、社会福祉主事として任用できない例があり、ケースワーカー担当職員の確保に困難が生じている状況にある。 また、資格を有していない職員は、1年程度の通信講程を受講して資格を取得する必要があるが、通常業務が多忙な中での受講は多大な負担であるとの意見が複数の自治体から挙がっている。 【制度改正の必要性】 高齢化等により、被保護世帯が増加し続けていることから、より多くの適性のある職員をケースワーカーとして従事させる必要がある。 ※　県被保護者世帯数　平成19年度：37,554世帯　平成29年度：73,870世帯	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	120	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律　第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領　第1の15（2）、第2の18（2）	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	【現行制度】 多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。 その場合の執行残の取扱については、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。 対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。 【支障事例】 活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。 本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	121	10_運輸・交通	都道府県	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、川口市、神奈川県	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）	住宅宿泊事業（民泊）届出時の法定提出書類に「消防法令適合通知書」を追加	住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業（民泊）を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則に定める書類を提出することとしている。その提出書類に「消防法令適合通知書」を追加すること。	【現行制度】 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）を行うに当たり、事業者は住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項に定める書類を提出する必要がある。 しかし、当該条項で定める書類には、事業を始める建物が消防法令に適合している場合に消防署等から交付される「消防法令適合通知書」が含まれておらず、ガイドライン（住宅宿泊事業法施行要領）において、届出時に併せて提出を求めることとしていると過ぎない。 【支障事例】 ガイドラインには法的拘束力はないため、消防法令適合通知書の添付がなくても届出を受理せざるを得ない。本県では現時点での事例はないが、他自治体では発生している事例である。 消防法令に適合しているか否かは、宿泊料を取って他人を泊める施設を運営するに当たり非常に重大な要件（特に、家主が不在の住宅に宿泊させる施設の届出の場合）であり、提出を受けなければ、地方自治体として最低限の安全性を確保することが困難である。現行法上では問題がなくても、一般的な観点からは、安全性を担保できない民泊施設の運営を容認していると捉えられかねない。安全性確保は全国どこでも必要であり、このような重要書類は、ガイドラインや各自治体の条例に任せるのではなく、法令に基づいた添付書類として明確に提出を求めるべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (14)旅行業法(昭27法239) 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業を営もうとする者(施行規則1条の3)については、これらの新規登録又は更新登録を都道府県に申請しようとする場合に提出することとなっている、登録又は更新の拒否の要件に該当しないことを証する書類(施行規則1条の4及び1条の5)として、全ての役員の自筆の宣誓書の徴集は必ずしも必要ではないことを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)通知)]	—	第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録事務は各都道府県の自治事務であるため、欠格事項に該当しないことを証明する旨の宣誓書については、全役員分の提出を必須としないようマニュアルに定めることも可能である旨通知した。	【国土交通省】都道府県における旅行業登録事務手続について(周知)(令和元年11月11日付け観光庁参事官(旅行振興)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_116	観光庁旅行振興室
5【内閣府(11)(ⅱ)】【厚生労働省(33)(ⅲ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 特定地域型保育事業者の確認(43条)については、確認に係る事業所の所在する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。	—	市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、地方公共団体及び登記所に周知した。	【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年12月27日付け総税固第48号) 【総務省】地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け総税固第49号) 【法務省】登記所と市町村長との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_118	総務省自治税務局固定審査税課 法務省民事局民事第二課
5【厚生労働省】 (19)社会福祉法(昭26法45) (ⅰ)社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、令和元年度中に通知を改正し、指定科目の科目名称と完全に一致しない場合であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこととする。	—	指定科目の科目名称と完全に一致しない科目であっても、同等の教育内容が含まれていれば、当該指定科目として取り扱うこと可能とするため、改正通知を発出した。	【厚生労働省】「社会福祉法第19 条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」の一部改正について(令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_119	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	122	12_その他	都道府県	埼玉県、神奈川県	総務省、農林水産省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市（浦和競馬組合等の構成員）が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。 しかし、政令市の決算統計（地方財政状況調査）や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれぞれ（財政状況の把握等）の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考える。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	123	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法70条、75条、86条、89条、91条 介護保険法施行規則 老人福祉法14条、14条の2、14条の3、15条、15条の2、16条 老人福祉法施行規則	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化	介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化 （平成26年大阪府等複数県からの提案事項と同様に、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。）	平成26年の提案募集において「介護保険法及び老人福祉法に基づく重複する申請等の一本化」が提案され、申請書の一本化や重複する書類の省略等が示されたところだが、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」は認められなかった。 しかし、法の趣旨は異なるものの、実態として介護サービス事業者と居宅サービス事業者は同一であり、分けて申請等をする必要性に乏しい。 近年の働き方改革の流れからも事務の効率化、負担軽減を進める必要があり、また、届出忘れや届出先の間違いが頻発していることから、介護保険法上の申請があった際、老人福祉法の届出があったとする「みなし規定」を設ける。	—
R1	124	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A　権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 （1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。）	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じく市町村に指定権限がある居宅介護支援（平成30年度に県から市町村に指定権限を法定移譲）については、1市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるなど余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	125	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	厚生労働省	A　権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34、第197条	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化 （1市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。）	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じく市町村に指定権限がある介護予防支援については、1市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるなど余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	126	12_その他	一般市	大府市	総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 公的個人認証サービス事務処理要領	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期（発行の日から5回目の誕生日）が本年12月に到来する。 更新手続きは事務処理要領に基づいて行うが、マイナンバーカード等の暗証番号を失念している場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。 また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定する必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めていたが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。 更に、更新時期が近づくにつれ、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関した情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	127	03_医療・福祉	一般市	大府市	厚生労働省	A　権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条、第51条の2、第51条の3、第51条の4等	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長への移譲	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	事業者の指定権限は県知事が有しているため、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からないにも関わらず、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。さらに、事業所が不正を行った場合、行政処分は県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。 給付費の支払いや不正に伴う返還金の請求事務の責任は、市町村にあるにも関わらず、指定から監査、行政処分等を一貫して行うことができず、市町村が主体的に事業者を管理できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	128	09_土木・建築	一般市	大府市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等に対する応急安全措置の新設	台風・大雨等の気候的条件によらず、管理不全な空家等により、人の生命や財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合、助言・指導、勧告、命令等の措置をとることなく、必要最小限の緊急安全措置が実施できる旨の規定を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に設けていただきたい。	【支障事例】 空家の老朽化で外壁が前面道路に飛散しそうな状態において、台風等の強風により、通行人や地域住民等に被害をもたらす恐れがある場合、迅速な対応が求められるが、法に基づき空家の所有者に対して指導・助言等の措置を順にとっていくには一定の期間が必要である。 本市においても、一昨年、台風が来る直前に、外壁が前面道路に飛散しそうな空家があるという通報を複数件受け、かなり苦労して所有者を探し出し、対応していただいたことがある。 その際には、たまたま所有者が見つかり、かつ所有者に対応していただくことができたが、所有者が見つからなかったり、所有者に対応を拒否されたりした場合には、危険な状態が存続してしまうことになる。 平成26年提案募集において、「台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である」旨の見解をお示しいただいたことは承知しているが、その解釈に基づけば、条例で規定することにより応急措置の実施が可能となるのは台風・大雨等の場合のみであり、自治体の判断で機動的に応急措置を実施することが可能となる措置内容とはなっていない。 そのため、被害をもたらす恐れがある空家に関する通報を受けたとしても、対応まで時間がかかりすぎる又は対応できないことが懸念される。	—
R1	129	02_農業・農地	一般市	大府市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	土地改良法手続きの簡素化	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土地改良法手続について、耐震に係る事業以外での地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者（事業の施行に係る地域内にある土地の農家等）同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国土強靭化を推進するため、迅速な対応が求められる。 しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必要となっており、排水機場の施設建替え事業については、農家に事業費負担を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。 土地改良区が申請する施設更新事業等の同意徴集手続きの簡素化が可能となる法制度（法第85条の3）もあるが、土地改良区が管理する土地改良施設もしくは国県市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機能を発揮する土地改良施設である必要があり、市町村が管理している排水機場を土地改良区が申請することはできない状況にある。 排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生した場合、東海豪雨の例にあれば、農地の湛水のみならず宅地・工場なども影響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。 これらのことから、農家に事業費負担を求めない湛水防除等の農地防災事業についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度への緩和を迅速に行っていただきたい。	—
R1	130	12_その他	一般市	大府市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条	都市計画審議会の委員に議員を任命する定めの撤廃	都市計画法に基づき市が設置する都市計画審議会について、政令による委員の基準（議員を任命）の定めを撤廃する。これにより、市町村の議会の議員は、委員に就任しないこととする。	議員が都市計画審議会の委員となることで、附属機関である都市計画審議会への監視・調査機能が阻害される恐れがある。 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、中でも、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」については、平成23年の地方自治法改正において義務付け・枠付けが撤廃され、策定が任意化された「基本構想」に匹敵する、市町村にとって重要な計画であると考える。 そのため、近年、地方自治法第96条第2項の規定により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」等を議会の議決すべき事件として追加する市町村が増加しつつある。 都市計画が住民の権利・利益に多大な影響を及ぼすものであるからこそ、最終的には、住民全体を代表する議決機関である議会の議決に付すべきではないかと考える。 都市計画審議会の各審議事項については、執行機関と議決機関の役割分担を踏まえつつ、地方の事情とその必要性に応じて、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に追加する、又は追加しない等の判断がなされればよいものと考える。	—
R1	131	10_運輸・交通	施行時特例市	富士市、島田市、藤枝市、下田市、袋野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	道路運送法第4条、第5条、第6条 道路運送法施行規則第4条第5項	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない者であっても、地方自治体が認める場合には、許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とすること等により、運行開始までの期間が短縮できるようにする。	本市では、新規にコミュニティ交通の路線を開設するにあたり、事業者に委託を行っている。 受託しようとする者が、既に許可を持っている事業者である場合は、受託後に新規路線の追加をすればよく、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね1ヶ月と定められており、速やかに運行開始を行う見通しが立つ状態で委託手続を進めることが可能である。 一方、許可を持っていない事業者については、受託後に具体的な運行路線・区域の計画を策定した上で新たに乗合許可申請を行うことになるが、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね2ヶ月と定められており、審査中に多数の提出書類の審査や法令試験等があるため、それ以上の時間がかかることがある。また、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が必要となった場合には、それ以上に期間が掛かることになり、当初予定していた運行開始時期に間に合わなくなってしまおそれがある。 このため、現状では、自治体が新たな委託先を選定する際、確実に運行開始時期に間に合う既に許可を持っている事業者を選定せざるを得ず、競争性のある業者選定ができない状態にある。これを解消するため、新規許可の場合には、法令試験等の一部の手続を許可申請の前に行うことを可能とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省(4)】【農林水産省(2)】【国土交通省(4)】 競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242) 競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。)の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止する。 [措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)]	—	競馬を行うことができる市町村の指定手続及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和2年度分から廃止した。	【総務省】令和2年度における公営競技施行に係る市区町村の指定申請手続等について(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_122	総務省自治財政局地方債課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]	—	個人番号カード等の有効期間満了に伴う更新については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード等の更新対象者に通知した留意事項等の内容を再周知した。	【総務省】「個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(依頼)」の周知について(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡) 【総務省】別添1_01_個人番号カード又は電子証明書有効期限切れ通知に伴う対応について(令和元年9月11日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添1_02_個人番号カード及び電子証明書有効期限切れ通知に関する業務概要及びスケジュールについて1.1版 【総務省】別添2_01_個人番号カード又は電子証明書有効期限通知書の送付物に関する資料の送付について(通知)(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構事務連絡) 【総務省】別添2_02_有効期限通知書の送付に関する説明資料(令和元年10月23日付け地方公共団体情報システム機構) 【総務省】別添2_03_パンフレット_有効期限通知書の説明 【総務省】別添2_04_パンフレット_マイキーID設定方法	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_126	総務省自治行政局住民制度課
4【厚生労働省】 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3、51条の4等)に係る事務・権限については、当該権限を市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅱ)指定障害福祉サービス事業者の指定等及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(36条、51条の2、51条の3及び51条の4等)に係る事務・権限については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市区町村にその事務・権限を移譲することが可能であることや、都道府県による指定障害福祉サービス事業者の指定等(36条1項等)に当たり、都道府県と市区町村の間で円滑に連携を行うための取組事例を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課事務連絡)]	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。)による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限について、都道府県が条例による事務処理特例制度に基づき市区町村にその事務・権限を移譲することが可能であることや、都道府県と市区町村の間で円滑に連携を行うための取組事例を令和3年9月7日付けで地方公共団体に周知した。	【厚生労働省】令和元年の地方分権改革にて寄せられた提案への対応について(周知)(令和3年9月7日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_127	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ⅳ)一般乗合旅客自動車運送事業の許可(4条)に係る手続のうち、同事業の遂行に必要な法令の知識を有することを確認する試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とし、令和元年度中に必要な措置を講ずる。	—	一般乗合旅客自動車運送事業の新規経営許可の際の法令試験については、許可の申請をしようとする者が地方公共団体からの運行の委託を受けようとする場合には、当該申請前の受験を可能とした。	【国土交通省】「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」(令和2年3月17日付け自動車局旅客課乗合バス班長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_131	国土交通省自動車局旅客課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	132	12_その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	住宅・土地統計調査規則 国勢調査「調査区設定の手引き」	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大幅に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪い。 また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼をして、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員のなり手がなく、見つからない場合は、しかたなく自治委員にお願いして調査員をやっていただくことが多い。そのような状況で、自治委員からは「今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を越えているので分からない。」「自分の自治会のエリアの調査区なら何とか把握できるので調査員をしても よい。報酬を下げても よいから自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があがっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	133	12_その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	住宅・土地統計調査規則 国勢調査「調査区設定の手引き」	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人数を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	134	12_その他	一般市	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計法 統計法施行令	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務（法定受託事務）を、（市町村を経由しないで、）国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推薦を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。 また、インターネット回答の導入等により、事務が複雑化・煩雑化しており、市町村職員にとっても負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	135	12_その他	指定都市	川崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方交付税法第17条の3	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体（災調整不交付含む）だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でやり取りする。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んだ上で基礎数値の錯誤等の確認を受ける。 検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定同様、膨大かつ多岐に渡るものであり、何千もの項目について数箇月程度をかけ、全庁的に確認作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2～3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち合い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値（錯誤）を中心に根拠資料をもとに一つ一つ説明する形が取られており、その場で突発的な指摘もしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	136	12_その他	指定都市	川崎市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の繰保	地方創生推進交付金申請時において、補助認定要件等について早期にその内容を示し、併せて実施計画の作成、地域再生計画の作成について地方自治体への通知を行うこと。また十分な事務処理期間を繰保すること。	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を経由して市に届くのは、年末ギリギリになる。申請期間が年末年始を挟むうえ、その間に事前相談を行うなど、非常にタイトなスケジュールになっているため、十分な検討期間が確保できず、また書類作成事務が負担となっている。 また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、地域再生計画は実施計画と同様の記載をする項目が多く、実施計画が固まらないと地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。	—
R1	137	03_医療・福祉	一般市	玉野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条	老人福祉法の届出規定の見直し	老人福祉法に定められている施設のうち、介護保険法上の地域密着型サービスに該当する事業に係るものについては、届出先を都道府県知事から市町村長とする法改正を求める。	介護保険法上の申請があった場合には老人福祉法上の届出があったとみなす「みなし規定」の創設が、平成26年の提案募集においてなされ、これを受け、国の対応方針として、申請書の一本化や重複書類の省略等を周知する事務連絡が発出されたところであるが、老人福祉法第34条に規定されている大都市特例の適用を受けない一般市及び町村においては、両法の申請・届出先は依然として都道府県と市町村に分かれたままであり、両法の所管が異なる以上、申請書の一本化や重複する書類の省略は現実的に不可能な状況である。そのため、地域密着型共同生活介護等の介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出を行う必要があるが、両法の所管は都道府県と市町村に分かれており、事業者にとっては届出事務が繁雑・非効率となっている。	—
R1	138	03_医療・福祉	一般市	玉野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2、第16条 老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法の届出書類等の簡素化	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の観点から、介護保険法施行規則等の改正が行われたことを踏まえ、同様の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	介護サービス事業者は、介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、申請や届出に際して大きな負担が生じている。また、自治体においても相応に事務処理負担が発生している。 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされ、これを受けて、介護保険法施行規則等が一部改正されている。この帳票等の文書量半減の取組は、①政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組の一環であるとともに、②各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であるが、介護サービス事業者は、老人福祉法上の書類を作成する必要もあるため、文書量削減の取組の効果を十分に発揮させるためには、老人福祉法施行規則の見直しも必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	139	03_医療・福祉	一般市	むつ市、黒石市、五所川原市、三沢市、平内町、今別町、蓬田村、藤ヶ沢町、深浦町、西目屋村、中泊町、野辺地町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の45第2項、第115条の46 介護保険法施行規則第140条の66 地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日厚生労働省通知）	地域包括支援センターの職員配置基準（主任介護支援専門員）の見直し	市町村直営の場合（第1号被保険者数3,000人未満を除く。）は、一定の知識・経験を有する介護支援専門員を配置することとする見直しをお願いしたい。	市町村直営のセンターの主任介護支援専門員に求められる、介護支援専門員に対する日常的な個別指導・相談については、事業所内の主任介護支援専門員が対応するほうが効果的・効率的であるし、事業所内で解決できない場合は、地域ケア会議のネットワークを構築する機能を生かして、このネットワークにより地域の（主任）介護支援専門員の知識・経験を活用した指導・相談体制の構築は可能と考えるし、実際にそのような相互支援が行われている。（地域ケア会議は事業所の介護支援専門員を構成員とすることとされているが、事業所によっては主任介護支援専門員が構成員となっていないところもある。） また、2021年3月までに即全介護支援事業所の管理者には主任介護支援専門員の配置が必須となるため、事業所内において、より相談しやすい環境ができるものと考えられる。 更に、市町村においては、主任介護支援専門員を採用することは困難であること、職員が資格を取得する場合は長期間を要するがゆえに、いったん主任介護支援専門員として配置した場合は人事配置が固定化し、後任者の育成が困難となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ⅲ)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。	—	令和5年住宅・土地統計調査の市町村事務要領において、市町村は、都道府県から示された人数の範囲内で調査員を柔軟に推薦することが可能であることを明確化した。	【総務省】「令和5年住宅・土地統計調査　市町村事務要領」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_133	総務省統計局国勢統計課
5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ⅰ)住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)]	—	住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、事務処理特例条例により市町村に事務を移譲することで、市町村単位で民間委託が可能である旨を通知した。	【総務省】統計法施行令別表第一備考第四号に基づく住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務の民間委託について(周知)(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課(住宅・土地調査担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_134	総務省統計局統計調査部国勢統計課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (22)老人福祉法(昭38法133) 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	—	届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_138	厚生労働省老健局総務課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	140	03_医療・福祉	都道府県	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。 また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事案があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支障事例】 ・　幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・　補助制度が2つになるため、事業着手するのに両方の回答をまってから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ・　一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が繁雑となる大きな要因の一つである。また、当市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事案があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	141	09_土木・建築	一般市	高島市	総務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報の取扱いについての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する際に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるということを行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。 本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言われることがかなり多い。 本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができず、相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。 また、ある相続人が、空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的である他の相続人が行動を開始することができないといったケースもある。 同意を得られる場合であっても、適正管理を促す連絡を受けてから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を発出し、同意を得た上で依頼人である相続人にその情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまう。(同意依頼を発出しても、全ての相続人が返送してくれるとは限らない) また、適正管理依頼の発出後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	142	01_土地利用（農地除く）	一般市	松原市	国土交通省	A　権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二　区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	―
R1	143	12_その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他（特記事項）」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所（公立幼稚園）にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ（別添）において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所（公立幼稚園）に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。 一方で、私立保育所（幼稚園）に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所（幼稚園）の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	―
R1	144	12_その他	都道府県	千葉県	総務省、法務省	B　地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11 地方税法第382条	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。（法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。） また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関（各都道府県等）に対し、通知等により周知していただきたい。 なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である（同法第73条の2第1項）。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告（当該不動産の所在地の市町村を経由）又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている（同法第73条の18）。 【支障となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請（地方税法第20条の11）により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写しており、膨大な作業を要している。（平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉地方法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度（1回に2～4人）赴き、約10万件を書き写している。） 【規制緩和の必要性】 この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。 【解決策】 「求める措置の具体的内容」のとおり。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	145	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医師法第6条第3項 歯科医師法第6条第3項 薬剤師法第9条	医師法、歯科医師法、薬剤師法（以下、「医師法等」という。）に基づく届出のオンライン化	医師法等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に変えて、対象者各自が付与されている籍登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	都道府県（保健所）は、医師法等の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、医師・歯科医師・薬剤師が行う届出を紙媒体により回収し、とりまとめ、厚生労働大臣に提出している。届出は、資格毎に異なる届出票で実施しているため、届出標の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業（対象者への電話連絡等）に労力をかけている。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 ※なお、本票では、約32,000件の届出を処理している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	146	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法33条 保健師助産師看護師法施行規則33条	看護職員業務従事者届における届出の提出を、オンライン上入力・提出が可能とし、都道府県を経由して国への届出を可能とするシステムの構築	看護職員業務従事者届（保健師・助産師・看護師・准看護師調査）のオンライン化を希望する。籍登録番号をIDとし、氏名、生年月日を利用してログインし、そこから様式に定められている届出事項を回答する形とし、回答されたデータは、まずは各都道府県へデータ送信され、チェック後国に送信するシステムの構築を希望する。なお、准看護師も同様に届出報告できるシステムを望む。ただし、インターネット環境がない方の為に紙での届出は継続すること及び届出用紙にQRコードを掲載しシステムへリンクできる仕様を希望する。	都道府県は法令の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、保健師・助産師・看護師・准看護師に対して従事状況届出を規則第3号様式により実施している。 都道府県では、従事者から提出された届出を、衛生行政報告例に定められている様式の内容ごとに集計し、集計結果を既定様式に記載してを厚生労働省へ提出している。このほか、届出内容を正確に報告するための作業（対象者への電話連絡等）に労力がかかっており、特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 オンライン入力が可能で、集計が自動でできるシステム構築により、都道府県職員の労力の軽減が図られることが期待できる。	―

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 ［措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)］	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_140	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省(6)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。	—	市町村が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて地方税法第73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、地方公共団体及び登記所に周知した。	【総務省】市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項等について(令和元年12月27日付け総税固第48号) 【総務省】地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について(令和元年12月27日付け総税固第49号) 【法務省】登記所と市町村長との間における地方税法に基づく通知のオンライン化並びに当該通知に係る不動産に関する地図及び図面情報の電子化等に関する留意事項について(令和元年12月27日付け事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_144	総務省自治税務局固定審査税課 法務省民事局民事第二課
5【厚生労働省】 (11)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく届出については、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ 5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。 ・医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師(以下この事項において「医師等」という。)については、オンライン届出に係るシステムを構築し、令和4年度中に運用を開始する。 ・医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令5＞ 5【厚生労働省】 (8)医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)及び薬剤師法(昭35法146) 医師法(6条3項)、歯科医師法(6条3項)及び薬剤師法(9条)に基づく氏名等の届出については、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師(以下この事項において「医師等」という。)以外の医師等が、オンラインによる届出を可能となるよう、医療従事者届出システムを改修し、令和6年度中に運用を開始する。	令和4年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となった。 医療機関等に勤務する以外の医師等のオンラインによる届出については、届出情報の正確性を担保するため情報の参照元となる「国家資格等情報連携・活用システム」との連携を予定しているが、現時点において導入時期が未定であるため、当システム改修についても調整中としている。	【厚生労働省】令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(通知)(令和4年10月31日付け厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_145	厚生労働省医政局医事課 厚生労働省医政局歯科保健課 厚生労働省医薬局総務課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	147	08_消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用	災害救助法に基づく救助として行われる、応急仮設住宅の供与のうち、借り上げ型仮設住宅の借り換え要件に関して、家賃減額又は同額となり、かつ転居にかかる費用（引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料等）は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、災害発生後に個別案件の協議に要する時間も無いことから、転居を認める条件として追記することについて、要件緩和を求めるものである。	昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かったため、不動産業者は物件の内覧等に応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。 生活がある程度落ち着いていくに伴い、通勤・通学や買い物等の利便性を求め、転居したいという声が上がったが、制度上、原則として借り換えはできない。 また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等は、公共交通の便が悪く、顔見知りの人も少なく、近隣にスーパーや集える場所がほとんどないため、孤独死等の二次被害を引き起こす可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	148	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「介護給付費等の支給決定等について」（平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 介護給付費等に係る支給決定事務等について（国の事務処理要領）	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること（例えば6年等とする。）	国の通知及び事務処理要領において、「障害支援区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる。」と規定されている。 更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のためだけに病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっているのが現状であるが、障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定になる方が大多数である。一方で、区分認定については、個々の状態に応じて判断する必要はある。 そこで、区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。 なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合においては、各システム（各自治体が導入するシステムや国保連システム）にて入力が規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。 （備考） ※障害福祉サービス支給決定者　区分有3,200人　区分無2,930人 　計6,130人 ※区分ごとの支給決定者数 1：63人、2：557人、3：538人、4：531人、5：508人、6：1,003人 　計3,200人	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	149	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること（例えば3年等とする）。	障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきだという考えに基づくものである。 しかし、現状として、一度障害児通所給付費の支給をした場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していくことが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加し続ける支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。 （備考） 障害児通所支援支給決定者数　平成29年3月末：2,318人　平成30年3月末：2,873人　平成30年9月末：3,168人　平成31年4月末：3,128人	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	150	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	経済産業省	A　権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3条の2第2項から3項、第4条、第6条、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第1項、第33条第1項から第2項、第34条第3項、第35条第1項、同条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10第各項、第36条第1項、第37条の2第1項から第2項、第37条の3第1項から第2項、第37条の4第1項、第37条の5第3項、第37条の6第1項、同条第3項、第37条の7、第38条の3、第38条の10、第82条第1項から第2項、第83条第1項から第4項、第87条第1項から第2項、第88条第2項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第30条、第132条	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登録、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲することを求める。	【支障の概要】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分（移動、輸入、廃棄、容器、事故等）も多い。 このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。 また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	151	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省	B　地方に対する規制緩和	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について（依頼）	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るための国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステム等を導入し、それを全国の消防本部等が活用できるよう対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街街地及び準市街地を多くの各消防本部（或いは市町村）が地図上（紙ベース）に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない（所管していない）職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。 この作業において、ミスが生じれば消防力（人員、施設、車両等）の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	152	09_土木・建築	指定都市	熊本市	総務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるというわけではない。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	153	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。 現行法では、教育課程の教科、時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	—
R1	154	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。 また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	155	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	日本スポーツ振興センター災害共済給金支給事務の自治体からセンターへの委譲	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者（各教育委員会等）及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅲ）障害支援区分の認定（21条1項）の有効期間については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における認定事務の実態等を踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法（昭22法164） （ⅴ）障害児通所給付決定の有効期間（21条の5の7第8項）については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149） 液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 4【経済産業省】 (1)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149） 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・液化石油ガス販売事業者の登録等（3条1項及び2項、3条の2、4条並びに24条から26条の2） ・液化石油ガス販売事業者に係る各種届出の受理（6条、8条、10条2項及び3項並びに23条） ・液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令（13条2項） ・液化石油ガス販売事業者に対する書面交付等命令（14条2項） ・液化石油ガス販売事業者等に係る技術基準適合命令（16条3項、16条の2第2項、35条の5及び37条の5第3項） ・業務主任者等の選解任の届出の受理（19条2項及び21条2項） ・業務主任者等の解任命令（22条） ・保安機関の認定等（29条1項及び2項、31条、32条2項、35条の3並びに35条の4） ・保安機関の一般消費者等の数の増加の認可等（33条） ・保安機関に対する業務等改善命令（34条3項） ・保安業務規程の認可等（35条1項及び3項） ・保安機関に対する適合命令（35条の2） ・販売事業者の保安の確保の方法等の認定（35条の6第1項） ・認定販売事業者の報告義務（35条の7） ・認定販売事業者の認定の取消し（35条の10） ・液化石油ガス販売事業者による貯蔵施設等の設置等の許可等（36条1項、37条、37条の2及び37条の7） ・貯蔵施設等の完成検査の実施等（37条の3） ・充てん設備の許可（37条の4） ・充てん設備の保安検査の実施等（37条の6第1項、3項及び4項） ・液化石油ガス設備工事等の届出の受理（38条の3及び38条の10） ・販売事業者等からの報告の徴収（82条1項及び2項） ・販売事業者等に対する立入検査の実施等（83条3項及び4項） ・許可等の条件（84条1項） ・関係行政機関への通報等（87条1項及び2項） ・公示（88条2項1号及び1号の2） ・聴聞の特例（90条）	令和元年度中に指定都市のある道府県、指定都市及び業界団体向けに行った調査結果においては、全国一律の権限移譲について賛否意見が分かれた。さらに、令和2年8月から11月にかけて関係する道府県及び指定都市に対し、各業務における権限移譲の可能性等について調査を行い、その調査結果をもとに、令和2年12月の液石小委において審議を行ったところ、道府県から指定都市への権限移譲を行う方針が了承された。 令和3年3月の液石小委において権限移譲に向けた体制構築のための必要な措置に関する方針を示した。 令和4年3月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第208回通常国会に提出、令和4年5月13日成立、令和4年5月20日公布（令和4年法律第44号）。当該法律において、液石法の権限移譲について令和5年4月1日施行とした。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第7号）」を令和5年1月18日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年経済産業省令第4号）」を令和5年1月23日に公布。令和5年4月1日に施行された。	【経済産業省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号） 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」（令和5年政令第7号） 【経済産業省】「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和5年経済産業省令第4号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_150	経済産業省産業保安グループガス安全室
5【総務省】 (20)消防施設整備計画実態調査 消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	令和4年度の次回調査に向けて、過去の調査の質疑応答について整理を行い、自治体の負担軽減に繋がる課題の抽出を行った。 抽出した課題より、人的ミスの防止及び作業負担の軽減など調査方法の改善・効率化に向け、検討した結果、以下4点のとおり令和4年度調査より対応した。 ①本調査へ対応する方法の1つの選択肢として、固勢調査による人口情報を活用でき、かつ一般公開されている地理情報システムである「JSTATMAP」を提示し、その活用方法について周知する。 ②既存の地理情報システムの機能を活用することで、本調査に対応している消防本部の事例を展開し、情報共有を図る。 ③調査表内に記入時の留意事項を追加するなど、入力ミスを防止するための工夫を施す。 ④過去の調査時における質疑応答を整理し、次回調査依頼時にQ&A集として添付する。	【総務省】「令和4年度消防施設整備計画実態調査の実施について（依頼）」（令和4年8月5日付け消防消第270号消防庁消防・救急課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_151	消防庁消防・救急課
5【総務省（18）（ⅱ）】【国土交通省（19）（ⅱ）】 空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 代執行（14条9項）又は略式代執行（14条10項）により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」（平27国土交通省住宅局）を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。	—	「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」（平27国土交通省住宅局）を改正し、代執行（14条9項）又は略式代執行（14条10項）により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。	【総務省】【国土交通省】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の一部改正について（令和元年地方分権改革提案事項）（令和2年12月25日付け国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_152	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	156	12_その他	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	地方創生事業について、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組みを進められるよう、地方負担の軽減や対象分野の制約の緩和など使い勝手の良い制度とすること。 具体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金使途の制約の緩和を図られたい。	地方創生推進交付金は、国想定分野（しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり）への該当や地域間連携や複数の政策目的を持つなどの先導性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組みを促すものになっていると言い難い。 また、地域再生計画の作成にあたっては、「先導的な事業」の適用要件として、多岐に渡る要素を記載する必要があるなど、事務負担が生じているので、書類の簡素化を図られたい。 交付金使途の緩和として、例えば職員旅費についてはトップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、「大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」など、事業推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、各種事業の参加者個人に対する旅費やインターンシップなど企業の個人向け給付に関する補助金なども対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩和を図られたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	157	12_その他	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣官房、総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本（登記事項証明書）の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本（登記事項証明書）の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本（登記事項証明書）が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本（登記事項証明書）を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。 平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本（登記事項証明書）について同様の対応はなされないものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	158	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33 年3月31 日までと規定された。 当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。 事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	主任介護支援専門員の資格を取得するためには、各都道府県の実施する主任介護支援専門員研修を修了しなければならない。同研修の受講に当たっては、5年以上の介護支援専門員としての実務経験を要する。本府においては、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるにも関わらず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせないため主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が少なくとも94名存在する。また、これら事業所の利用者は、約2,400名以上存在すると推定され、事業所が廃業となれば、事業所を変せざるを得ない。このため、これまで関係性を構築してきた介護支援専門員の変更を迫られることとなり、利用者及びその家族は、在宅生活を支えるための相談相手を失ったり、事業所変更に伴いケアプランの新規作成のため再度のアセスメントを受ける必要がある等、多大な不利益や負担を強いられることが考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	159	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第5条	指定保育士養成施設の指定等に係る審査マニュアルの策定	指定保育士養成施設の指定等に係るマニュアル等を早期に発出されたい。	児童福祉法施行令第5条第1項の規定により、指定保育士養成施設の指定は厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとされている。 指定等の基準については全国一律の必要があるが、現時点で、その運用・解釈が示されていない。 そのため、平成30年厚生労働省告示第216号の就業教科目等の改正に伴う学則変更の申請において、都道府県により審査の基準が異なり、承認手続きが遅滞する等の支障が生じた。	—
R1	160	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）第1条第35号の5	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件の共通の取扱いについて	処遇改善加算Ⅱの正式な加算要件を定める通知を早期に発出されたい。 通知においては幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善加算Ⅱの研修要件を共通の取扱いとするとともに、研修要件については現在の加算要件である保育士等キャリアアップ研修と同等の質の研修とされたい。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされている。平成30年12月5日付け事務連絡「処遇改善加算Ⅱの研修要件について」によると、施設種別により加算の要件として認められる研修形態に大きく差がある内容となっており、施設種別に関わらず共通の取扱いとしないと、事業者側で混乱が生じる。また、認定こども園等の施設類型の要件が明確に示されていないことから、都道府県の計画的な研修実施体制の整備や認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。 同事務連絡によると幼稚園、認定こども園では保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）以外の研修も幅広く認める予定とされているが、加算要件として認める研修は、現在の加算要件であるキャリアアップ研修と同等の質が担保されなければ、加算要件を充たす保育士等の質の担保ができないという懸念が生じる。	—
R1	161	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっても、市町村の行政機関が教育部分と保育部分が分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者に煩雑さを強いることとなっている。（当該事情は市町村や都道府県の事務処理においても当てはまる。）また申請後の交付決定にあたっても各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。 （申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	162	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第13項、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱、病児保育実施要綱	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	病児保育事業については、現在でも保護者ニーズが高く、今後女性就業率の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴い更にニーズが増すものと思われ、府としては充実させていきたい。しかし、病児保育施設の整備促進を目的としている「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」において、交付対象が「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定され、NPOなどは対象となっていない。実施するにあたり、多大な費用がかかる施設整備に対する補助が出ないため、意欲はあるものの整備に取り組めないと相談を受けている事例がある。 なお、病児保育事業の運営への補助を目的とした「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱では、交付対象として「市町村が認めた者」を認めていることからも、整備の補助対象が限定的であることは整合性が図られず、事業の展開に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【内閣官房（1）】【総務省（23）】【法務省（6）】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令元＞ 5【内閣官房（1）】【総務省（23）】【法務省（6）】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令4＞ 5【デジタル庁（14）】【法務省（11）】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令6＞ 4【デジタル庁（24）】【法務省（12）】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データ・ベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。	登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、登記情報連携システムを活用して対応してきたが、令和8年3月24日から利用申込を開始した法人ベース・レジストリ（公的基礎情報データ・ベース整備改善計画に基づき国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベース）へ順次移行することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とした。	【デジタル庁】「法人ベース・レジストリの利用開始について（周知）」（令和8年3月付けデジタル庁デジタル社会共通機能Gベース・レジストリ担当通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_157	デジタル庁省庁業務グループ　登記システム・業務DX デジタル庁デジタル社会共通機能グループ ベース・レジストリ班 法務省民事局総務課
5【厚生労働省】 （30）介護保険法（平9法123） （ⅰ）指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 （30）介護保険法（平9法123） （ⅱ）指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 ［措置済み（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号））］	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年6月5日厚生労働省令第113号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_158	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府（5）】【文部科学省（3）】【厚生労働省（8）】 児童福祉法（昭22法164）及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府（4）】【文部科学省（3）】【厚生労働省（10）】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 ［措置済み（令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知）］	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について（通知）（令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知） 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について（令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_161	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【内閣府（16）】【厚生労働省（40）】 子ども・子育て支援整備交付金 子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第13項）を実施するための施設（以下この事項において「病児保育施設」という。）の整備については、市町村（特別区を含む。）が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。	—	「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を改正し、病児保育事業を実施するための施設の整備について、市町村が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して、令和2年度事業から交付対象とした。	【内閣府】「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について（令和2年5月25日付け内閣総理大臣通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_162	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	163	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条第3号及び第7号・第82条	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。 すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。 一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業（※）を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。 この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。 （※）病院と連携できる「リハビリを中心とする在宅復帰支援機能を備えた民間複合施設」の誘致を検討。具体的には、リハビリ、在宅復帰支援施設、緩和ケア・終末医療、調剤薬局などを想定しており、こうした医療・福祉関係事業者を誘致するため、土地を一括して管理する民間事業者に対し、敷地の一部を貸し付けることを検討している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	164	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）とすること。	管理者である主任介護支援専門員になるための要件の1つに、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者について、主任介護支援専門員研修（70時間）を受ける必要があるとされている。 管理者資格に係る経過措置期間が3年程度しかないため、実務経験を満たせないことから管理者になれず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が起きてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	165	04_雇用・労働	一般市	多治見市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	母子家庭自立支援給付金等事務において、ひとり親家庭であるかについて、自治体へ調査権限を付与すること。	現状、ひとり親家庭等への支援事業（母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金）については、申請者がひとり親家庭であるか否かは職権で調査等を行うとができず、申請者が提出す住民票、戸籍、所得証明等により判断している。 しかし、昨今の婚姻関係の多様化により、申請者から提出される書類だけでは、判断ができない場合があり、関係者への質問及び関係機関への資料提供要求等を可能とし、職権により調査できるようにする必要がある。 具体的には、離婚等により母子或いは父子家庭となった場合、離婚時期によっては申請者から提出された戸籍だけでは確認できず、提出された戸籍より遡る戸籍の確認が必要となることがあるが、本人経由の取得では手間と時間を要するため、知識のある職員が職権で調査を行う方が迅速に確認を行うことが可能となる。また、添付書類が離婚前時期に係るものである場合、本人に取得が困難なものもある。更に未申告による所得証明が取得できない場合の事実確認は、現状では職員による調査の権限がないため、確認することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	166	04_雇用・労働	一般市	多治見市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法、雇用保険法第62条、雇用保険法施行規則第109条、第110条、第143条の2、雇用関係助成金の手続きA（雇用給付金編）、特定求職者雇用開発助成金	特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査（戸籍の公用請求等を含む）権限を付与する。	特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査（戸籍の公用請求等を含む）権限を付与する。	本市では、当該助成金に係る証明書の発行を求められることがあり、母子及び寡婦証明書の作成にあたって法第6条第1項の該当及び児童扶養があるか否かを判断するため、申請者等に住民票、戸籍等の取得・提出を求めている。 そのため、申請者（労働者）に負担を強いることとなるが、本助成制度は事業者への助成であり、申請者にとってはメリットがなく負担のみである。 また、証明申請があった日から遡って、雇入れ日において児童の扶養があったか否かの証明は、市町村でも判断することが難しい。提出書類でも判断できない場合は、申請者から直接聞き取った内容などを考慮して、証明書を発行しているのが現状であり、市区町村だから判断できるものではない。確認方法としては被扶養者の社会保険証の確認により可能になると考えるが、本人への聞き取り、保険証による確認のいずれの場合も労働局窓口で可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	167	12_その他	一般市	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計法 住宅・土地統計調査規則 平成30年住宅・土地統計調査市町村事務要領（第2．調査の準備事務－9．指導員事務打合せ会及び調査員事務打合せ会の開催－（2）調査員事務打合せ会における指導－ヵ調査員の事務の説明に当たっては、以下の指導を徹底する。－⑥インターネット調査書類は、調査票に先立って配布すること。）	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類（ID・パスワード等）を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること（平成25年度本調査実施時は同時配布）。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	【制度概要】 平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過した後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。 【懸念材料】 オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証がなく、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。 【支障事例】 二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	168	06_環境・衛生	都道府県	栃木県、茨城県、群馬県	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。 クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のためには、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増減管理が求められている。 本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、逸出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、日単位での増減管理を求めることは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。 また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増減（生死）把握が難しい。 地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	169	12_その他	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第3条、第13条 住宅宿泊事業法施行規則第4条、第11条 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）2－1－（1）－③、2－2－（8）－②	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	【現状】 住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行い、事業開始時には届出住宅ごとに標識を掲げなければならない。 【支障事例】 現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、同システムから標識記載事項（届出番号）を取得できず、標識を発行できない仕組みとなっている。 添付書類は紙媒体で提出がある場合も多く、その都度、紙媒体の書類をPDF化し、システムに登録する事務が生じているが、事業開始日の直前に届出があった場合や、同一の事業者から大量の届出があった場合など、これらの作業による担当する職員への負担も大きく、状況によっては標識の発行が営業開始予定日に間に合わないおそれもある。 届出については、書類の内容が適正であるかを知事が確認すれば有効に受理することが可能であることから、書類をシステムに登録することは、事業が開始された後に行われても法律上問題がないはずである。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者（客）がそれら書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損なうこともない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	170	07_産業振興	都道府県	栃木県、福島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	昭和40年代以降に国庫補助を受けて建設した商工会館について、老朽化が進み管理・修繕に係る負担が増大している。そのため、施設を処分し、他の施設を利用することを検討している団体も多数想定される。 施設の処分を行う場合は、国による承認を受ける必要があるが、当該承認申請に当たっては、マニュアル等が整備されておらず、国担当者からのメールにより必要書類の指示を受ける状況であった。 更に、建設から長期間が経過しているため、指示された書類を必ずしも揃えることができず、その都度代わりとなる書類を問い合わせる状況であった。また、記載例等が整備されておらず、国担当者との認識の違いなどから多くの手戻りも発生した。そのため、本県のケースでは、書類作成に半年を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	171	01_土地利用（農地除く）	指定都市	神戸市	財務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	財務省理財局長通知（平成13年3月30日 財理第1308号）	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。 もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。 利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	—
R1	172	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知（平成15年10月30日 国道有第52号） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成15年11月6日 障発第1106002号）	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受付けを郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新（2年毎）の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声が少なくない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 （13）地方独立行政法人法（平15法118） （ⅱ）地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。	—	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した（地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日）。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_163	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
5【厚生労働省】 （30）介護保険法（平9法123） （ⅰ）指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、令和9年3月31日まで延長すること等を社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 （30）介護保険法（平9法123） （ⅰ）指定居宅介護支援事業所における管理者要件については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、当該要件に係る経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることを可能とする。 ［措置済み（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号））］	事業所の管理者を主任ケアマネとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること及びやむを得ない理由がある場合には、居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネとしない取扱いを可能とすることを内容とする省令改正について、令和2年6月5日に公布した。	【厚生労働省】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年6月5日厚生労働省令第113号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_164	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【厚生労働省】 （23）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭39法129） 母子家庭自立支援給付金（31条）及び父子家庭自立支援給付金（31条の10）については、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担の軽減及び当該給付金の適正な支給を図る観点から、申請者が支給要件に該当することを都道府県等が確認するに当たり、申請者が離婚後に戸籍を他の市町村（特別区を含む。）に移した場合等、申請者の状況に応じて必要となる添付書類等について、改めて都道府県等に通知する。 ［措置済み（令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）］	—	市町村において申請者が支給要件を満たすことを確認するに当たって、例えば申請者が転籍していた場合には過去の戸籍関係情報を確認する必要はなく、住民票等によって確認が可能である旨を示した。	【厚生労働省】母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関するQ&Aの改正について（令和元年11月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_165	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【厚生労働省】 （26）雇用保険法（昭49法116） 特定求職者雇用開発助成金（施行規則110条1項）のうち特定就職困難者コース助成金については、国が当該助成金に係る対象者が母子家庭の母等（同規則110条2項1号イの（5））に該当するか否かを確認するに当たって、市区町村に対し、当該対象者が母子家庭の母等であることの証明を求めることがないよう、「雇用関係助成金支給要領」（平25厚生労働省職業安定局）を令和元年度中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に令和元年度中に通知する。	—	国が当該交付金に係る対象者が母子家庭の母等に該当するか否かを確認するに当たって必要としていた、市区町村長等が母子家庭の母等であることを証明する書類（写）を廃止した。	【厚生労働省】特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）等に係る母子家庭の母等であることの確認等について（令和2年3月31日付け厚生労働省職業安定局雇用開発企画課労働移動支援室長補佐、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課長補佐事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_166	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【総務省】 （14）統計法（平19法53） （ⅳ）住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令5＞ 5【総務省】 （18）統計法（平19法53） 住宅・土地統計調査における調査票の配布については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン回答用のID及びパスワード並びに紙の調査票を同時配布する方式により実施することとし、その旨を地方公共団体に周知した。 ［措置済み（令和5年住宅・土地統計調査　調査の手引（総務省統計局））］	令和4年6月に実施した試験調査の状況等を踏まえ、二段階配布方式を見直し、同時配布方式を採用することとし、「実施準備事務打合せ会」において地方公共団体に周知した。 また、本内容を事務要領に反映した。	【総務省】「令和5年住宅・土地統計調査　調査の手引」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_167	総務省統計局国勢統計課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省（36）】【国土交通省（20）】 住宅宿泊事業法（平29法65） 住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識（13条）の発行に必要となる届出番号については、観光庁が運営する「民泊制度運営システム」に住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、都道府県知事等において取得可能であることを、地方公共団体に周知する。 ［措置済み（令和元年11月19日第11回住宅宿泊事業法関係自治体連絡会議）］	—	民泊制度運営システムにおいて、住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げなければならない標識の発行に必要となる届出番号については、システムに住宅宿泊事業者から届出のあった添付書類の登録が完了していなくても、取得が可能であることを周知した。	—	—	厚生労働省医療・生活衛生局生活衛生課 観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室
5【経済産業省】 （8）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分については、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、財産処分に係る申請手続や当該手続に必要な添付書類等の精査を行い、その内容を事務処理マニュアルとして取りまとめ、令和2年度中に都道府県に周知する。	—	小規模事業経営支援事業費補助金及び小規模事業対策推進事業費補助金により取得した指導施設の財産の処分について、財産処分の承認申請から処分報告までの基本的な流れ、各手続きにおいて補助事業者から都道府県知事あて提出を要する書類等、事務処理マニュアルとして網羅的に取りまとめ、令和3年4月27日に各経済産業局を通じ、都道府県に周知した。	【経済産業省】補助金事業により取得等した商工会館に係る財産の処分等の取扱いについて（令和3年4月）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_170	中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	173	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第24条、介護保険法施行令第42条	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更すること	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例）老齢基礎年金（上位）：5万円、老齢厚生年金（下位）：9万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円となる場合、特別徴収は不可となる。（→優先順位が支給額順になれば、老齢厚生年金が優先され、要件を満たし、特別徴収が可能となる。） 被保険者としては十分な年金があるのにもかかわらず、特別徴収されないことから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	174	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の開始時期について、早期に特別徴収を行うことができるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4期（10月支給の年金）に該当するか否かの連絡を行っており、該当しないとした場合は翌年の同タイミングの連絡まで特別徴収の開始依頼を行えない。（例：生保廃止、障害認定、口座振替選択の停止等） 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。また、普通徴収になっていることに気づかずに保険料を滞納している被保険者も多くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	175	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、第110条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条、介護保険法第134～140条	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収額通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に保険料額に変更があった場合には、両徴収への切替え（特別徴収と普通徴収）、または全額を普通徴収に切り替えることしかできない。 被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	176	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第13条の3、児童扶養手当法施行令第8条	児童扶養手当に係る2分の1の支給を停止する減額措置の見直し	児童扶養手当法第13条の3に基づく、「支給開始から5年」又は「支給要件に該当してから7年」を経過した受給者に対する手当の2分の1の支給を停止する減額措置に係る事務手続きの見直し	本市では、ほとんどの受給者が減額措置の適用除外を受けている実態（※）があり、受給者にとって毎年申請書類を用意し、手続きを行うことが負担となっている。 減額措置は、「離婚後等の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進する」という趣旨から設けられたものであるが、受給の継続を必要とする状況にある方には、その本来の趣旨の浸透が進みにくい実情があり、手続きが形骸化している。 また、地方自治体にとっては、手続きが確実に行われるように、個別に案内する事務負担が大きくなっている。本市では、減額措置の対象者を選別した上で、来庁時に持参していただく適用除外申請書類の案内文を郵送しているが、不足書類の催促を行うことが多い。特に、就労以外の事由で適用除外を受ける場合には、障害や疾病などの状況を来庁時に聞き取り、その方の状況に応じた除外事由や必要書類等を精査した上で、追加の手続きを個々に促している。 さらに、受給者にとっても、追加の手続のために複数回来庁しなければならない場合もあり、負担となっている。 ※横浜市では、97％（5年満了対象9,209人、うち適用除外8,949人）（平成30年7月末時点） ※全国では、99.7％（全受給者約101万人、うち適用除外100万7千人）（平成29年3月末時点）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	177	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A　権限移譲	医療法第30条の4 医療法第30条の14、15、16	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、二次医療圏が市域で完結している指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、本市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置（地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応）は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、本市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限を都道府県から指定都市に移譲できるよう制度を改めること。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限を指定都市に移譲できるよう制度を改めること。	—
R1	178	12_その他	中核市	豊田市	法務省	B　地方に対する規制緩和	戸籍法第48条第1項・第2項、第25条第2項、第49条第1項・第2項第3号 戸籍法施行規則第58条第2号、昭和24年3月23日付け民事甲第3961号民事局長回答、昭和24年11月10日付け民事甲第2616号民事局長通達	戸籍法48条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法48条1項に規定されている届出人だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。 また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされておらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	身分関係を証明する書類の提示を求められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や，携帯電話の家族割りを申し込む場合等多岐にわたるが、戸籍がない外国人は、受理証明か届書記載事項証明によってしか身分関係を証明できない。 そうした中にあって、受理証明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としていても取得できないといった事態が発生している。 また、届書記載事項証明は、在留資格の更新や婚姻・離婚の無効等、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人住民は身分関係の証明が困難になっており、虚偽の使用目的で届書記載事項証明を請求し、トラブルとなる事態も発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ 5【厚生労働省】 (36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅱ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令6＞ 4【厚生労働省】 (41)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅲ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤(以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ 5【厚生労働省】 (36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅱ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令6＞ 4【厚生労働省】 (41)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅲ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤(以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ 5【厚生労働省】 (36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅱ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令6＞ 4【厚生労働省】 (41)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅲ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤(以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
5【厚生労働省】 (21)児童扶養手当法(昭36法238) (ⅱ)児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者の提出書類の簡素化を図るなど、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (24)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の一部支給停止の適用除外(13条の3)に係る届出については、受給資格者や届出を受理する地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・受給資格者等が一定の障害状態にあることを地方公共団体内で確認できる場合には、身体障害者手帳の写し等の提出を不要とする。 ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求職活動等申告書の提出を不要とする。 ・厚生年金の加入状況や障害年金受給者の障害状態について、省令を改正し、マイナンバー制度における情報連携による確認を可能とする。 [措置済み(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和2年内閣府・総務省令第8号)等)]	児童扶養手当の一部支給停止の適用除外に係る届出について、 ・地方公共団体内の実施部署に直接確認できる際に省略が可能となる書類に身体障害者手帳等を追加する ・公共職業安定所から発行された「紹介状(本人控え)」による確認を可能とし、別途の求職活動等申告書の提出は不要であること 等を地方公共団体へ通知した。	【厚生労働省】「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止適用除外に係る事務について」の一部改正について(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_176	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	179	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について　第二の1(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について　第二の1(4) 「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.3）」（平成20年3月31日付け事務連絡）問6	生活介護事業所における事業所外での社会参加活動の実施が可能な旨の明確化	生活介護事業所が、サービス提供時間中に、事業所外において定期的に社会参加活動等（※）を実施することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等：地域の社会資源を活用したサービス提供や、公園の清掃活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなど	【支障事例】 生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外で社会参加活動等を実施する方法は、次の2通りである。 1　社会資源（既存施設）を活用したサービス提供を行う場合に、当該既存施設を事業所の一部（出張所）として指定する 2　利用者が行事等で外出した場合の取扱いに基づく しかし、行事等で外出した場合として取扱うことが可能である具体事例は示されていない。このことで、例えば以下の事例を行事等で外出した場合として取扱うことが可能であるか疑義が生じている。 （1）特定の時期のみ事業所の敷地外にある農地において農作業を行う場合 （2）利用者が定期的に事業所外における社会参加活動等に参加する場合 上記（1）、（2）はいずれも行事等で外出した場合として取扱うことが可能であると考えられる。しかし、そのことが明確に示されていないことで、指定権者毎に取扱いに差が生じ、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性がある。例えば、（1）のように一時的に使用する農地であっても出張所としての届出が必要であるという取扱いとすると、変更届提出の事務手続きが必要となり、事業者の負担が増加する。さらに、事業者が利用権を有しない（事業所の一部である出張所としての届出ができない）場所での活動が困難となり、利用者の活動内容が制限されてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	180	09_土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	建築基準法第4条、第6条ほか	建築確認に関する事務の権限を有する者の変更	建築確認に関する事務の権限を有する者を民間の指定確認検査機関と同等に特定行政庁も変更することを求める。	建築基準法運用・解釈の硬直化 建築基準法の運用が機関委任事務から自治事務に変わり、国からの指示である通達がなくなり、建築主事自ら採否を判断する技術的助言に変わった。このことにより国以下の組織で対応していた状況から、一個人に判断を委ねる制度に変更された。現在、各々の建築主事の解釈に広義と狭義で差がでている状態である。豊田市では木造化を推進しているが、狭義による建築主事判断で木造化の計画を断念した事もある。地域の実情にも対応した柔軟な法の運用がなされていない状態である。 建築主事の担い手の減少 民間開放以降、平成14年から26年にかけて建築主事数は約2,000人から約1,500人に減少している。建築主事は確認済証の交付で名前が知れ渡ることにより、民事訴訟の発展につながる可能性もあり、市の積極的な意向に対して重圧を受けることもある。建築主事個人への負担が過大である実情をみて、豊田市では建築主事職は敬遠されて資格を取らない人材も存在する。また、建築主事が定年前に指定確認検査機関に転職したり、定年後も指定確認検査機関に再就職をしている状態である。	—
R1	181	03_医療・福祉	村	島牧村	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月31日　老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号） 第2　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1通則 （6）定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について ①②④	指定小規模多機能型居宅介護の登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算（70/100）を行わない。 （通いの定員については、現行18人以下のところ、21人まで） （過疎地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き） （関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うことも条件）	島牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機施設内で「要介護＝小規模多機能デイ」、「要支援＝総合事業通所型サービスA」によるサービスを提供できるようになったことから、島牧村の小多機施設に登録できるのは「要介護」の方のみとすることになったが、24時間・365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上することから登録希望者が29人を超える可能性が危惧されている（今後、最大35人程度が見込まれる。）。小多機施設開設後に「要介護者」が利用できる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護（ヘルパー）だけという現状であることから、もし「通所介護（デイ）」や「短期入所（ショートステイ）」を必要とする要介護者数が30人以上となった場合、あふれた人たちを救済する術がない状況となってしまう。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びサテライト型小規模多機能型居宅介護施設の活用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込めない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	182	03_医療・福祉	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	「教育支援体制整備事業費補助金」の運用の改善	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのための看護師配置のための経費の実施対象に幼稚園を含むよう見直す。	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒（医療的ケア児）が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している（補助率3分の1）。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校（後期日程を除く。）、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、幼稚園は対象となっていない（公立保育所については、厚労省の保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」により補助基準額が730万円の補助がある（補助率2分の1））。 医療的ケア児が幼稚園に通う場合、現行は保護者が対応する必要があるため、就学前からの集団教育を受ける機会の妨げとなっている。大分市においても、早期の受入体制の構築が必要である。 【大分市の状況】 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人（平成29年度アンケート調査）おり、実際の受入相談もある。 平成30年度は市立幼稚園にて2名の医療的ケア児を受け入れていらが、対応は保護者および本人が行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	183	12_その他	一般市	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	地方税法施行規則第十条（別表（二）第十七号の二様式 地方税法第三百十七条の三の三 地方税法施行規則第二条の三の六	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となる旨を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。 還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。 また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。 なお、本市の還付対象は約6,000件（4月：2,000件、6月：3,000件、8月：1,000件）あり、振込エラーは100件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	184	12_その他	中核市	尼崎市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備）	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律（仮称）」の制定を求める。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律（仮称）」の制定を求める。	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。 民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうなると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。　勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体が受け入れることができるようになることが必要である。	—
R1	185	12_その他	中核市	尼崎市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条第1項に新たに「受講料及び入場料」を追加	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる内容が限定されており、諸収入となる受講料及び入場料は含まれていない。こうしたことから、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等を徴収するため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要があることから、「受講料及び入場料」を、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる内容への追加を求める。	地方自治法施行令第158条において、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる内容が限定されており、諸収入となる受講料及び入場料は含まれていない。 こうしたことから、指定管理者に受付業務を委託した場合においても、市職員が受講料等の徴収のため指定管理施設にて徴収等の処理を行う必要がある。	—
R1	186	08_消防・防災・安全	中核市	尼崎市	農林水産省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。 この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。 この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならず、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。 例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年も同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。 このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅱ)生活介護事業所外でのサービス提供時間中における社会参加活動等については、施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行っている場合には、当該施設利用者に係る報酬を算定して差し支えないことを、地方公共団体に令和元年度中に周知する。					
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅱ)指定小規模多機能型居宅介護については、過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずることについて検討し、令和3年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅰ)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護における介護報酬については、過疎地域等において、地域の実情に応じて指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村(特別区を含む。)が認めた場合は、一定の期間に限り、登録定員を超過した場合の減算を行わないこととする。 [措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))]	過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないことを可能とするため、改正省令を令和3年1月25日に公布し、令和3年3月15日より施行した。また、改正告示を令和3年3月15日に告示し、令和3年4月1日より適用した。	【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号) 【厚生労働省】厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正(令和3年厚生労働省告示第73号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_181	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省(4)】【国土交通省(7)】 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	災害査定前に事前協議を行う必要があると認められる場合は、設計の変更に係る協議の円滑化に資するよう、合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを地方公共団体に通知した。	【国土交通省】災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)(令和2年3月18日付け国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知) 【国土交通省】災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(新旧対照表) 【国土交通省】災害復旧事業と他事業との合併施行に係る取扱いについて(各政令指定都市、各一部事務組合宛)(令和2年3月18日付け国土交通省港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡) 【国土交通省】災害復旧事業と他事業との合併施行に係る取扱いについて(各都道府県宛)(令和2年3月18日付け国土交通省港湾局海岸・防災課総括災害査定官事務連絡) 【農林水産省】「公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて」(令和2年3月19日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長事務連絡) 【農林水産省】「公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて」(令和2年3月30日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_186	林野庁森林整備部治山課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省都市局都市安全課、水管理・国土保全局防災課、港湾局海岸・防災課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	187	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、経済産業省	B　地方に対する規制緩和	地域未来投資促進法第3条第2項第1号へ、第11条第3,4項、第17条 地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(告示)第1ヘ(2) 農村産業法第5条4項第3号、第13条 農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示) 1(3)	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】 当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。 加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域以外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一団の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	188	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、豊岡市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について （平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車局長通知）	市町村運営有償運送における IT機器等を活用した運行管理の実施	IT点呼が認められている営業所を有する一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること。	【現状】 市町村運営有償運送において安全運転のための点呼は、運行管理者が運転者に対して対面で実施することが求められている。 一方、一般旅客自動車運送においては、一定の要件を満たせばモニター等の機器を活用したIT点呼が実施可能となった。 【支障事例】 自家用有償旅客運送を実施している地域の多くは、採算性の問題から一般旅客自動車運送事業者によることが困難な地域であり、必然的に営業所が存在していない地域である。 市が一般旅客自動車運送事業者に運行もしくは運行管理を委託し、その管理の下で地域住民が運行を行う場合は、事業者がIT点呼を認められていても、運転手は点呼のために運方の営業所まで赴く必要がある。これが地域内で運転手を確保する際の支障となり、運行経費増加の要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	189	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、三田市、和歌山県、徳島県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	平成30年3月30日付国自旅第338号（道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について）	自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化	交通不便地または交通空白地において、市町の認める高齢者移動ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、ボランティア保険料（自動車乗車中の事故に対する保険を含む）を無償運送の範囲内で収受できる経費とすること。	【現状】 自家用自動車で高齢者移動ボランティア活動を行う場合、①ガソリン代、②道路使用料、③駐車場代については実費として、道路運送法の許可・登録なく無償運送の範囲内で収受できる。 しかし、協賛金、保険料、カンパなど運送と直接関係のない名称で利用者から収受する場合であっても、運送による反対給付との関係があると国が認めるときは、収受する金額がたとえ少額でも道路運送法の自家用有償運送の許可又は登録が必要とされている。 【支障事例】 過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス等の公共交通機関の利用が困難な高齢者が増えつつある。高齢者の外出を支える柔軟な対策が急務となるなか、地域の受け皿やボランティア活動組織の熟度によっては、当初から自家用有償運送による運行を実施するのではなく、段階的に導入できる新たな枠組みが必要となる。地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。 平成30年6月に、三田市において地域ボランティアによる自家用無償運送を開始した。 事故時の保障に備えてボランティア保険に加入することが望ましいが、ボランティア保険料については自家用有償運送の登録を受けなければ収受できないことから、ボランティアの個人負担となり、活動を継続する上で支障となっている。 平成30年3月の通達によって明確化された規制の趣旨を踏まえても、ボランティア保険料が一律に無償運送では収受できない金銭に該当するとは必ずしも言えないと考えられるため、地域における実情を踏まえた通達の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	190	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医療法第30条の23、第30条の24、第30条の27等 医師確保計画策定ガイドライン（平成31年3月29日）6-2	医学部の「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続設置	地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。このことから、二次医療圏ごとに医師が不足する場合は、必要な医師数を安定的に確保するため、地域の実情に応じた臨時定員による地域枠の設置を認めること。 従って、2022年度以降も当面は現行制度を継続し、地域枠については臨時定員で措置すること。	【現状】 地域における医師不足解消に向け、医学部を有する大学が入学定員の増加を行おうとする場合、都道府県から修学資金の貸与を受ける代わりに、卒業後にその地域で一定期間働く「地域枠」の定員増が認可される。 地域枠の入学定員（臨時定員）については、2021年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。それにもかかわらず、医師確保計画策定ガイドライン（平成31年3月）においては、医師の需給が均衡するとの前提で、2022年度以降、臨時定員による地域枠を要請できるのは、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要と地域枠を確保できない場合に限定された。 なお、2022 年度以降の医師養成数については、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」でとりまとめられた医師の働き方改革に関する結論、医師偏在対策の状況等を踏まえ、再度、医師の需給推計を行った上で検討を行うこと、とされているところである。 【支障事例】 本県の人口10万人当たりの医師数は、圏域別では神戸と阪神南以外の8圏域で全国平均を下回っている。全国平均を下回っている地域を全国平均並み（人口10万人当たり240.1人）にするためには、1,291人の医師が必要である。 しかし、本県が地域枠で養成した医師は33人しかおらず、医師の地域偏在を解消できていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	191	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、堺市、神戸市、鳥取県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項	精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長	精神障害者保健福祉手帳の更新期間を現行の2年から4年に延長すること。	【現状】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、「2年ごとに政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。」と定められている。 【支障事例】 精神疾患を起因として、思考、感情や意欲の障害を残している精神障害者は、症状が一時的に治まっても再発の可能性がある寛解状態が長期化し、障害が固定する身体障害者との差異は少なくなっている。 しかし、身体障害者手帳は有効期限がない一方、精神障害者保健福祉手帳は2年に1回の更新が必要で、同手帳所持者にとっては有効期限の管理、診断書等の準備、市町窓口で手続き等の負担が大きい。 また、同手帳保持者は毎年増加しており、申請の増加に伴い、審査・判定と交付事務を行う精神保健福祉センターの事務量は急増しており、2年ごとに更新を行う現状では手帳の早期発行が困難な状況となっている。 手帳の更新状況を確認したところ、更新前の等級から変更のなかった人の割合は95%程度で、概ね等級変更がない状況となっている。また、2回の更新で等級変更がなく少なくとも4年間、同一の等級であった人の割合も90%程度であるため、更新期間を延長しても概ね支障がないものと考える。 ＜手帳所持者数＞ 平成27年末:24,227名→平成28年末:25,450名→平成29年末:27,033名→平成30年末:30,483名	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	192	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	厚生労働省医政局長・老健局長通知（平成30年3月27日付医政発第0327第31号・老発0327第6号） 「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」	病児保育施設を医療機関内の設備（待合・廊下・トイレ等）の共用や職員の兼務により設置できるよう、介護保険施設等と同等の併設条件とすること。	病児保育施設についても医療機関内の設備（待合・廊下・トイレ等）の共用や職員の兼務により設置できるよう、介護保険施設等と同等の併設条件とすること。	【現状】 介護保険施設等を医療機関内に設置する場合は、医療法解釈に関する国通知において一定の条件（医療に支障がない、管理者の明確化、利用計画の提出等）の下で、待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められている。 病児保育施設は医療と密接な関連があり、介護保険施設等と機能的な差異がないにもかかわらず、国通知により待合・廊下・トイレ等の設備の共用や職員の兼務が認められていない。 【支障事例】 医療機関内に併設されている病児保育施設は、児童の預り前に医師の診察を経るなど併設医療機関の管理下にある。 しかし、医療法上、医療機関内の患者利用スペースに保育関係施設を設置することは想定されていないため、医療法を厳密に適用すると待合・廊下・トイレ等の導線分離等のために工事が必要となるなど、医療機関の構造や保健所の裁量に左右され、医療機関が子見性を欠き病児保育施設の設置を躊躇することとなる。 現状では、病児保育施設の必要性に鑑みて、特例的に一定の施設共用を認めるなどの配慮が行われているものの、政令指定都市・中核市・都道府県保健所ごとの裁量に委ねられている。 例えば、県内A市が、市内に立地する病院内に、一部の病室を転用して病児保育施設を開設する計画を策定したが、構造上、階段・廊下等導線の分離ができず、保健所の指導の下、運用上の対応策を模索することとなった。対応の検討に時間を要し、半年程度開設準備が遅れた。また、病院内における病児保育施設の位置付けが明確でないことから、病院が一時的に開設に後ろ向きの姿勢を示すなどの弊害も見られた。	—
R1	193	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、兵庫県市長会、兵庫県町村会、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条,110条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が遡付となった場合の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が遡付となった場合であっても、特別徴収の対象者要件（年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない）を満たす場合には、前年度2月の徴収額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少し、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定した場合、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 後期高齢者医療制度において年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。具体的には、被保険者からの問合せ対応、納付書送付事務及び経費負担、未納になった場合の督促や催告及びそれに要する費用負担が発生している。 また、後期高齢者には体が不自由な方も多く、納付書による支払いは被保険者にとって負担となるため、特別徴収に再度切替えるまでの間の保険料の未納に繋がりやすい。 なお、今年度から低所得者に対する均等割軽減特例の見直しが行われ、保険料収納率の低下や一層の事務負担増が懸念される中、保険料の滞納防止につながる制度の見直しが急務である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省(7)】【経済産業省(4)】 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平19法40) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(以下「農村産業法」という。)に定められた基本方針(農村産業法3条1項)又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)に定められた基本方針(地域未来法3条1項)に基づいて行う農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)内における工場や工業団地の拡張については、やむを得ず産業導入地区(農村産業法5条2項1号)又は土地利用調整区域(地域未来法11条2項1号)に農地を含める場合において、都道府県等が基本計画に具体的な方針を定めるに当たって考慮すべき事項を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画(農村産業法5条1項)又は土地利用調整計画(地域未来法11条1項)に同意する場合の判断に当たって、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることと併せて、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する。	—	やむを得ず農用地区域内の土地を含めて工業団地等の拡張を行う場合における判断基準を明らかにし、都道府県知事が、市町村が策定する実施計画又は土地利用調整計画に同意する場合の判断に当たって、地域の実態に即して総合的に判断するものであることを地方公共団体に通知した。 また、工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知した。	【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」等の一部改正について(令和2年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知) 【経済産業省・農林水産省】「地域未来投資促進法を活用して工業団地等の拡張を行った事例」及び「農村産業法を活用して工業団地等の拡張を行った事例」(令和2年3月30日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_187	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 経済産業省地域企業高度化推進課地域未来投資促進室
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ⅰ)市町村運営有償運送(施行規則49条1項1号)を実施する市町村(特別区を含む。)が行う、運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示(施行規則51条の18第1項)については、地域公共交通会議(施行規則9条の2)等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年9月5日付け国土交通省自動車局長通知)]	—	市町村運営有償運送を実施する際の点呼については、対面での実施が困難な場合には、適当と認められた方法での実施を可能とする旨を通知した。	【国土交通省】市町村有償運送の登録に関する処理方針(新旧)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_188	国土交通省自動車局旅客課
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ⅲ)法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭(「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平30国土交通省自動車局旅客課長))については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを、地方運輸局及び地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	道路運送法における許可又は登録を要しない運送において収受可能としている金銭については、特定非営利活動法人等が車両に関して任意保険に加入する場合における、当該保険料への地方公共団体からの補助が含まれることを通知した。	【国土交通省】道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について(令和2年3月31日付け自動車局旅客課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_189	国土交通省自動車局旅客課
5【厚生労働省】 (12)医療法(昭23法205) (ⅱ)医学部における臨時定員による地域枠の設置の在り方については、医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会での令和4年度以降の医師養成数に関する議論を踏まえて検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (10)医療法(昭 23 法 205) 医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとする。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 [措置済み(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長通知)] ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。 [措置済み(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長通知)]	医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、以下のとおりとした。 ・令和5年度末までとした期限について、令和6年度末まで1年間延長した。 ・令和6年度末までとした期限について、令和7年度末まで1年間延長した。	【文部科学省】【厚生労働省】令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて(通知)(令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和6年度医学部臨時定員に係る方針について(令和4年10月27日) 【文部科学省】【厚生労働省】令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和4年11月4日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知) 【厚生労働省】令和7年度医学部臨時定員に係る方針について(令和5年11月9日) 【文部科学省】【厚生労働省】令和7年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)(令和5年11月27日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_190	文部科学省高等教育局医学教育課 厚生労働省医政局医事課
5【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) (ⅰ)精神障害者保健福祉手帳の有効期限(45条4項)については、関係団体の意見等を把握した上で、有効期限の延長を含めた地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (22)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の交付(45条2項)については、以下のとおりとする。 ・必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、申請者向けの申請書用チェックリスト及び医師向けの診断書用チェックリストを作成し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)] ・地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において令和7年度までに行うこととされている地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に向けた取組の中で、地方公共団体が使用する障害者福祉システムを統一・標準化する。	地方公共団体の事務負担軽減策として、手帳交付事務において年金関係情報を円滑に取得できるよう、手帳交付事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)を改正した。 また、自治体の事務負担軽減のため、申請者・医師向けのチェックリストをそれぞれ作成し、都道府県・指定都市宛に送付した。 地方公共団体が利用する障害者福祉システムの標準準拠システムへの移行については、令和3年10月に障害者福祉システム標準仕様書【第1.0版】を策定. その後も制度改正等に伴い、定期的な標準仕様書の改定を行っている。地方公共団体においては、令和7年度までの移行に向けた取組を行っていただいており、一部の地方公共団体については、既に標準準拠システムへの移行が完了している。	【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(「情報照会マニュアル」)について (令和2年9月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課事務連絡) 【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(「情報照会マニュアル」) 【厚生労働省】精神障害者保健福祉手帳の申請書用及び診断書用チェックリストについて(令和4年2月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_191	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (27)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金受給者・年金保険者・地方公共団体等への影響や特別徴収の活用機会の拡大に関する地方公共団体の意向を踏まえ、特別徴収の事務の改善について検討し、令和4年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (36)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅱ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令6> 4【厚生労働省】 (41)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (ⅲ)後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤(以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。)の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	194	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲（災害救助費の対象）が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬などに限定されており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるにもかかわらず、罹災証明書の発行やその前提となる家屋被害認定調査に要する業務は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外である。 【支障事例】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査及び罹災証明発行等業務のために、31日間で延べ300人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担が大きい。 これまでの内閣府の回答は、家屋被害認定調査が災害対策基本法に基づき本来的に市町村が行うべき事務であるとのことだったが、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災住宅件数が多いことから多数のマンパワーが必要となり、被災自治体だけでは家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であることが改めて明らかになった。 また、罹災証明発行業務については、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたり活用されることを理由に災害救助費の対象にできないとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れると多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることから、救助費の対象とすべきである。 さらに、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体の職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があっても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むことになる。 なお、これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、通常は0.5、最大でも措置率0.8となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	195	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第2条	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大 （被災全地域への適用、半壊世帯への適用）	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象とすること。住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を可能とするため、全壊及び大規模半壊に加えて、各種災害において多数発生している半壊世帯も支援対象とすること。	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。このため、同じ災害による同じ被害であっても住所地により法の支援対象とならない場合がある。 また、法の目的に鑑みると、半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行制度では支援対象とされていない。 全国知事会も平成30年11月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】 平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 また、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306世帯に対し、半壊659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く発生した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	196	12_その他	都道府県	兵庫県、播磨町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第68条第1項第5号、 第86条の4第4項 公職選挙法施行令第89条第2項第1号	地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	【現状】 公職選挙法により、地方議会議員の被選挙権は同一自治体内に引き続き3ヶ月以上居住することが要件とされている。しかし、立候補届に必要な書類として住民票は規定されておらず、客観的に住所を確認する資料がない状況にある。 ＜立候補届に必要な書類＞ (1)届出書、(2)供託証明書、(3)宣誓書、(4)所属党派証明書、(5)戸籍の謄本又は抄本 【支障事例】 町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべき」とする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない。 立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	197	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する机上査定を実施することができるとされている。 ただし、激甚災害に指定された場合は、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針により災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件（18.6%）に止まっている。（机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件（78.6%）になる。） 今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定限度額では、災害査定の事務手続きを迅速に実施することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	198	12_その他	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、小野町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	自動車登録令	自動車の登録・廃車等の申請時における印鑑登録証明書の廃止	自動車登録令第15条において、申請書には印鑑に関する証明書の添付を求めている。その証明は、住所地の市町村長が作成するものとして、自治体が作成する印鑑登録証明書となっている。これを添付不要とする。	自動車の新規登録・抹消・移転の際に印鑑登録証明書の添付が求められており、福島運輸支局管内においても年間約25万件の事務を処理している。 同証明書の発行業務は市町村の窓口業務においても負担となっているほか、住民・事業者にとっても手間となっている。 なお、軽自動車の登録等の際には同証明書の添付は求められていない。	—
R1	199	07_産業振興	中核市	郡山市、本宮市、大玉村、鏡石町、猪苗代町、平田村、浅川町、三春町、小野町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地に関する準則（備考）1	工場立地法における準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法の明確化	工場立地法に基づく準則条例における既存工場等の緑地等面積の計算方法について、当該工場等が準則条例の通常計算（工場立地に関する準則における第1条から第3条までによる計算）で定める緑地等面積を上回る場合は、事業者等の判断で通常計算によるか特例計算（工場立地に関する準則における（備考）1による計算）によるか選択できる規定を当該条例に置くことが可能であることを通知等で明確化することを求める。	【制度の概要】 工場立地の準則等における特例計算は、一定の緑地等を直ちに整備することが困難である既存工場等のために、生産施設のビルド面積に応じた緑地等の整備を行うために設けられている。 【支障事例】 工場立地法に係る緑地面積率等については、国の準則に替えて準則条例を定めることが可能となっており、当市においても平成27年度に準則条例を制定している。当該条例では国の準則に倣い既存工場等の緑地等面積の計算に当たっては特例計算によることとしているが、緑地面積率等を緩和したことに伴い、既存工場等でも通常計算による緑地等面積を上回る企業が出てきている。そういった企業にとっては、複雑な特例計算を行うことに利点がないにも関わらず、特例計算を行わざるを得ない。 特例計算は複雑な計算式であることから、計算内容を理解し、正しく計算を行うことが事業者の負担となっている。また、特例計算は変更履歴を積み重ねて行うことから、過去の届出を数十年にわたって管理・保存しなければならず、過去の届出が見当たらないという事業者からの声もあった。 行政にとっては、企業が増設を行う時期が重なる（決算時期関係）場合が多く、その際に、既存工場等の特例計算を行うことは、過去の届出すべてのチェック、検算などが必要となり、通常計算に比べて負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	200	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法8条1項1号	災害公営住宅事業（一般災害）の指定要件の見直し	「滅失した戸数が被災地全域で500戸以上」となっている災害公営住宅整備事業（一般災害）の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な運用を可能とする。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業（一般災害）の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道（被災地全域）の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている（なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている。）。 被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。 被災地の滅失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	201	09_土木・建築	町	厚真町、安平町、むかわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法23条 公営住宅法施行令6条 （大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法21条の適用がある）	災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業（一般災害）の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。 被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。 被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	202	05_教育・文化	一般市	竹田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国、県の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。 部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	国、県の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。 スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	203	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市、埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間等の延長	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要のない意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療（精神通院）の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ⅲ)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。	—	地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加した(公職選挙法の改正を含む第10次地方分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(公職選挙法改正の施行日は令和2年9月10日)。)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について(令和2年6月10日付け総務大臣通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_196	総務省自治行政局選挙部選挙課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【経済産業省】 (2)工場立地法(昭34法24) 既存工場等(工場立地に関する準則(平10大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示1)(備考)1)において、生産施設の面積の変更(減少を除く。)が行われるときの生産施設、緑地及び環境施設の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、既存工場等以外の工場と同様のより簡易な計算方法で算定できることをホームページで公表するとともに、その旨を地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて周知する。 [措置済み(工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課))]	—	既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときの緑地等の面積の算定については、一定の条件を満たす場合には、より簡易な計算方法で算定できることを周知した。	【経済産業省】工場立地法FAQ集(令和元年8月経済産業省地域企業高度化推進課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_199	経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	部活動指導員の確保が円滑に進むよう、地方公共団体から収集した取組事例を地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果について(令和2年3月31日付けスポーツ庁政策課学校体育室、文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_202	スポーツ庁政策課学校体育室 文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅳ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅲ)自立支援医療に係る支給認定等(54 条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54 条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14 法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る 事務手続及び省略可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_203	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	204	12_その他	中核市	八王子市	総務省	B　地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する基準を明確にすること。 とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的かつ詳細な判断基準（ガイドライン等）を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送宣伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。 しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送宣伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車を選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送宣伝車の使用は本当に可能かとの問い合わせがあった。 本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送宣伝車の使用は認められないとの意見で一致した。この間、国に対しても、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。 このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明なまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	205	12_その他	中核市	八王子市	総務省	B　地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	選挙運動用自動車に関する規格制限（公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に掲げられた各基準）の統一	現行の公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理かつ実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。）」に基準を統一すること。 また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするとともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式（二輪駆動か四輪駆動）の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く基準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合は開閉できる天窓のある自動車でも使用可能となっており、近年ではバン型であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。 本市選管でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、警視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。 候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限らいえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。この他、その問い合わせ先についても市選管か警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	—
R1	206	03_医療・福祉	一般市	市川市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第19条第1項及び第4項	ケースワーク業務の一部外部委託化	生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。	本市では、国の施策に先行し、福祉施策の分野、特に障害のある方を地域で支える分野において、行政と民間双方が連携して協働していく土壌を整備し、福祉の充実を図ってきた。 生活保護の分野においても民間との協働による充実に取り組みたいと考えているが、生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町村長が行い、委任はその管理下にある行政庁に限るため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。 本市の生活保護の被保護者数は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーには、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くことが見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。 ※なお、過去の特区提案に対する厚生労働省の回答では「ケースワーク業務については、保護の実施機関である地方自治体の責任において行うべきものであり、管理的な業務（保護の決定及び実施にあたる業務）以外のケースワーク業務の一部についてのみ委託可能」との見解が示されている一方で、平成29年12月5日にとりまとめられた「生活保護制度の見直しについて（生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ）」において、ケースワーク業務等のあり方については、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要がある。」とされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	207	12_その他	一般市	市川市	法務省	B　地方に対する規制緩和	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	郵送での請求が可能な戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要であること、さらにICカードリーダーを用いなくてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利用者の自己負担が生じるなど、利用者が簡易に申請できるシステムの構築が困難になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	208	12_その他	都道府県	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、猪野市長泉町衛生施設組合、伊豆沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	法務省	B　地方に対する規制緩和	なし	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」（一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明）の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。	【一部事務組合】 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。 【支障事例】 現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。 しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。 「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等もないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。（現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。） 【支障解消策】 組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 （16）生活保護法（昭25法144） （ⅳ）ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。 ・福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、必要な措置を講ずる。 ・現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令4＞ （23）生活保護法（昭25法144） （ⅰ）ケースワーク業務の外部委託については、福祉事務所が被保護者に対して行う家庭訪問の方法に関する取扱いを見直し、外部の専門機関との連携により被保護者に係る必要な状況確認が可能な場合は、これをもって家庭訪問とみなすことができる範囲を拡大すること等を地方公共団体に通知する。 ［措置済み（令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、令和4年7月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）］	社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論も踏まえ、家庭訪問に関する運用の見直しについて、令和4年7月26日付で通知を発出した。	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」（社援発0726第3号） 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（社援保発0726第1号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_206	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	209	12_その他	都道府県	静岡県、川越市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、場山町、美里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	総務省、法務省	B　地方に対する規制緩和	なし （上記法律で欠格要件を定めていないのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条）	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している（大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり）「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知（子家発0309第1号）によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯歴情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。 静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯歴情報の照会」が養親希望者の本籍地市町に来ている。 しかしながら、「犯歴情報」は要配慮個人情報にあたり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯歴情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯歴情報の提供が出来なかった実績はないが、犯歴情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。 市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提（邂逅人名簿の調製に必要となるため）に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯歴情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。（当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。） 【支障解消策】 市区町村における「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付け、また、「犯歴情報を提供できる場合」の要件を法律上として明確化する。	—
R1	210	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、埼玉県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、大阪府	厚生労働省、環境省	B　地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条第1項 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項、同条第2項	化製場等に関する法律に基づく飼養許可の見直し	化製場等に関する法律に基づく指定区域（同法第9条第1項）において動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録（同法第10条第1項第24条の2）を得た者（同法第10条第2項第6号に規定する飼養施設に限る。）は化製場等に関する法律に基づく飼養許可（同法第9条第1項）を得たものとみなす。	現在、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録（同法第10条第1項、第24条の2）をする場合、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づく飼養の許可（同法第9条第1項）が必要となることがある。 ※化製場法に基づく指定区域（同法第9条1項）において、動愛法に基づく飼養施設（同法第10条第2項第6号）内で10頭以上の犬を収容する場合 確かに、化製場法に基づく飼養許可規制の目的が、公衆衛生にあるのに対し、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録規制の目的は、動物の健康・安全の保持等及び生活環境保全等にあり、その規制目的を異にしており、重複規制となっているわけではない。 もっとも、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき動愛法施行規則施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき都道府県条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。 このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。	—
R1	211	12_その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、開成町、愛川町、山梨県、愛知県	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	マイナンバー制度における適切な情報提供	マイナンバー制度の見直し等を行う際には、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。 また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、判明した段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。 データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 また、7月から次年度のシステム改修等に関した予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	212	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市、寒川町	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（別添）認可外保育施設指導監督基準（平成13 年3月29 日雇児発第177 号）	認可外保育施設の保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日の解釈の明確化	認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日（いわゆる満年齢）」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	今後、認可外保育施設が幼児教育無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。現状、都道府県等の指導監督基準における保育従事者の配置に係る乳幼児の年齢の基準日については、厚生労働省に確認したところ、「都道府県等の裁量により「年度初日の前日（いわゆる学年）」か「誕生日（いわゆる満年齢）」か定めることができる」との回答を得ている。 しかし、都道府県等の指導監督基準で年齢の基準日を「誕生日（いわゆる満年齢）」とし、それに適合する施設を適当と認めたとしても、国の指導監督基準（年齢の基準日を「年度初日の前日（いわゆる学年）」で規定）を満たさない可能性があり、幼児教育無償化の対象とならない可能性がある。 都道府県等の指導監督基準を満たした施設が適切に幼児教育無償化の対象となるために、認可外保育施設について、保育従事者の配置基準に係る乳幼児の年齢の基準日を「誕生日（いわゆる満年齢）」として運営している施設が国の指導監督基準を満たしている旨の解釈を明確にすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	213	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第32条、第37条の2	学校給食費の公会計化に伴う生活保護制度の教育扶助（学校給食費）における支給方法の明確化	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助（学校給食費）の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を通知により明確化されたい。	学校給食費が公会計化された場合における教育扶助（学校給食費）の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を明確化されないことにより下記の支障が生じている。 【支障事例】 生活保護の一種である教育扶助（学校給食費）については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公会計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会（以下、「自治体の長等」という。）が徴収権者となるため、当然学校給食費は自治体の長等あてに納付することになる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長等に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助（学校給食費）を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。制度上、一旦学校長に交付し、そこから自治体の長等に納付することは可能であるが、学校の事務負担等の観点から現実的ではない。また、自治体の長等が教育扶助（学校給食費）の納付を受けるため、学校長から委任状をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	214	08_消防・防災・安全	都道府県	神奈川県、藤沢市、小田原市、寒川町、愛川町、大阪府	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	気象業務法第24条、施行規則第13条第1項	津波警報等が発表された場合の伝達手段として、旗の掲出を可能とする通知等の発出	災害発生時における旗など視覚を利用した伝達手段が利用可能であることの明確化	津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや放送等の音声による伝達が中心となるが、マリンスポーツをしている人等、海上や海岸にいる人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難い場合があり、また、聴覚に障害のある方には聞き取り自体が困難であることから、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。 しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められており、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう通知等の発出が必要である。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府（17）】【総務省（24）】 マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。	—	令和2年度と令和3年度におけるデータ標準レイアウトの改版にあたり、地方公共団体に対してレイアウトの確定版を前年度の7月に提示し、情報連携開始までの改版に関わるスケジュールについても遵守された。	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
5【内閣府（3）（ⅰ）】【厚生労働省（5）（ⅲ）】 児童福祉法（昭22法164） 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断について、指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にした。	【厚生労働省】「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_212	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
5【厚生労働省】 （16）生活保護法（昭25法144） （ⅲ）学校給食をはじめとする教育扶助（13条）については、現物給付によって行うことができる旨を明確化し、地方公共団体に周知するとともに、公会計化に伴い学校給食費等を徴収・管理することとなった地方公共団体の長等に対して支払うことを可能とする。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した（生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日）。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について（令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_213	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	215	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、横浜市、海老名市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ－4－（4）	食料安全保障確立対策推進交付金（消費・安全対策交付金）について、早期の交付決定の実施	食料安全保障確立対策推進交付金（消費・安全対策交付金）について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】 本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国（植物防疫所）が調査及び廃棄植物の指定（廃棄命令）を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】 過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付要望するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。 植物防疫所の検定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	216	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	【園芸用施設の設置等の状況把握】 園芸用施設の設置等の状況把握実施要領 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の見直しを行うことで、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先として行っている。 一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	217	02_農業・農地	都道府県	神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 （平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）	農業次世代人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとして求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。	農業次世代人材投資事業においては、準備型の就農状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していること等を証明する添付書類として「農地基本台帳及び契約書等の写し」を提出することが要綱上求められている場合がある。 この農地基本台帳の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が異なっており、本事業で求められている写しにどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないところ、農業委員会によっては、事業に直接関与していない農地の所有者の個人情報が記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところも多く、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	218	01_土地利用（農地除く）	都道府県	神奈川県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について（平成15年4月8日　国都市第537号）申請手順図－1図－2	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	土地区画整理事業の測量成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続きにおける都道府県経由の廃止	【現状】 国土交通大臣に提出する土地区画整理事業に伴う測量成果の国土調査法第19条第5項指定に係る申請書その他の書類については、平成15年4月８日国都市第537号通知の図－1・図－2において都道府県知事（または政令市）を経由することとされている。（認証申請手続全体を規定する平成15年1月８日国土国第352号においては、都道府県経由は規定されていない。） 【具体的な支障】 県経由時の書類管理や整理、書類間の数字や文言の突合等の形式チェック、国への進達書類等が大きな負担となっている。年3回程度、地方整備局から県へ対象案件のとりまとめ依頼があり、県から市町村（政令市除く）、組合等へ照会をかけ、とりまとめには約1か月の期間を要している。 年間数件程度の事務であることから書類管理や国への進達といった事務も含め、事務処理ノウハウの継承が負担となっている。 県認可事業であっても、経由時は書類の形式チェック等を行うのみであるため、事業認可主体が行う必要はない。（中核市や事務処理特例市町村が認可しているものでも県が経由を行っている。） 県の事業所管課として、測量成果の内容を把握する必要性がない。 事業者にとっても、県経由によって申請に時間を要することで迅速な指定が受けられない。また、申請書提出後の進捗状況に県が関知していないことを承知しておらず、問い合わせ先等に関し混乱しているケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	219	12_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人（研究開発）の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「KISTEC」）では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通した社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても保証がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。 しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人（研究開発型）における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人（研究開発型）による出資は認められていない。 そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障害となっている。 なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。 【解決案】 地方独立行政法人（研究開発型）による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	220	04_雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A　権限移譲	職業安定法第19条、職業訓練受講推薦要領	公共職業訓練のあっせんのうち、受講推薦（金銭給付を伴わない）について、県によるあっせんも行えるよう職業訓練受講推薦要領を改正	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦について、県によるあっせんも行えるよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。（ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。） 併せて、県の受講推薦により職業訓練を実施することとなった求職者について、訓練手当や職業訓練受講給付金の受給要件を満たすことが事後に確認された場合には、ハローワークにおける手続により、受給可能となるよう措置すること。	【現状】 公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん（受講指示、支援指示、受講推薦）が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。 【支障事例】 求職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。（主に、雇用保険が無い方。） その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続きを促すほかなく、適時の訓練受講につながらず、訓練の受講機会の喪失に繋りかねない。（ハローワークにおいて、改めての就職相談（複数回）が必要。） 【権限付与後の対応】 権限付与の際は、県就職支援機関のアドバイザーと高等技術専門校の就職等推進員とが連携し、職業相談の実施等により就職率向上を図るとともに、訓練終了後の就職状況調査を実施していく。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	221	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を拡げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。 現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。 ・短期大学（同法108条） ・高等専門学校（同法第122条） ・専修学校（同法第132条） ・高等学校専攻科（同法施行規則第100条）	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月１日付け文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされて、継続検討となっている。 しかしながら、時間割に余裕が無いうえ、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得することは物理的に不可能である。 このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。 （専修学校の要件） ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位 （熊本県立技術短期大学校） ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位（大学設置基準ベース） また、本県の職能校で行った受験者及び在校生アンケートによると、約半数の学生が大学への編入学制度の創設を希望しているが、現状では進学への道が閉ざされており、教育機関相互の連携が無いため、多様な学修機会が保障されていない。	―
R1	222	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第59条の2	企業主導型保育事業における学童の受入れ	企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設と協定を締結している一般事業主が雇用する労働者の監護する学童及び地域枠で利用している者の監護する学童の保育を可能とすること。	企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育て両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童（学童）は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。 例えば、夜間の保育ニーズがある学童がいても、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。 一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設（県内に2施設）においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。 夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるか、又は子どもたちだけで留守番をしている。	―
R1	223	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、認定こども園法、子ども子育て支援法	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めるもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、1つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。 【具体的な支障事例】 休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまい、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件（年間を通じて開所）を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】 休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担う連絡調整事務が生じる。また、通常預かっていない園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (11)消費・安全対策交付金 地方公共団体が農林水産大臣から協力指示(植物防疫法(昭25法151)19条1項)を受けて防除に関する業務に協力する場合の特殊病害虫緊急防除に係る消費・安全対策交付金の交付については、あらかじめ病害虫の発生状況や防除措置の内容、スケジュール等を地方公共団体と協議し、交付金額及び交付時期について十分調整を行った上で、地方公共団体の事務の執行に支障が生じないよう遅滞なく決定する。	—	病害虫の発生状況、防除方法、防除時期等を踏まえ、病害虫の発生が確認された都道府県・市町村と交付額及び交付時期について、事前に十分調整を行い、必要な予算を確保し、早期に交付決定を行った。 なお、プラムポックスウイルスの緊急防除については、令和2年度末をもって終了したことから、令和3年度以降、消費・安全対策交付金の交付手続きはなくなった。	—	—	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【農林水産省】 (10)地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握 地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、調査の合理的かつ効率的な実施の観点から、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度中に地方公共団体等に周知する。 また、地方公共団体の負担を軽減するため、それぞれの次回調査までに、調査項目や対象品目の削減等を行う。	—	地域特産野菜生産状況調査、特産果樹生産動態等調査及び園芸用施設の設置等の状況把握における地方公共団体から国への回答内容については、地方公共団体が通常の業務の中で把握している情報を報告すれば足り、追加的な調査は不要であることを令和元年度に地方公共団体等に周知するとともに、令和元年度から2年度にかけて、当該3調査の調査項目や対象品目の削減等を行った。	【農林水産省】平成30年産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和元年11月18日付け) 【農林水産省】「園芸用施設の設置等の状況」の見直しに係る事前の意見照会について(令和2年3月27日付け農林水産省生産局園芸作物課施設園芸対策班事務連絡) 【農林水産省】地域特産野菜生産状況調査実施要領(平成30年産)一部改正新旧対照表(令和元年9月30日付け) 【農林水産省】令和元年産特産果樹生産動態等調査入力上の留意事項(令和2年12月9日付け) 【農林水産省】園芸用施設の設置等の状況把握の実施について(令和3年3月11日付け農林水産省生産局園芸作物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_216	農林水産省統計部生産流通消費統計課、農産局園芸作物課、果樹・茶グループ
5【農林水産省】 (13)農業人材力強化総合支援事業 (ⅰ)農業人材力強化総合支援事業のうち、農業次世代人材投資事業に係る交付申請時等に添付する農地の所有権又は利用権を有していることを証する書面については、農地基本台帳の写しに限られるものではなく、農地法3条の許可を受けた賃貸借又は売買に係る契約書等の他の書面で代替可能であることを明確化するため、令和2年4月を目途に「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平24農林水産事務次官)及び「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」を改正する。	—	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)を令和2年4月1日付で一部改正し、農地の権利設定の状況が確認できる書類について、農地基本台帳の写しのほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画等のいずれかの書類で確認可能であることを明記した。	【農林水産省】農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和2年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_217	農林水産省経営局就農・女性課
5【国土交通省】 (8)国土調査法(昭26法180) (ⅰ)土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請(19条5項)等の手続については、都道府県知事を経由しないこととし、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を令和元年度中に改正する。	—	土地区画整理事業の確定測量に係る成果の認証の申請等の手続について、「土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について」(平15国土交通省都市・地域整備局市街地整備課)を改正し、都道府県の経由事務を廃止した。	【国土交通省】土地区画整理事業の測量成果の国土調査法第19条第5項の指定等について(令和2年3月31日付け国土交通省都市局市街地整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_218	国土交通省都市局市街地整備課
5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ⅰ)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。	—	地方独立行政法人法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した(地方独立行政法人法改正の施行日は令和2年9月10日)。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について(令和2年6月10日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_219	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(11)(ⅴ)】【厚生労働省(33)(ⅴ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府(9)(ⅰ)】【厚生労働省(34)(ⅰ)】 (ⅰ)施設型給付費等に係る休日保育加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条46号)については、複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等も対象とする。 [措置済み(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和2年内閣府告示第27号)、令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]	令和2年4月より、複数の施設等との共同により年間を通じて休日保育を実施する場合(輪番制で実施する場合を含む)も休日保育加算の対象とした。	【内閣府】【厚生労働省】特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和2年5月12日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_223	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	224	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目（所長設置加算等）を基本単価に組入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない賃延を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に応じていない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目（所長設置加算等）を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	225	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（平成31年3月12日付け事務連絡）、私立高等学校等の実態調査について（平成30年5月31日付文科高第191号）	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容（様式）の統一。	【現状】 毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容（様式）がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 【具体的な支障事例】 調査のとりまとめを行う県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一体化して照会しているものの、調査時点については、施設種別が4月1日付で変わる（保育所から幼保連携型認定こども園に変わる場合など）ことも、厚生労働省と文部科学省の調査時点（それぞれ3月31日と4月1日時点）が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。 また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	226	12_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれに提出する必要がある。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。 文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でないと工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。（平成30年6月分内示　文科省：6月27日、厚労省：6月8日）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	227	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A　権限移譲	軌道法、軌道法施行令、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行規則	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。また、工事施行認可や工事着工・竣工の期限伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理（直轄国道を除く）する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	228	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	A　権限移譲	鉄道事業法、鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令、鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設（縦断的に敷設するものに限る）の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設（縦断的に敷設するものに限る）の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。	【現行制度】 鉄道線路を道路に敷設する許可については、その敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して申請書を提出し、都道府県知事は経由時に関係する道路管理者への意見聴取等を行うこととされている。 【支障】 政令市内においては都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、政令市内において道路に縦断的に敷設する鉄道線路については、都道府県知事が経由事務を行うこととされており、現に道路を管理（直轄国道を除く）する政令市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	229	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	法務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条、27条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準の明確化	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく通報対象者の基準を明確にすること。	【現状】 法第26条では、「矯正施設の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、（略）都道府県知事に通報しなければならない。」とされ、法第27条において、「都道府県知事は、第二十二条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない。」とされている。 【支障事例】 現在、通報対象者が明確でないため、矯正施設から単なる不眠により睡眠薬を服用している者についても、同法第26条に基づく通報がなされている場合等があり、県及び矯正施設にとって必ずしも必要とは認められない事務手続きが発生している。そのため、通報を受ける自治体において、通報対象者一人一人に対する対応が十分に行えず、支援が必要な対象者を見逃す恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	230	12_その他	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示（平成25年総務省告示第395号）	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 （地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど）	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示（平成25年総務省告示第395号）で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。 上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	231	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条（公益事業その他の事業）、同法第14条（規則の認証）、同法第22条（役員の欠格）、同法第81条（解散命令）、同法第87条の2（事務の区分）	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	宗教法人から暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。（以下同じ。））を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として （1）役員に暴力団員等が含まれていること （2）暴力団員等がその事業活動を支配するもの を規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【支障事例】 （1）宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 （2）現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 （3）既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 （4）暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R1	232	12_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省	B　地方に対する規制緩和	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」（平成25年8月総務省公表） 「情報連携による世帯構成の確認方法について」（平成29年11月8日付け事務連絡）	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報の改善	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみが取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第19条第7号に基づく情報照会に際して行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」（平成25年8月総務省公表）や「情報連携による世帯構成の確認方法について」（平成29年11月8日付け事務連絡）で示された方法（以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。）により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住民基本台帳NWS」という。）」の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省(12)】【厚生労働省(41)】 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令5＞ 5【こども家庭庁】 (20) 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、事業者及び地方公共団体の負担を軽減するため、令和5年度中に調査時点の統一及び調査に関する様式の共通化を図る。	調査依頼の発出時期について、文部科学省と厚生労働省の連名で調査を依頼し、依頼時期の統一化を行った。 また、私立幼保連携型認定こども園の耐震状況に係る調査については、令和5年度調査以降は調査時点を3月31日とし、1つの耐震化調査として必要な項目をまとめて実施することとした。	【文部科学省・厚生労働省】私立幼保連携型認定こども園の耐震化に関するフォローアップ調査について(令和3年6月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_225	こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)付 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働省事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_226	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
4【国土交通省】 (1)軌道法(大10法76) 軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する。	—	都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限(一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。)については、指定都市に移譲する内容の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を第201回国会に提出、令和2年6月3日に成立。 令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 令和3年12月に軌道法の概要及び政省令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令・告示を公布し、政令市に周知した。	【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号) 【国土交通省】軌道事故等報告規則の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第395号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_227	国土交通省鉄道局総務課・施設課、道路局路政課
4【国土交通省】 (2)鉄道事業法(昭61法92) 鉄道線路の道路への敷設の許可(61条1項ただし書)に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。	—	鉄道線路の道路への敷設の許可に係る都道府県知事の事務・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものに関する指定都市への委譲について、令和元年9月に、事務・権限の移譲に関する説明会を開催するとともに、政令市との意見交換を実施。また、令和2年12月に改正予定事項について事務連絡を関係都道府県及び政令市向けに発出した。 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令案のパブリックコメントを令和3年8月27日より令和3年9月25日まで実施した。 軌道法施行規則等の一部を改正する省令案のパブリックコメントを令和3年9月11日より開始した。 令和3年12月に政省令改正作業の状況等について政令市向けに説明会を実施した。 令和4年3月25日に関係政令を、同月30日に関係省令を公布し、都道府県・政令市に周知した。	【国土交通省】軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について(令和2年12月22日付け事務連絡) 【国土交通省】(新旧対照表)軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令等の一部を改正する政令(令和4年政令第84号) 【国土交通省】軌道法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_228	国土交通省鉄道局総務課・施設課、道路局路政課
5【法務省(1)】【厚生労働省(14)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報(26条)については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和2年中に通知する。	—	通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を通知した。	【法務省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月28日付け法務省矯正局事務連絡) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 26 条に基づく都道府県知事への通報の対象者について(令和2年2月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_229	法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
5【総務省(13)(ⅲ)】【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]	—	不要財産納付時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決については、同時に議案の提出が可能である旨を通知した。	【総務省】地方独立行政法人の不要財産納付時における定款変更の手続について(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_230	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室 文部科学省高等教育局大学振興課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（提案等）
R1	233	08_消防・防災・安全	都道府県	長野県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条第2項 内閣府告示第228号第2条第1号へ	災害救助法に係る一般基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における避難所開設期間の見直し	災害救助法では、救助費用の限度額や救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。 しかし、一般基準の範囲内で救助が実施できることは少なく、特別基準を定めることの方が多い。例えば、避難所の設置に係る救助期間は、災害発生の日から7日以内とされているが、当県ではこれまで、避難所が7日で閉鎖されることはほとんどなかった。このように、一般基準が現状に合っていないことにより、本来の救助事務以外に事務量が増大し、県及び市町村担当者の負担となっている。また、当該基準は従うべき基準であることから、自治体の規模・体制に応じた柔軟な設定が不可能である。 なお、特別基準の協議の流れはおおむね次のとおり。①避難者数や救助の状況等から市町村へ期間延長の要否、必要な期間及び根拠等を照会②内閣府防災へ電話にて協議。確認事項等あれば再度市町村へ問い合わせ③協議結果を応援先都道府県、市町村へ伝達。 以上の理由から、昨今の救助実態をもとにした避難所開設期間の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	234	12_その他	都道府県	長野県	総務省、外務省	B　地方に対する規制緩和	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号） 第11条第1項第6号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件（平成7年12月8日自治省告示第209号） （参考） 政府調達に関する協定を改正する議定書第13条1(h)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく随意契約によって調達できる業務の拡大	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。 加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。 なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」＝「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下、特例政令という。）の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作ろうにも高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足になし得ませんでした。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	235	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	補助金適正化法26条2項、施行令17条 医師法16条の2、省令（平成14年12月11日厚生労働省令158号） 医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	医師臨床研修費等補助金の交付申請等に係る都道府県経由の廃止	医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介することなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。 県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省(医師は厚生局)へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。 なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとすれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。 合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	236	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	補助金適正化法26条2項、施行令17条 歯科医師法第16条の2 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年6月28日厚生労働省令103号） 医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介することなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	歯科医師臨床研修費等補助金の交付申請から実績報告までの事務について、都道府県を介することなく国と指定医療機関との間で直接実施できることを明確化する。	臨床研修費等補助金(歯科医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」6(1)及び(3)並びに11(1)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとされている。 県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容でもないため、県の経由を廃止しても問題は生じない。 なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項及び同法施行令第17条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとすれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。 合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	237	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法 公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.12（平成30年9月27日時点版））	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要となる保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。 しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。 また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。 現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	238	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育士修学資金貸付等事業」について、日本学生支援機構奨学金（貸付型の奨学金）の返済等、保育士の確保に資する自治体等の独自の貸付事業が実施できるようなメニューの追加や、補助事業にも流用できるようにする等、「保育士修学資金貸付等事業」をより効果的に活用し、保育人材の確保ができるよう、制度の拡充・条件緩和	「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育士修学資金貸付等事業」について、例えば、日本学生支援機構奨学金（貸付型の奨学金）の返済等、保育士の確保に資する自治体等の独自の貸付事業が実施できるようなメニューの追加や、補助事業にも流用できるようにする等、「保育士修学資金貸付等事業」をより効果的に活用し、保育人材の確保ができるよう、制度の拡充・条件緩和を求める。	「保育士修学資金貸付等事業」については、平成27年度・平成28年度の国の補正予算により制度が拡充され、現在、就職準備金貸付等の5つのメニューがあり、本市でも大阪府が実施している事業を除く4つのメニューを実施している。 この貸付事業は、保育人材確保のために、保育士等または施設が貸付を受け、貸付の対象となった職員が2年間当該自治体に所在する施設で勤務すると返済が免除となる制度であるが、就職準備金貸付のための経費認定に領収書が必要であることや、途中で退職するリスクを敬遠する等で、当初の想定に比べて利用が低調となっている。 この貸付原資については、事業開始時に「保育対策総合支援事業費補助金」の交付決定を経て、3分年分を受け入れているが、この貸付原資の範囲内で事業の継続が可能であり、また、「保育士修学資金貸付等事業」の交付決定額の範囲内で、当初申請額の各メニューの内訳に縛られることなく実情に応じて各メニューに配分して貸付を行うことが可能となっている。 保育人材の確保は喫緊の課題であり、貸付制度を積極的に活用していく必要があるため、制度の拡充・条件緩和が必要である。	—
R1	239	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月31日内閣府告示第49号）	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公定価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。 しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。 例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1．9倍であるが、加算区分はb区分となっている。 都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の1つとなっている。 また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。 なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物借料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	240	05_教育・文化	指定都市	大阪市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	公立学校施設整備費国庫負担事業における公立学校施設整備費国庫負担率の緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担事業において、現行制度上、「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件（いわゆる「前向き整備」）について、児童数が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等によって交付条件等が定められている。 本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が急増しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童急増対策が重要な課題となっている。 こうした児童急増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえで対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれている場合は、将来を見据えた教室規模で校舎を整備する必要がある。 しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(所謂前向き整備)」でしか補助算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返され、ただでさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狭隘となることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	241	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	国土交通省	A　権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」が10年毎の改訂である一方、「広域計画」は3年毎に改訂を行うなど時代の変化により的確に対応できる。「関西広域地方計画」の策定権限を関西広域連合に移譲することにより、同計画をさらに実効性のあるものとすることができる。 広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行っており、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。 また、関西広域連合は関西圏の都道府県・政令指定都市で構成されるとともに、経済団体や市町村の代表などで構成される協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きで必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係府県市の議員が兼職しており、議会を通じた住民の意見反映も可能となる。 以上から、広域連合は関西における計画を推し進める主体としてより適切である。	—
R1	242	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	国土交通省	A　権限移譲	近畿圏整備法第第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能なほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 ［措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))］	都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年11月に都道府県担当課に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_235	厚生労働省医政局医事課
5【厚生労働省】 (38)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集の作成・充実など必要な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令2＞ 5【厚生労働省】 (41)臨床研修費等補助金 臨床研修費等補助金の申請等に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、質疑応答集を作成し、都道府県に通知する。 ［措置済み(臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)、臨床研修費補助金(医師)質疑応答集(令和2年11月厚生労働省医政局医事課))］	都道府県が行っている補助事業者からの照会対応について、負担軽減を図るため質疑応答集を作成し、令和2年8月に都道府県担当者に周知した。	【厚生労働省】臨床研修費補助金(歯科医師)質疑応答集(令和2年8月厚生労働省医政局歯科保健課)	—	厚生労働省医政局歯科保健課
5【内閣府(11)(ⅰ)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(33)(ⅱ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	員の職歴を確認する際、職歴証明書だけでなく年金加入記録等から推認する取扱も可能であることについて通知に明記した。 (令和2年7月30日付け通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」) 　また、年金加入記録等によるより具体的な確認方法として、労働条件通知書等とあわせて確認することが考えられる旨を公定価格に関するFAQに明記した。 (令和3年9月14日付けFAQ「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(ver.20)」)	【内閣府】公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.20)(令和3年9月14日付けFAQ)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_237	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	243	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	244	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣（林野庁）が申請書を受理してから予定通知の施行まで標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、進捗から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。 加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。 この点について、農林水産振興を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。 なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	—
R1	245	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、広域環境保全などの政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、円滑かつ効率的な処理が可能である。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	246	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくい。 また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 この点について、広域環境保全を含む政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば円滑かつ効率的な処理が可能であるほか、公園計画の決定者と公園の管理者を統一することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することに変わりはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	247	07_産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	248	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県知事の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	249	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県知事の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	250	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項　等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	251	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項　等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	252	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	253	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第59条の22・23の3、第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項　等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	254	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	255	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条　等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	256	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項　等	宅地建物取引業に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	257	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第得2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条　等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	258	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項　等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	259	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項　等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口遷流につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	う	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	260	01_土地利用（農地除く）	その他	関西広域連合	国土交通省	A　権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項　等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につなげ、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	261	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A　権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1項	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所の権限となっているもの（一の府県域の場合は、府県の権限）について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれる地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に移譲し、より関西の実情を反映した施策等を実施することにより、地域の活性化や人口還流につなげ、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	—
R1	262	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」（氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要）の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考える。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	—
R1	263	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」（氏名の変更がある場合は戸籍抄本等が必要）の提出が必要である。 しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考える。 さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、証明書発行に係る学校事試験事務及び試験事務の負担軽減につながる。また、卒業証明書の発行手続きに加え、卒業証明書記載の氏名から変更がある場合の戸籍抄本等の発行手続きが不要となり、受験者の利便性の向上につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。	—
R1	264	12_その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A　権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が移譲	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。 将来的に更なる人口減少が見込まれる地方においては、持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国や広域行政体を含めた地域の全体による補完関係を構築する必要がある。関西には広域行政を担う関西広域連合がすでにあることから、当該権限を関西広域連合に移譲することにより、地域補完の最適化につながり、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。 なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり、行政の効率化を図ることもできると考える。	—
R1	265	12_その他	その他	関西広域連合	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲拡大及び国との共同事務処理の枠組創設	地方分権の観点から、国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行ったときは協議に応じるべきことを求める。 また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない（同条第4項）とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することするよう要請することができる（地方自治法第291条の2第4項） 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要である。 しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	—
R1	266	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており（いわゆる一般基準）、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める（いわゆる特別基準）ととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に救量のみ地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	—
R1	267	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A　権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。 関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。 広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	—
R1	268	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A　権限移譲	学校教育法第4条、第95条、私立学校法第4条、第8条、専門職大学設置基準	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置（予定）者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置（予定）者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	—
R1	269	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第51条、第54条の2（別表第2） 介護保険法	生活保護法における 介護機関の指定に関するみなし規定の範囲の拡大	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	【制度改正の経緯】 生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業所があらかじめ特段の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされる。（生活保護法第54条の2第2項） 生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うことになる。（該当項目には、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。） 【支障事例】 別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。 本市において、平成30年度に上記の事案が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事案発生から処分通知を発出するまでは、内部の事務手続き等を含め1カ月要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	270	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間並びに自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	自立支援医療（精神通院）の支給認定の有効期間等の延長	現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要のない意見書を準備してくる利用者があり、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療（精神通院）の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	271	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	老人福祉法第14条及び第15条等 老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請及び届出について、老人福祉法の届出書類等を簡素化する。	介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされた。 これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月１日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	272	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第49条、第49の2、第49条の3等	生活保護法による医療機関の指定更新に係る手続きの簡素化	生活保護法（以下「法」という。）による医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定更新手続きにおいて、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の指定更新があったときは、その保険医療機関等は指定医療機関としての指定更新があったものとみなす措置	医療機関の指定は、平成25年の「生活保護法の一部を改正する法律」により、健康保険法による保険医療機関等と同様、6年間の更新制となり、従来の指定申請の手続きに加え、6年毎に指定更新手続きを要することとなった。 一方、法第49条の2第2項第1号において、「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保健医療機関等でないとき」は、指定をしてはならないと規定し、また、法第52条第1項において、「指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。」と規定している。さらに、生活保護受給者の中には、健康保険に加入している者もおり、健康保険加入者は、健康保険と生活保護法による医療扶助を併用している。このことから、指定医療機関における診療が生活保護特有の規定ではないことは明らかである。 しかしながら、現行法上は、一部を除く指定更新の手続きは、指定医療機関からの申請により行われるものであるため、自治体及び指定医療機関の双方に事務負担が生じている状況がある。 【参考（千葉市）】 ・平成30年度の指定等件数：243件（内訳）指定：48件、更新：195件 ・令和元年5月末日時点の市内保険医療機関の指定率：90.1% （内訳）市内保険医療機関数1,718　うち指定医療機関数1,549	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (16) 生活保護法（昭25法144） （ｉ）生活保護法による指定介護機関については、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力も停止する。	—	生活保護法の改正を含む第10次分権一括法が第201回通常国会で成立し、令和2年6月10日に公布した（生活保護法改正の施行日は令和2年10月1日）。	【厚生労働省】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について（令和2年6月10日付け厚生労働省社会・援護局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_269	厚生労働省社会・援護局保護課
5【厚生労働省】 (31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅱ）自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅲ）自立支援医療に係る支給認定等（54 条）の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54 条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭14 法73）に基づく障害年金及び障害手当金等）に係る関係方法等を地方公共団体に通知する。 ［措置済み（令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）］	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づく 情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて（通知） （令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知） 【厚生労働省】令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る 事務手続及び省略可能な書類の一覧等について （令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_270	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
5【厚生労働省】 (22) 老人福祉法（昭38法133） 老人福祉法に基づく施設の設置の届出等に係る文書については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図る観点から、令和元年度中に省令を改正し、簡素化する。	—	届出等に係る文書の提出を一部不要とすること等を内容とする省令改正を行い、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第64号） 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について（令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_271	厚生労働省老健局総務課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（回答等）
R1	273	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	建築基準法第52条 建築基準法施行令第2条	建築基準法上の容積率不算入部分として交通広場等を取り扱うこと。	建築基準法の容積率制限は道路、公園等の公共施設の供給・処理能力とのバランスを保ち市街地環境の悪化を防止する目的として行われているものとされている。 一方で交通広場は実質的に建築利用の規模等への影響がほとんどなく、公共交通の利便性向上によって周辺の交通環境改善等につながるとともに、都市施設等に位置付けることで担保性、公共性が保たれるため、容積率算定から除外しても支障がないと考えられることから、交通広場等について地方自治体が都市計画の都市施設などに位置付けた場合に容積率不算入とする仕組みを求める。	本市の拠点駅周辺は既に土地利用が行われており、種地不足やコスト面等から、平面的に交通広場の面積を確保することが困難なため、交通結節機能の強化が図られていない。 こうした状況の中、「駅前広場の上空利用」（平成23年3月）において、積極的に駅前広場の上空を活用した結節点整備の推進が挙げられており、本市においても立体都市計画制度を活用し、民間活力による交通広場の整備を検討しているが、敷地が大きく上空利用しない場合は交通広場も敷地面積に含まれ、床面積も生じないものの、限られた空間で建物と交通広場を複合整備する場合は、交通広場により容積率が圧迫される。 検討事業において地権者と協議を行う際、交通広場の空間の拠出について一定の理解を得るものの、交通広場が容積率対象となることで地権者の土地利用に制約を与え、協議に支障をきたしている。容積率緩和も手法の一つと考えられるが、検討地区においては周辺の交通基盤に与える影響が多大であることや、容積率緩和に対する住民の懸念が窺えること等から、困難な状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	274	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、法務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	民法第25条～第29条（不在者財産管理人）、民法第951条～第959条（相続財産管理人）、空家等対策の推進に関する特別措置法	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	所有者不明空き家に関し、地方公共団体（市町村）への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度（不在者財産管理人：民法第25条～第29条、相続財産管理人：民法第951条～第959条）の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立ができないこととされている。 京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。 一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選定の申立ができないと、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対処が不十分なものとなる。 空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。 平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	275	12_その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B　地方に対する規制緩和	【各種選挙の投票用紙】 公職選挙法第71条 公職選挙法施行令第45条、第77条 昭和51年6月「教賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 最高裁判所裁判官国民審査法第24条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。	使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。 昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む」との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙（使用済み、未使用とも）を廃棄した事案に係るものである。 未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。 市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	276	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法31条、43条	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされたい。	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など）を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認（法第43条）を行う必要がある。 しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者の間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	277	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	国土交通省道路局長通知（平成15年10月30日 国道有第52号） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成15年11月6日 障発第1106002号）	障害者有料道路割引制度の事務及び市民の利便性の改善について	障害者の有料道路割引制度について、申請の受付を郵送もしくはインターネットにより有料道路事業者が直接対応できるようにすること。	障害者の有料道路割引制度の手続きについて、各福祉事務所で制度の案内を行い、申請に基づき証明書を発行し、申請者が高速道路会社に郵送することとなっている。 更新（2年毎）の際も証明書の発行が必要であるため、年々、問い合わせや窓口への来所者が増えており、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。 市民からも「手続きは直接有料道路事業者とできないか」との声がよくでない。 神戸市では年間約12,000件の申請があり、電話での問い合わせも頻繁にある。	—
R1	278	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和すり。	障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価（加算）については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準（①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける　等）が設けられている。 本市においては、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準（専用棟の定員20名以上等）があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。 （参考）重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障　害児施設入所者数（平成31年3月現在）：25名 ⇒このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	279	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の民設共同調理場への拡大	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準に民設民営の学校給食センター等を加えるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 しかしながら、食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、給食調理施設が公設であるか民設であるかによって分かれており、著しく合理性を欠くものとなっている。 こうした中、本市では、現在、民設の給食調理施設を含めて、児童生徒へ給食を提供できる体制をとっており、配置基準の対象とされていない民設民営の学校給食センターやデリバリーの受配校に対しては、単独財源により栄養教諭や嘱託の栄養士を配置し、食育指導等を行っているが、栄養教諭が学校給食を活用して食に関する実践的な指導を行うことを定めた学校給食法の規定や食育の推進、食物アレルギー対応における栄養教諭の必要性を踏まえれば、早急に改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数　550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数　1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	280	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法第37条第2項、第13項 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 学校給食法第6条、第7条、第10条	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかに上って算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準と踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校：児童生徒数　550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場：児童生徒数　1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場：基準対象外	—
R1	281	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知） 有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年7月30日付日本道路公団等策定）	有料道路における障害者割引制度の改善	有料道路における障害者割引制度について、割引を適用する車両の指定及び申請日以降2回目の誕生日ごとの更新手続を撤廃し、身体障害者手帳等の提示のみで適用する方法に改めるよう求める。 また、ETC割引手続での「ETC利用対象者証明書」を省略し、既定の申請書に身体障害者手帳等のコピーを添付し、高速道路事業者等が設置する窓口に送付すれば利用手続が行える方法に改めるよう求める。	有料道路における障害者割引制度については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について（平成15年11月6日付障発1106002号各都道府県知事・各指定都市市長、各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部庁通知）」等により市町村福祉事務所等における事務の実施について規定され、「有料道路における障害者割引措置実施要領（平成15年7月30日付日本道路公団等策定）」により運用されているが、身体障害者手帳等の提示のみで割引を受けられるJRなど多くの公共交通機関と異なり、割引の適用が障害者1人につき1台の自動車に限定されていることや、申請日以降2回目の誕生日までに市町村福祉事務所等で更新手続が必要であることなど、障害者支援の多様化や障害の重度化など、現代の障害者を取り巻く状況にそぐわず、利用者の利便性を損ない大きな負担となっており、本割引制度の趣旨である障害者の自立と社会経済活動への参加の支援の妨げとなっている。 また、ETC割引の手続については、現在、申請者が市町村福祉事務所等で「ETC利用対象者証明書」の交付を受け、高速道路事業者等が設置する窓口に送付する必要があるが、市町村福祉事務所等へ出向くことが負担となっている。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (6)建築基準法（昭25法201） （ⅰ）建築物の容積率（52条1項）の算定については、交通広場等を専ら道路交通の用に供する部分又は屋内的用途に供しない部分として判断できる場合、当該部分を床面積に算入しないことを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和元年度中に通知する。	—	建築物の容積率の算定にあたり、床面積の算入については、建築物に適用される制度等に関わらず、当該部分が屋内的用途に供するか否かや、専ら道路交通の用に供するか否かにより判断するものであり、計画内容に応じて特定行政庁が判断するものである旨通知した。	【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について（各指定確認検査機関（大臣指定）の長宛て）（令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡） 【国土交通省】建築物の床面積に算入されない部分に関する情報提供について（各都道府県 建築行政主務課長宛て）（令和元年12月23日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_273	国土交通省住宅局市街地建築課
5【総務省(18)（ⅰ）】【法務省(4)】【国土交通省(19)（ⅰ）】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） （ⅰ）空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が行った不在者財産管理人（民法（明29法89）25条1項）又は相続財産管理人（同法952条1項）の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。	—	空き家対策における財産管理制度活用の事例集（市町村が債権を有しておらずかつ特定空家等と認める手続を行っていない場合であっても財産管理人選任の申立てが認められた事例）を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における財産管理制度活用の事例集（令和2年12月18日）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_274	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 法務省民事局参事官室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法（昭22法136）及び公職選挙法（昭25法100） 最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間（最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条）については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	総務省自治行政局選挙部選挙課
5【内閣府(11)（ⅱ）】【厚生労働省(33)（ⅲ）】 子ども・子育て支援法（平24法65） 特定地域型保育事業者の確認（43条）については、確認に係る事業所の所在する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。	—	地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの「確認」の効力について、事業所の所在する市町村の「確認」の効力が他の市町村にも及ぶものとし、教育・保育施設と同様に他の市町村による更なる「確認」は不要とした。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法（昭22法164） (ⅶ)障害児入所施設（42条）における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令3＞ 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法（昭22法164） （ⅳ）障害児入所施設（42条）における重度障害児支援加算費については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、小規模グループケア加算を算定している場合は、重度障害児専用棟を設置すること及び重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とすることの2つの施設要件を満たさない場合であっても算定を可能とする。 ［措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年告示第87号））］	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、小規模グループケア加算を算定している場合は、①重度障害児専用棟の設置、②重度障害児入所棟の定員をおおむね20人以上とする要件の2つを満たさずとも、重度障害児支援加算を算定できることとした。なお、居室を1階に設ける要件については、重度障害児の火災時等の安全性の確保の観点から、小規模グループケア加算を算定している場合であっても、重度障害児支援加算を算定する上で必要な要件とすることとした。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年3月23日厚生労働省告示第87号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_278	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	282	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。 特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 （申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	283	09_土木・建築	市区長会	指定都市市長会	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。 本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。 所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。 本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。 一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。 以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	284	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育士宿舎借り上げ支援事業に係る補助要件の緩和	保育士宿舎借上げ支援事業に係る①雇用年数の要件の撤廃、②待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定の撤廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。 また、補助期間は最長で10年となっているため、入職した保育士が10年目以降に他の施設へ転職してしまうなど中堅職員の離職が促されてしまう。 以上のことから、雇用年数要件（若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定）の撤廃を望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	285	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	ひとり親の就労促進のため、必要な資格取得を目的として養成機関において修業する場合に支給する「母子家庭高等職業訓練促進給付金」について、地域の実態に即した給付金となるよう、運用の改善を行うこと。	「母子家庭高等職業訓練促進給付金」の運用の改善	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生活の両立を支援するために、母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金が支給される。 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、受給期間が平成30年度からは通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4年間の修業が必要であり、期間を網羅できていない。 修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。 准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合には、通算4年間の給付金を支給することし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	286	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る（公財）児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。	企業主導型保育事業について、（公財）児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	287	09_土木・建築	一般市	羽島市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について（平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号）	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）などに相当する情報の調査権限を与えて欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。 特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導をしているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。 こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題登記と、所有者が申請していない事実を鑑み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するための不採用となった経緯がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	288	06_環境・衛生	都道府県	石川県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること	【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。 【支障事例】 環境省からの交付金額の内示を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるをえないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	289	12_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第202条の5第2項	地域協議会構成員要件の規制緩和	地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから。市町村長が選任することになっているため、この住所要件の緩和を求めるもの。	本市では、地域自治区を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する」ことになっている。 地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要になるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治区への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治区に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域ニーズへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治区には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治区もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例で、「（地域協議会の）会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	—
R1	290	06_環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高畠町、川西町、三川町、庄内町	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)	循環型社会形成推進交付金（廃止ごみ焼却施設解体）の補助対象の拡大	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。 ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。 ついては、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	【ごみ焼却施設の解体に係る支障】 ごみ焼却施設の解体は、ダイオキシン類対策等が必要であり、高額な費用が市町村等の大きな負担である。 本県では、平成30年度の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が1基増加した。また、設置後15年以上経過した施設が7施設あり、将来的な未解体施設増加の懸念がある。 未解体施設は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大させるほか、周辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。また、跡地利用も困難となる。 【規定条文】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)では、廃止施設の解体は、跡地に廃棄物処理施設を新設又は増設する場合のみ交付対象に含めることができる。 【制度改正の内容】 交付対象として、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を新たに加える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka_yosan.html
R1	291	06_環境・衛生	都道府県	山形県、山形市、新庄市、村山市、天童市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正（第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正）	採石案において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。 （もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与（知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと）するよう、採石法を改正すること。）	【具体的な支障事例】 山形県遊佐町では、鳥海山山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と水資源の保全を求める地域住民の対立が続いている。 遊佐町では、平成25年に「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」を制定し、当該条例に基づき、町が鳥海山麓での岩石採取を規制対象事業に認定（事業実施を認めない）する処分（平成28年）を行ったことに対し、採石業者が処分取消しを求め裁判となっている。 県は、上記業者の岩石採取計画の認可申請に対し、申請要件の不備（町の条例に基づき規制対象事業に該当しない旨の通知がないこと）を理由に、認可拒否処分（平成28年）を行ったが、業者は処分取消しを求め公害等調整委員会に裁定を申請し、同委員会から県に対し、採石法の認可基準に基づく実体的な審査をするよう指示が出された（平成30年）。 このように、条例を制定しても、岩石採取計画の認可申請に対し、自治体は採石法の認可基準によってのみ判断せざるを得ないが、現行の認可基準には水資源をはじめとする環境に配慮する規定はない。 以上を踏まえ、自治体が地域環境の保全を理由とした判断を可能とするためには、根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R1	292	12_その他	都道府県	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐えうる状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の多くでは、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。 しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を本事業に使って運営してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。 その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	293	03_医療・福祉	都道府県	富山県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」	保育所等の実地監査の効率的な実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定こども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実施することとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。 指導監査の方法については、厚生労働省通知により、「前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容の簡素化等を検討するにあたり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、どのような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。 保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要であると理解しているが、保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるなかで、1施設に充てることができる時間も限られ、安全対策を含めた保育内容、施設・設備の状況、職員の処遇状況、経理状況など適切な監査の実施が難しくなっている。 【監査対象施設数（中核市実施分除く）】 ・保育所：199，幼保連携型認定こども園：44　（1施設当たりの所要時間は 2～3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり） ・認可外保育施設：38　（1施設当たりの所要時間は 1～2時間） 計　281施設	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のものと統一した。	【文部科学省】認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【厚生労働省】保育所等整備交付金の交付について(令和2年6月5日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_282	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【総務省(18)(ⅱ)】【国土交通省(19)(ⅱ)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。	—	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平27国土交通省住宅局)を改正し、代執行(14条9項)又は略式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いを市町村に周知した。	【総務省】【国土交通省】「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の一部改正について(令和元年地方分権改革提案事項)(令和2年12月25日付け国土交通省住宅局長・総務省大臣官房地域力創造審議官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_283	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(11)(ⅲ)】【厚生労働省(33)(ⅳ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 企業主導型保育事業(59条の2)については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。	—	企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ助成決定等の情報を提供することとした。	【内閣府】【厚生労働省】企業主導型保育事業等の実施について(令和2年3月16日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_286	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省(18)(ⅲ)】【国土交通省(19)(ⅲ)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。	<令2> 5【総務省(14)】【国土交通省(14)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が実施する空家等対策については、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例を、市町村に令和3年中に周知する。	空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例についての事例集を国土交通省のHPに公表の上、市町村に周知した。	【国土交通省】空き家対策における事例集(令和3年3月国土交通省住宅局住宅総合整備課) 国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000042.html	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_287	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説明会)]	—	自然環境整備交付金の申請手続について、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知した。	【環境省】自然環境整備交付金等担当者説明会資料(令和元年10月7日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_288	環境省自然環境局自然環境整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (12)水産業強化支援事業 水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。	—	水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金について、対象となる施設の改築の内容を通知により明確化した。	【農林水産省】水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金において対象となる施設の改築の内容の明確化について(令和2年3月31日付け水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_292	水産庁増殖推進部栽培養殖課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分　提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R1	294	03_医療・福祉	町	金武町	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、病児保育事業実施要綱	病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合」には、配置基準を緩和して実施できることとされているが、「離島・中山間地その他の地域」を明確化すること。	病児保育事業の実施については、要綱において離島・中山間地域を念頭に保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されているところ。 他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対象となっており、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明確になっていない。 金武町は合計特殊出生率が2.00を超えており、離島や中山間とは異なる理由で保育士等職員の不足が深刻化しているが、当該地域においても、「その他の地域」に含まれると考えて、緩和した配置基準で病児保育事業を実施してよいか不明確である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	295	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について（その3）」の通し番号3	介護福祉士実務者研修における看護師、准看護師（以下、「看護師等」という。）の一部科目（医療的ケア）の受講を免除すること	看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目（医療的ケア）の受講を免除すること	介護現場で働く看護師等が、介護福祉士の資格取得を目指し、実務者研修を受講する場合、平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集の送付について（その3）」により、看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容を全て受講する必要がある。 このため、平成30年度に、実務者研修を受講しようとする看護師から「科目“医療的ケア”について“受講免除とならないか”」と問合せを受けたが、上記取扱いにより、「受講免除にならない」と回答せざるを得なかった。 ただ一方で、教育内容のうち、科目“医療的ケア”（受講時間：50時間＋実技演習）については、喀痰吸引等研修の修了者が受講免除の取扱いとなっており、その資格に基づき喀痰吸引等の行為を行うことができる看護師等に対して、医療的ケアに関する講義への受講を求めることは、取扱いにバランスを欠くものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	296	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	道路運送法第78条 年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について（自動車交通局貨物課長通知、国自貨第91号平成15年2月14日、一部改正国自貨第16号平成26年6月9日）	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	現在、道路運送法第78条3号で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず全国一律の基準で繁忙期のみ認められているが、これを中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において、地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が整った場合には年間を通して認めていただきたい。	現在、ドライバー不足により貨物の運送が困難になってきており、中山間地における配達は宅配事業者に負担となってきている。 そのような中、本県では、道路運送法第78条2号による市町村運営の有償運送において貨客混載を行い、集落の拠点（公民館）まで配達し、拠点から各個人宅へは宅配事業者から委託を受けた当該地域の自治組織の複数の世話人が各々が所有する車両を利用して配達する貨物の共助運送の仕組みを検討中である。 この場合、現行の道路運送法では、普通車の場合、貨物運行管理に係る国家資格や最低保有台数5台以上等の要件がある一般貨物自動車運送事業の許可が必要であり、現実的ではない。中山間地における宅配事業は年間通じて困難な状況にあり、自治組織は年間通じて自家用車による貨物有償運送を行う必要があるため、この規制緩和がなされなければ、仕組みが構築できない。 このケース以外でも、近年、ネット通販の普及から宅急便の取り扱い個数は急伸しており、中山間地におけるサービス低下も懸念されることから年間通じての貨物輸送の自家用運送が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	297	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、鳥取市、米子市	警察庁	B　地方に対する規制緩和	道路交通法第44条、第45条の2、第46条	自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停共用における規制緩和	道路交通法44条で禁止されている乗合自動車のバス停留所の10m以内部分への停車について、交通需要が少なく一般乗合旅客自動車運送事業者（緑ナンバー）が撤退し、自家用有償運送バス（白ナンバー）により代替交通を行っている地方においては、道路交通法46条の特例※によらずとも自家用有償運送バスの停車を可能とすること。 ※道路交通法46条の特例による停車許可を行う際に必要な道路標識（自家用有償運送車両がバス停留所の10m以内に停車可能である旨を表示する）の設置が支障となっているため、特例扱いをやめるべき。	鳥取県米子市淀江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所（14か所）において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停に停車としようとした。 鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置個所を現地で確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかることなどの問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いことやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。 なお、鳥取市南部地域でも同様の事例（バス停留所共有数は110か所）が生じている。	—
R1	298	12_その他	都道府県	鳥取県	総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る都道府県経由事務の廃止	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県経由事務を廃止すること。	【現行制度】 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者（市町村）と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務（以下「交付事務」という。）については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者（総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等）と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。（都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。） 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならず、大きな事務負荷が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにほかならないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	299	12_その他	都道府県	鳥取県	総務省	B　地方に対する規制緩和	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（中間サーバー改修経費のみ）について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（中間サーバー改修経費のみ）について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金事務について、都道府県が市町村（社会保障・税番号制度システム整備費補助金では市町村等又は協会等）の交付申請・実績報告の審査・とりまとめを行うこととされているが、そもそもこれら補助金は国の政策により行われているものであり、機構が発行するカード枚数に応じた補助金若しくは地方情報システム機構に置かれているサーバーの改修経費であり、敢えて市町村に関与させる必要が乏しく、ましてや都道府県が関与する必要はないと考えられる。 更にこれら補助金事務は非常にタイトなスケジュールの中行わなければならず、事務処理に忙殺されるなど、都道府県、市町村とも非常に大きな負荷が掛かっている。	—
R1	300	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等でも受け入れ可能かどうか明確にするとともに、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取り扱いの明確化を求める。	里帰り出産等で里帰り先に帰った保護者は、自治体による児童福祉法の解釈によって、居住地の保育所等を退所（園）しなければ、一時預かり事業を利用することができない場合がある。仮に退所した場合、里帰り出産後に居住地の保育所等に再度入所できるとは限らず、利用者は退所（園）に踏み切ることができない。 また、自治体の判断によって、居住地の保育所等を退所（園）せずとも一時預かり事業の対象とすることができるものの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html
R1	301	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】 ・健康保険法施行規則第53条（抜粋） 保険医療機関等から療養を受けようとする者は、被保険者証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。 ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条（抜粋） 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることをを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確かめなければならない。 【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提出のみで保険診療が受けられることとなっているが、医療機関が被保険者証のなりすまし使用を疑った場合、医療機関が任意でその患者に写真付身分証等の提示をお願いしているところである。しかし、医療機関が患者に対して身分証等の提示を求める行為、患者が医療機関の求めに応じて身分証等を提示する行為については、どちらも任意行為の範囲であり、身分証等の提示を拒否されることも起こり得、結果として、医療機関は被保険者証の提示を受けた以上その者に対して療養の提供を行わざるを得ない状況である。また、なりすまし受診については、未然に防ぐことができたものの、実例が確認されている中で、血液型やアレルギー等の情報を取り違える可能性もあり重大な医療事故につながる可能性が無いとは言えず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば解決するものと思料する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30) (ⅱ)介護福祉士実務者研修(40条2項5号)については、看護師及び准看護師が受講する場合に「医療的ケア」の科目の履修を免除するため、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平30厚生労働省社会・援護局長)及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平30文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長)を令和元年度中に改正する。	—	看護師又は准看護師の資格を有する者が実務者研修を受講する際、医療的ケアの科目の履修について免除可能とするため、改正通知を発出した。	【厚生労働省】「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について(令和2年3月6日付け文部科学省高等教育局長、厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について(令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_295	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
5【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) (ⅴ)中山間地等における貨物運送については、地方公共団体、貨物自動車運送事業者及び地方運輸局による貨物自動車運送事業者の運送の状況等に係る検証を踏まえ、78条3号に基づく許可を含めた貨物運送の方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【国土交通省】 (4)道路運送法(昭26法183) 繁忙期における自家用自動車を活用した貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、輸送実態に合わせて対象となる期間に春期を追加するなどの見直しを行うとともに、当該許可に係る申請を年1回で足りるものとする。 [措置済み(令和3年8月26日付け国土交通省自動車局貨物課長通知)]	繁忙期における自家用車の活用について、輸送実態に合わせた繁忙期の期間の見直し等を内容とする「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(自動車交通局貨物課長通知、平成15年国自貨第91号)」の改正を実施した。	【国土交通省】年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について(令和3年8月26日付け国土交通省自動車交通局貨物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_296	国土交通省自動車局貨物課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(3)(ⅱ)】【厚生労働省(5)(ⅳ)】 児童福祉法(昭22法164) 里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	—	出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の市町村が適当であると判断した場合は、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を里帰り先の市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えない旨を地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(令和2年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_300	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【厚生労働省】 (2)健康保険法(大11法70) 保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭32厚生省令15)3条)については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。	—	保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認については、保険医療機関等が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能であること等を通知した。	【厚生労働省】「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」に関する留意点について(令和2年1月10日付け厚生労働省保健局保健課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡) 【厚生労働省】保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について(令和2年1月10日付け保保発0110第1号、保国発0110第1号、保高発0110第1号、保医発0110第1号厚生労働省保健局保健課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/r1fu_tsuchi.html#r1_301	厚生労働省保険局保険課